

平成30年8月28日（火曜日）第1号

○議事日程	1 頁
○本日の会議に付した事件	3 頁
○出席議員	3 頁
○欠席議員	3 頁
○説明のため出席した者	3 頁
○職務のため出席した事務局職員	4 頁
○開会宣告	5 頁
○黙  禱	5 頁
○開議宣告	5 頁
○日程第  1  会期の決定	5 頁
○日程第  2  議席の一部変更	5 頁
○日程第  3  会議録署名議員の指名	6 頁
○所信表明	6 頁
○諸般の報告	9 頁
○日程第  5  議案第  8 2 号から 日程第3 4  議案第1 1 1 号まで	9 頁
○監査委員の審査意見の報告	1 2 頁
○委員会付託省略の議決	1 3 頁
○日程第3 5  発議第2号	1 4 頁
○日程第3 6  議会運営委員会委員の選任	1 4 頁
○日程第3 7  五所川原地区消防事務組合議会の議員の選挙	1 4 頁
○休会の件	1 5 頁
○散会宣告	1 5 頁

平成30年9月3日（月曜日）第2号

○議事日程	1 7 頁
○本日の会議に付した事件	1 7 頁
○出席議員	1 7 頁
○欠席議員	1 7 頁
○説明のため出席した者	1 8 頁
○職務のため出席した事務局職員	1 8 頁

○開議宣告	19頁
○日程第 1 代表質問	19頁
1 3 番 稲 葉 好 彦 議員	19頁
2 4 番 伊 藤 永 慈 議員	29頁
○日程第 2 一般質問	33頁
3 番 山 田 善 治 議員	33頁
1 6 番 福 士 寛 美 議員	36頁
1 4 番 松 野 武 司 議員	48頁
○散会宣告	60頁

平成30年9月4日（火曜日）第3号

○議事日程	61頁
○本日の会議に付した事件	61頁
○出席議員	61頁
○欠席議員	61頁
○説明のため出席した者	61頁
○職務のため出席した事務局職員	62頁
○開議宣告	63頁
○日程第 1 一般質問	63頁
1 番 井 上 浩 議員	63頁
2 1 番 平 山 秀 直 議員	80頁
1 2 番 木 村 博 議員	91頁
8 番 成 田 和 美 議員	95頁
2 番 花 田 進 議員	100頁
○散会宣告	109頁

平成30年9月5日（水曜日）第4号

○議事日程	111頁
○本日の会議に付した事件	111頁
○出席議員	111頁
○欠席議員	111頁
○説明のため出席した者	111頁

○職務のため出席した事務局職員	112頁
○開議宣告	113頁
○諸般の報告	113頁
○日程第 1 議案第82号から議案第106号まで	113頁
○日程第 2 請願第2号	118頁
○休会の件	118頁
○散会宣告	119頁

平成30年9月13日（木曜日）第5号

○議事日程	121頁
○本日の会議に付した事件	122頁
○出席議員	122頁
○欠席議員	123頁
○説明のため出席した者	123頁
○職務のため出席した事務局職員	124頁
○開議宣告	125頁
○日程第 1 議案第103号及び	
日程第 2 議案第104号	125頁
○日程第 3 議案第105号から	
日程第 5 請願第 2号まで	128頁
○日程第 6 議案第 82号から	
日程第26 議案第102号まで	129頁
○日程第27 発議第3号	135頁
○市長挨拶	136頁
○閉会宣告	137頁

署名	139頁
----	------

参考資料

○議決結果表	141頁
○会期及び日程	143頁
○代表質問通告表	145頁

○一般質問通告表	147頁
○総括質疑通告表	151頁
○議案付託区分表	153頁
○予算決算特別委員長報告資料	155頁
○請願文書表	157頁

平成30年五所川原市議会第4回定例会会議録（第1号）

---

◎議事日程

平成30年8月28日（火）午前10時開会

- 第 1 会期の決定
- 第 2 議席の一部変更
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 所信表明
- 第 5 議案第 82号 平成29年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 83号 平成29年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第 84号 平成29年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第 85号 平成29年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第 86号 平成29年度五所川原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第 87号 平成29年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 議案第 88号 平成29年度五所川原市高等看護学院特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 議案第 89号 平成29年度五所川原市神山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 議案第 90号 平成29年度五所川原市松野木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 議案第 91号 平成29年度五所川原市戸沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 議案第 92号 平成29年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 議案第 93号 平成29年度五所川原市喜良市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第17 議案第 94号 平成29年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 議案第 95号 平成29年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 議案第 96号 平成29年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 議案第 97号 平成29年度五所川原市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第21 議案第 98号 平成29年度五所川原市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第22 議案第 99号 平成29年度五所川原市下水道事業会計決算の認定について
- 第23 議案第100号 平成30年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）
- 第24 議案第101号 平成30年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第25 議案第102号 平成30年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第26 議案第103号 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議案第104号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第105号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議案第106号 五所川原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第107号 脇元財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 第31 議案第108号 脇元財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 第32 議案第109号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第33 議案第110号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第34 議案第111号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第35 発議第 2号 五所川原市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第36 議会運営委員会委員の選任
- 第37 五所川原地区消防事務組合議会の議員の選挙

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（23名）

1番	井上	浩	議員	2番	花田	進	議員
3番	山田	善治	議員	4番	磯辺	勇司	議員
5番	松本	和春	議員	7番	木村	慶憲	議員
9番	吉岡	良浩	議員	10番	秋元	洋子	議員
11番	鳴海	初男	議員	12番	木村	博	議員
13番	稲葉	好彦	議員	14番	松野	武司	議員
16番	福士	寛美	議員	17番	川浪	茂浩	議員
18番	桑田	茂	議員	19番	三潟	春樹	議員
20番	工藤	武則	議員	21番	平山	秀直	議員
22番	葛西	収三	議員	23番	山口	孝夫	議員
24番	伊藤	永慈	議員	25番	加藤	磐	議員
26番	木村	清一	議員				

---

◎欠席議員（3名）

6番	山田	和宗	議員	8番	成田	和美	議員
15番	寺田	武造	議員				

---

◎説明のため出席した者（23名）

市	長	佐々木	孝昌
総務部	長	北川	智章
財政部	長	櫛引	和雄
民生部	長	秋元	建一
福祉部	長	岩崎	孝幸
経済部	長	三橋	大輔
建設部	長	佐々木	秀文
上下水道部	長	岩川	和雄
会計管理者		岩川	静子

教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	小 林 耕 正
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
監 査 委 員 長 事 務 局 長	宮 崎 昌 子
農業委員会会長	齋 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	葛 西 達 也
総 務 課 長	長谷川 哲
財 政 課 長	須 藤 淳 也
市 民 課 長	福 士 豊
保護福祉課長	伊 藤 一二三
農林水産課長	今 重 彦
土 木 課 長	小田桐 繁 寿
経営管理課長	三 和 不二義
教育総務課長	川 浪 生 郎

---

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	浅 利 寿 夫
次 長	山 本 弘 隆



◎開会宣告

- 磯辺勇司議長 ただいまの出席議員23名、定足数に達しております。  
これより平成30年五所川原市議会第4回定例会を開会いたします。
- 

◎黙 祷

- 磯辺勇司議長 議事に入る前に、去る8月14日御逝去された前五所川原市長、平山誠敏殿の御冥福を祈り、謹んで黙祷をささげたいと思います。  
全員起立をお願いいたします。  
黙祷。

(黙 祷)

- 磯辺勇司議長 お直りください。  
黙祷を終わります。  
御着席ください。
- 

◎開議宣告

- 磯辺勇司議長 これより本日の会議を開きます。  
本日の会議は、議事日程第1号により会議を進めます。
- 

◎日程第1 会期の決定

- 磯辺勇司議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から9月13日までの17日間といたしたい  
と思います。これに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 磯辺勇司議長 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から17日間と決定いたしました。
- 

◎日程第2 議席の一部変更

- 磯辺勇司議長 日程第2、議席の一部変更を議題といたします。  
本件は、会派の異動等に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、3番、鳴海初男議員を11番に、4番、木村博議員を12番に、6番、松本和春議員を5番に、7番、山田

和宗議員を6番に、8番、木村慶憲議員を7番に、9番、成田和美議員を8番に、10番、吉岡良浩議員を9番に、11番、山田善治議員を3番に、12番、秋元洋子副議長を10番に、13番、山口孝夫議員を23番に、14番、伊藤永慈議員を24番に、15番、加藤磐議員を25番に、16番、木村清一議員を26番に、17番、稲葉好彦議員を13番に、18番、松野武司議員を14番に、19番、寺田武造議員を15番に、20番、福士寛美議員を16番に、21番、川浪茂浩議員を17番に、22番、桑田茂議員を18番に、23番、三潟春樹議員を19番に、24番、工藤武則議員を20番に、25番、平山秀直議員を21番に、26番、葛西収三議員を22番に、私5番、磯辺勇司を4番に変更するものであります。

お諮りいたします。本件について、ただいま申し上げたとおり変更することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議席の一部を変更することに決しました。

議席変更のため暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時15分 再開

○磯辺勇司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○磯辺勇司議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、5番、松本和春議員、7番、木村慶憲議員、9番、吉岡良浩議員を指名いたします。

◎所信表明

○磯辺勇司議長 日程第4、市長の所信表明を議題といたします。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

それでは、平成30年第4回定例会に先立ちまして、市長の所信表明をさせていただきます。

まずその前に、所信表明に先立ちまして、8月14日にお亡くなりになりました平山誠敏前五所川原市長に対しまして、五所川原市民を代表いたしまして、そして市長の職を

引き継ぐ者といたしまして、心より哀悼の意を表したいと思えます。

平成30年4月定例会の開会に当たり、私が市長に就任をして初めての定例会であります。市政運営に当たって、私の所信の一端を述べさせていただきたいと思えます。

私は、去る6月24日の市長選におきまして、市民の皆様方から多くの温かい御支援、そして御支持をいただき、このたび市政の運営を担わせていただくことになりました。

7月9日の初登庁以来、市民の皆様方から、その期待の大きさ、そしてそれに対して私自身、非常に重圧を感じていることは確かでございます。改めて身を引き締めてまいりたいと存じております。同時に、五所川原市の未来を市民の皆様とともにつくっていくという決意が日々強くなっていることを感じております。

さて、私はこれまでたくさんの市民の皆様と直接対話をさせていただきました。そして、多くの御意見を頂戴しております。その中で多くの市民が少子高齢化、これによる人口減少社会がどうなるのか。あるいは市の財政、非常に借金が多いと感じている市民の方々がございます。市の財政は大丈夫なのか。そして、それから来る市政運営に対して、非常に強い関心を持っていると同時に、憂いを感じている方もおられるということを改めて感じております。

その思いをしっかりと受けとめ、これからも市民の皆様の声を伺いながら、課題の一つ一つに真摯に向き合ってまいりたいと決意をしているところでございます。また、市民一人一人が「よくなった」を実感でき、「五所川原が刷新された」と言っていただけのような市政の実現を必ずや果たす所存であります。

私は、一定の立場にとらわれず、よいことはよいと賛成をし、悪いことは悪いと改めるという「是々非々」の考え方を個人として、そして今は政治家ですので、政治家の信条として持っております。

この「是々非々」を市政に反映させること、これが私が市民に訴えた「当たり前の市政」であります。この信条をもとに、私は5つの施策の柱を掲げて、これから推進してまいる所存でございます。

まずは、その1つ目でございます。「子育て・定住促進」であります。

学校給食の無料化を初め、包括的、そして切れ目のない子育て、教育環境をつくることで、子育て世代の応援をし、そのことにより若い世代の五所川原市への定住の促進へとつなげてまいりたいと考えております。

2つ目は、「安全・安心で健やかな生活」であります。

例えばみんなが苦勞している冬の除雪、その負担を少しでも減らしたい、また高齢者のひとり世帯が非常に多くなっております。高齢者などが孤立をしないよう支え合うコ

コミュニティをつくっていくなど、市民の皆様が自分の住みなれた地域で、生き生きと暮らし続けられるよう、市職員と一丸となり、行政サービスに創意工夫を加え、行政サービスを改善してまいりたいとも考えております。

また、近年の災害は予測不可能であります。さきの西日本の豪雨で見られるように、全く予測のつかないような災害が起きております。このことを考えると、市民の安全、安心のためには、その不意な災害へ備えを再構築することが私は急務であろうと考えております。そのため、危機管理体制をもう一度見直し、防災関連設備の点検あるいは更新がどうあるべきか検討を行ってまいりたいと考えております。

3つ目は、「地域の成長戦略」であります。

五所川原市の基幹産業は、何といたっても第1次産業であることは間違いがありません。この第1次産業をさらに「稼げる産業」へと進化させることが大事です。そのためには、特色ある農林水産物の生産者をしっかりつくり、それを支援していかなければならないと考えております。

そして、金木、市浦地区においても、やはりそれぞれの地域の実情をしっかり勘案をして、地域の皆様と意見をしっかりと交わし、その意見を発端として振興策を立て、また津軽半島や西海岸を結ぶ広域での観光ルートを確立するなど、特色ある農林水産物、観光資源の商品化を、みずからがそのPRのトップになって推進していきたいと思っております。

4つ目は、「仕事・職場づくり」でございます。

世代にかかわらず、個々の人の得意を仕事にできるなりわいづくりを推進し、起業、創業を支援するとともに、企業誘致、やはりこれに努力をして職場の確保をしながら、地域においては行政と民間の協働をしっかりと推進していかなければならないと考えております。

5つ目でございます。「市役所改革の推進」であります。

国を初め地方自治体の財政は、間違いなく逼迫をしております。五所川原市も老朽化したインフラの更新とはいえ、大型施設の整備が続き、今後ますます財政状況は厳しくなることが予想されております。しっかりと人口減少の社会を見据えて、聖域なき事業、経費の棚卸しを行い、無駄を徹底的に排除する思い切った行財政改革を断行しなければならないと思っております。ただしかし、将来をしっかりと見据えて、ソフト事業や戦略的な未来への投資は、確実にこれも行っていかなければならないと思っております。

以上が市長就任に当たって掲げさせていただいた私の所信の一端であります。

当市のみならず、この圏域一帯の人口の減少と少子高齢化は、今後も進んでいくこと

が予想というよりも現実であると私は思っております。

また、我が国の産業構造は、ITの進展により、高度情報化時代であります。大きくさま変わりしていくこの状況にあって、このような社会の構造の変化の時代にあって、理想とする五所川原の政策ビジョンの実現を決して諦めることは、絶対絶対あってはならないと私は考えております。

そのためには、市民一人一人が夢と希望を持ち、生き生きと仕事と暮らしが両立できる五所川原、そしてこれから多様化するライフスタイル、自分のライフスタイルをしっかりと選択して、この地域で幸せを実感できる暮らしができる五所川原、これを実現するため、市職員と知恵を出し合い、今後これから市政運営をしていきたいと考えております。

以上の所信を市長就任並びに平成30年第4回定例会の開会に当たり表明をさせていただきます。市民の皆様並びにきょう御列席の議員各位におかれましても、より一層の支援、そして御指導、御協力をお願い申し上げます。

ありがとうございました。

---

#### ◎諸般の報告

#### ○磯辺勇司議長 次に、諸般の報告を……

（「議長、傍聴者に対して一言もないの、拍手をしている」と呼ぶ者あり）

拍手をしていたのに言えばいいのですか。

（「傍聴者が拍手をしています」と呼ぶ者あり）

拍手終わったから進めたのですけれども。

（「一言注意をしなくてもいいの」と呼ぶ者あり）

そこはいいんでないですか。

次に、諸般の報告をいたします。

市長より報告第19号から報告第22号までの4件の報告が、また教育委員会より平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の提出、監査委員より地方自治法の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元のタブレット端末に配信しておりますので、御了承願います。

---

#### ◎日程第 5 議案第 82号から

日程第34 議案第111号まで

○磯辺勇司議長 次に、日程第5、議案第82号 平成29年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第34、議案第111号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの30件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

それでは、平成30年五所川原市議会第4回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を御説明申し上げます。

議案第82号から議案第99号までの18件は、平成29年度各会計決算の認定についてであります。

議案第82号は、平成29年度五所川原市一般会計歳入歳出決算であります。

議案第83号は、平成29年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算であります。

議案第84号は、平成29年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算であります。

議案第85号は、平成29年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算であります。

議案第86号は、平成29年度五所川原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

議案第87号は、平成29年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算であります。

議案第88号は、平成29年度五所川原市高等看護学院特別会計歳入歳出決算であります。

議案第89号は、平成29年度五所川原市神山財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第90号は、平成29年度五所川原市松野木財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第91号は、平成29年度五所川原市戸沢財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第92号は、平成29年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第93号は、平成29年度五所川原市喜良市財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第94号は、平成29年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第95号は、平成29年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第96号は、平成29年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第97号は、平成29年度五所川原市水道事業会計利益の処分及び決算であります。

議案第98号は、平成29年度五所川原市工業用水道事業会計利益の処分及び決算であります。

議案第99号は、平成29年度五所川原市下水道事業会計決算であります。

以上、各会計決算について、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第100号は、平成30年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億759万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ321億9,128万5,000円とするものであります。

議案第101号は、平成30年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ843万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ66億628万1,000円とするものであります。

議案第102号は、平成30年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）であります。資本的収入及び支出の既決予算額にそれぞれ2,100万円を追加し、収入の合計金額を10億9,295万6,000円、支出の合計額を12億1,884万3,000円とするものであります。

議案第103号は、五所川原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。農業委員会の委員に対する日当を廃止し、あわせて五所川原市福祉有償運送運営協議会委員の報酬額等を定めるため提案するものであります。

議案第104号は、五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市長等の給料月額の特例に関し必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第105号は、五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市長の附属機関として、新たに五所川原市予防接種健康被害調査委員会を設置するための提案をするものであります。

議案第106号は、五所川原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設以外の一定要件を満たす事業者から、その代替保育の提供並びに食事の提供及び搬入を可能にするため提案するものであります。

議案第107号及び議案第108号の2件は、いずれも協元財産区管理会財産区管理委員の選任についてであります。五所川原市財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第109号から議案第111号までの3件は、いずれも人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要でございます。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

---

◎監査委員の審査意見の報告

○磯辺勇司議長 次に、監査委員から審査意見の概要について説明を求めます。

監査委員。

○稲葉好彦監査委員 一登壇一

市長より審査に付されました平成29年度五所川原市一般会計、特別会計及び五所川原市公営企業会計の各会計決算について、その審査結果の概要を御報告いたします。

初めに、五所川原市一般会計の決算についてであります。歳入歳出予算額367億1,235万3,440円に対し、歳入決算額は353億8,911万8,732円、歳出決算額は349億798万1,566円となり、その差し引き残額は4億8,113万7,166円となっております。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計から十三財産区特別会計までの14の特別会計の決算についてであります。各会計の詳細につきましては省略させていただき、特別会計の合計額で御報告いたします。歳入歳出予算額165億5,738万円に対し、歳入決算額は161億1,286万3,192円、歳出決算額は153億9,309万57円となり、その差し引き残額は7億1,977万3,135円となっております。

次に、五所川原市公営企業会計の決算についてであります。水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計の3会計の決算額についてであります。消費税抜きであらわしている損益計算書に基づき御報告いたします。

水道事業会計では、収益的収入の決算額が14億2,046万5,005円、収益的支出の決算額が12億3,445万3,038円となり、純利益が1億8,601万1,967円となっております。

次に、工業用水道事業会計では収益的収入の決算額が1億684万4,286円、収益的支出の決算額が7,593万1,551円となっており、純利益が3,091万2,735円となっております。

次に、下水道事業会計では収益的収入の決算額が8億8,752万6,538円、収益的支出の決算額が10億2,777万7,072円となっており、純損失が1億4,025万534円となっております。

以上が決算額の概要であります。

最後に、審査結果について御報告申し上げます。審査に付されました各会計の決算等につきましては、法令及び会計の原則に従って作成され、また決算諸表の計数はそれぞれの関係書類と符合しており、予算の執行についても議決予算に従って執行されており、



適正であると認めました。

なお、詳細につきましては決算審査意見書のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

---

◎委員会付託省略の議決

○磯辺勇司議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第30、議案第107号 脇元財産区管理会財産区管理委員の選任についてから日程第34、議案第111号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの5件は、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、以上の5件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

---

○磯辺勇司議長 初めに、議案第107号及び議案第108号は、いずれも脇元財産区管理会財産区管理委員の選任についてでありますので、一括審議といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第107号及び議案第108号の2件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、以上の2件は同意することに決しました。

---

○磯辺勇司議長 次に、議案第109号から議案第111号までの3件は、いずれも人権擁護委員の候補者の推薦についてでありますので、一括審議といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第109号から議案第111号までの3件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、以上の3件は同意することに決しました。

---

◎日程第35 発議第2号

○磯辺勇司議長 次に、日程第35、発議第2号 五所川原市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本件については、提案理由説明、委員会付託、質疑等を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は提案理由説明等を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。

発議第2号 五所川原市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎日程第36 議会運営委員会委員の選任

○磯辺勇司議長 次に、日程第36、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

山田善治議員より、8月6日付で議会運営委員会委員の辞任願の提出があり、委員会条例第14条の規定により、議長においてこれを許可いたしましたので、報告いたします。

後任の議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議会運営委員会委員に18番、桑田茂議員を指名いたします。

---

◎日程第37 五所川原地区消防事務組合議会の議員の選挙

○磯辺勇司議長 次に、日程第37、五所川原地区消防事務組合議会の議員の選挙を行いま

す。

本件は、山田善治議員より五所川原地区消防事務組合議会議長に対し、8月6日付で議員の辞職願が提出され、同日付で辞職が許可されたことに伴い、欠員となりました後任の議員の選挙をするものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により議長において指名いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法により議長において指名することに決しました。五所川原地区消防事務組合議会の議員に5番、松本和春議員を指名いたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました松本和春議員が五所川原地区消防事務組合議会の議員に当選されました。

ただいま当選されました松本和春議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

◎休会の件

○磯辺勇司議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明29日から9月2日までの5日間は議案熟考のため休会いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、5日間は休会することに決しました。次回は、9月3日定刻より会議を開きます。

---

◎散会宣告

○磯辺勇司議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時49分 散会

平成30年五所川原市議会第4回定例会会議録（第2号）

---

◎議事日程

平成30年9月3日（月）午前10時開議

第1 代表質問（2人）

至誠公明会 稲葉 好彦 議員

市民の会 伊藤 永慈 議員

第2 一般質問（3人）

3番 山田 善治 議員

16番 福士 寛美 議員

14番 松野 武司 議員

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（24名）

1番 井上 浩 議員	2番 花田 進 議員
3番 山田 善治 議員	4番 磯辺 勇司 議員
5番 松本 和春 議員	6番 山田 和宗 議員
7番 木村 慶憲 議員	8番 成田 和美 議員
9番 吉岡 良浩 議員	10番 秋元 洋子 議員
11番 鳴海 初男 議員	12番 木村 博 議員
13番 稲葉 好彦 議員	14番 松野 武司 議員
16番 福士 寛美 議員	17番 川浪 茂浩 議員
18番 桑田 茂 議員	19番 三潟 春樹 議員
20番 工藤 武則 議員	21番 平山 秀直 議員
23番 山口 孝夫 議員	24番 伊藤 永慈 議員
25番 加藤 磐 議員	26番 木村 清一 議員

---

◎欠席議員（2名）

15番 寺田 武造 議員	22番 葛西 収三 議員
--------------	--------------

---

◎説明のため出席した者（24名）

市長	佐々木 孝 昌
総務部長	北川 智 章
財政部長	櫛引 和 雄
民生部長	秋元 建 一
福祉部長	岩崎 孝 幸
経済部長	三橋 大 輔
建設部長	佐々木 秀 文
上下水道部長	岩川 和 雄
会計管理者	岩川 静 子
教育長	長尾 孝 紀
教育部長	小林 耕 正
選挙管理委員会 委員長	白川 昭 磨
選挙管理委員会 事務局長	一戸 正 博
監査委員 事務局長	宮崎 昌 子
農業委員会 会長	斎藤 靖 裕
農業委員 事務局長	葛西 達 也
総務課長	長谷川 哲
財政課長	須藤 淳 也
市民課長	福士 豊
保護福祉課長	伊藤 一二三
農林水産課長	今 重 彦
土木課長	小田桐 繁 寿
経営管理課長	三和 不二義
教育総務課長	川浪 生 郎

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	浅利 寿 夫
次長	山本 弘 隆

◎開議宣告

○磯辺勇司議長 皆さん、改めておはようございます。

会議に入る前に傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、議事進行の妨げにならないように御協力をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまの出席議員24名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

◎日程第1 代表質問

○磯辺勇司議長 日程第1、代表質問を行います。

質問は再質問を含め3回までとなっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、至誠公明会、稲葉好彦議員の質問を許可いたします。13番、稲葉好彦議員。

○13番 稲葉好彦議員 皆さん、おはようございます。至誠公明会の稲葉好彦です。平成30年第4回定例会に当たり、会派を代表し、通告に従い、一括方式により代表質問をいたします。

質問を行う前に、3期連続12年当市発展のため御尽力をいただき、先月14日にお亡くなりになりました平山誠敏前五所川原市長に対し、心から哀悼の意を表し、御冥福をお祈りしたいと思います。

さて、佐々木市長、あなたは本定例会初日の先月28日、あなたの任期4年間における市政運営の方針とみずからの考えや信念を実現するため、初めて所信表明を行いました。多くの市民の方々が、そして私や我が会派至誠公明会があなたの所信表明を心待ちにしておりました。私は、その所信表明を受け、あなたの所信表明に対する思いや熱意、実現に向けた取り組みなどについて質問をいたしますので、あなたの率直な思いと誠意ある答弁をお願いし、代表質問に入ります。

第1点目の質問は、市長就任による施策と方針及び具体策の実現についてであります。所信表明では、5つの施策を掲げておりますが、これはあなたの選挙期間中における選挙公報などとはほぼ一致しておりますので、あなたの市政運営に対する思いは強力であり、一致、そして一貫しているものと推察をしております。

1つ目の子育て・定住促進から5つ目の市役所改革の推進まで、これらの施策を全て

就任1年目から取り組んでいくのか、あるいは任期4年間で取り組むのか、そしてまたその施策によっては取り組むことはせず、実現するための調査研究や検討のみとするのか、その取り組みの内容や時期について御説明をお願いいたします。

次に、小中学校給食無料化の早期実現についてであります。7月9日、市役所で行われた市長就任会見では、この件について来年10月から確実に実施したいと意欲を示し、実施に向けた市内プロジェクトチームを設置する意欲を示しております。市長就任以来約2カ月が経過しようとしておりますが、プロジェクトチームの設置状況も含め、実施時期を明確にしたこの施策について実現するための具体的な説明をお願いします。

第2点目の質問は、その施策と方針等の財源捻出の行財政改革についてであります。5つの施策を実現するためには、財源の確保と裏づけが必要であります。本定例会では、平成29年度決算報告があり、財政健全化判断比率の実質公債費比率と将来負担比率が公表され、28年度決算と比較をすると幾分改善されました。一方、歳入歳出の差し引き残額は、翌年度へ繰り越しすべき財源を差し引いた実質収支額で約3億7,300万円となり、平成28年度決算の実質収支額と比較をすると約3億4,800万円が減少をしております。このことは、財政調整基金の減少と今後の補正予算や新年度予算編成に大きな影響を与えるものと考えております。あなたは、所信表明の中で当市の財政状況が今後ますます厳しくなることを予想されております。その上で、人口減少社会を見据え、聖域のない事業、経費の棚卸しを行い、無駄を徹底して排除する思い切った行財政改革を断行し、ソフト事業や戦略的な未来への投資を行うと明言しております。この部分を見る限り、思い切った行財政改革によって5つの施策を実現するための財源の確保や捻出が可能だと理解できるのでありますが、聖域のない事業や経費の棚卸しといった言葉の意味や説明及び具体的な取り組みについて説明をお願いいたします。

次に、当市が平成19年度から取り組んだ行財政改革についてであります。当市では、市町村合併後の平成17年度から収支不均衡により3年連続で空財源により形式的な収支を整えた予算編成を余儀なくされ、加えて平成18年度一般会計決算において単年度の赤字を生じ、平成19年度一般会計の決算においても相当額の赤字を生ずることが見込まれる危機的な財政状況に置かれたことから、財政再建団体の転落を避けるため五所川原市行政改革推進本部を設置、事務事業の見直しを行い、事務事業の一部や削減と廃止、休止を実施いたしました。同時に、特別職や議員報酬の削減、職員給与と管理職手当の削減を実施した経緯がありました。この行財政改革は、財政再建と健全化のめどがついたということで一旦は終了したわけではありますが、この行財政改革を実施したことによる当時の一般会計の削減額と、その休廃止した事務事業の内容についてお知らせしてくだ

さい。

第3点目の質問は、所信表明にある是々非々の心情についてであります。さて、この是々非々は、中国の思想家、荀子の言葉であります。是を是とし、非を非とする、これを知という。是を非とし、非を是とする、これを愚という。文面はこのようになるようであります。意味は、よいことはよい、悪いことは悪いという姿勢が知である。だめと知っているのによいと言ったり、よいと知っているのに悪いと言ったりすることは愚か者のすることであるとしております。政治家の発言で、よく使われる四文字熟語であり、最近の当市議会では平成30年第1回定例会の一般質問でも発言をされております。特に珍しいことではありません。ただ、やはり発言する人物の立場は野党系の方が多いようであります。本定例会の代表質問や一般質問の中で、野党となった私や我が会派のメンバーがこの是々非々の言葉をあなたより先に使うものと思っていたけれども、先に言われてしまった感があります。佐々木市長、あなたは市長就任会見で議会運営の見通しについて問われ、市民にとってよい政策なら、与党であれ、野党であれ、賛成してくれると思う。議員一人一人が良識ある判断で議会に臨むのが本来の姿だとして、その上で議会とはある程度距離は置かないと、としております。このコメントに私は注目をしておりました。あなたのこの発言の感覚と感性が所信表明の中に是々非々が政治家としての信条としているのかと私は考えております。五所川原市長に就任し、市長の立場で是々非々を所信表明で明記した判断基準は何なのかお知らせをしてください。

以上3点を質問し、1回目の質問といたします。市長みずからの答弁を求め、終わります。

○磯辺勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、今の稲葉議員のご質問に対してお答えをしたいと思います。

質問1の1でございます。本定例会の開会に当たって、市長として所信を表明したところでございます。今後4年間、市政運営にかかわる方針について、議員がおっしゃるように5つの施策の柱を述べさせていただいております。この5つの柱こそ、私がさきの市長選から訴えてきた市民の皆様に対する約束であり、たくさんの市民の皆様と直接対話をし、御意見を頂戴しながら策定したものでございます。

子育て・定住促進、安全・安心で健やかな生活、地域の成長戦略、仕事・職場づくり、市役所改革の推進の5つであります。これはいずれの施策も発表して終わりではなく、これからも市民の皆様と向き合いながら、より実りのあるものに進化をさせて、市民一人一人がよくなったと実感できる市政を必ずや実現する所存でございます。



この5つの施策をどのように実現していくかという御質問でございますが、手段としての個別の具体的な事業につきましては、今後予算という形で議会の皆様に御提案を申し上げて説明をすることとなります。これまでどおり継続すべきもの、見直しが必要なもの、あるいはすぐに形ができるもの、時間をかけないといけないもの、しっかりと検討が必要なものなど、施策の実現のための手段としての事業については、それぞれさまざまな事情や課題があると承知をしております。

人口減少や少子高齢化が進み、産業構造も変化する社会の中にあって、市民の一人一人が夢と希望を持ち、生き生きと仕事と暮らしができる五所川原市、そして自分のライフスタイルを選択をし、幸せを実感できる五所川原市の実現に向けて市民の皆様の声にしっかりと耳を傾け、市職員と知恵を出し合いながら、これまで行ってきた事業の実績、効果の評価をした上で、事業の立案、市政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

質問1の2でございますが、小中学校の給食の無料化の実現を掲げておりますが、これにつきましては私の最優先課題でございます。包括的で切れ目のない子育て・教育環境をつくることで子育て世代を応援し、五所川原市への定住の促進につなげる子育て・定住促進の施策は私が今回5つの施策の中で最も優先して取り組む必要があると訴えた課題でございます。

その中で具体的な事業の1つである小中学校給食無料化の早期実現については、新聞報道でも周知のとおりでございます。平成31年10月からの実施に向けて、本年10月をめぐりに財政部門や教育部門の課長級職員らで構成するプロジェクトチームを設置する予定でございます。このプロジェクトチームにおいて、給食費無料化に向けた課題や財源確保について組織横断的に最優先事項として検討してまいりたいと考えております。

それでは、質問の2になります。現在の厳しい状況を踏まえて、どう財源を確保するかという問題についてでございます。議員がおっしゃるように、当市の財政状況は改めて考察いたしますと、本定例会に提出している一般会計補正予算での財政調整基金の残高見込みは約6億9,500万円となりますが、これからの人事院勧告による給与、今冬の除排雪費用の補正等を見越した場合、基金残高は平成29年度末残高より減少していくことが予想をされております。

また、新庁舎建設事業等、大型施設の整備などに着手してきた経緯もあり、公債費支出の増加が想定される一方、自治体の財政構造の弾力性を測定する指標である経常収支比率は、昨年が97.7、そして今年はそれより0.5ポイント悪化をして98.2となっていることは議員の先生方も御承知のとおりでございますが、非常に財政が硬直化していること

は紛れもない現実だということを承知をしております。

さらに、次年度予算編成に目を向けますと、合併算定替えの縮減により、平成31年度では普通交付税で1億円程度の減額が見込まれるなど、総務省の2019年度予算概算要求において地方交付税が0.5%減少したとの報道が既にあります。財政規律の維持に向けた行財政改革の実施は、現状必須の私は課題だと思っております。

しかし、地方自治体、そして市民の皆様から負託を受けた者の責務として、人口減少社会を見据えた行政サービスの効率化と時代の変質により多様化する行政需要への対応、未来を見据えた将来への投資も行財政改革同様に大変必要なことと思っております。今回の小中学校給食費の無料化も、こうした子育て支援、定住促進に向けた最優先課題として予算措置を検討しているところであります。

稲葉議員の御質問のとおり、私初め特別職の給与減額は、当職において私の決意の発露でございます。ただ現在のところ職員の給与削減等については、今のところは考えておりません。職員には、公務員、全体の奉仕者としての自覚を持って取り組んでいただき、市役所が地域振興の中核たるべき、さらなる業務の精励に励んでいただきたいと考えております。

地域における人口減少と、これに伴う歳入減少は、今後避けて通れないものであり、これまで同様の行政サービスを維持していくことは困難であると私自身も考えております。ただし、行政がこれまでにやってきた分野の一部を市民の皆様にご担っていただく協働こそが、これからこれが行政サービスの再構築の一つの柱となっていくものと私は考えております。市民の皆様のご理解を得て、御協力をいただき、ある分野、ある場面では営利化、収益化することで事業の継続性を確保、担保し、地域経済にも資するようにしていただくことが必要と感じております。

財政の立て直しは、早期に実現すべきものである一方、こうした取り組みには時間を要するものでありますので、公債費の削減等を目指した起債償還元金と借入金とのプライマリーバランスを維持しつつ、事業、経費の棚卸しにおいては、次年度予算に向け果敢に取り組むものと、時間をかけてゆっくりと民意を醸成しながら協働体制を構築していくべきものとしつかりと仕分けをして考え、市職員が一丸となって、費用に対して利便が十分でない、収益に対して費用が過大であるという無駄を排除することで、未来への投資に向けた財源を確保してまいりたいと考えております。

3番目の質問、所信において是々非々の判断基準はどうかという御質問でございますけれども、私自身この是々非々は、当然議員がおっしゃるようなよいことはよい、そのとおりで賛成をして、悪いことに対しては反対をすると、私はこの言葉は公平に公

正に判断するという意味であると私は理解をしております。今回皆様方からの支持を受けて市長という立場になった限り、私は市長、それは公人であるという理解でございます。公人である以上、公序良俗に反することが絶対にあってはならないということが私の基本の判断基準でございます。

以上でございます。

○磯辺勇司議長 財政部長。

○榎引和雄財政部長 過去に取り組みました行財政改革の効果額等についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、当市では市町村合併直後の平成17年度から収支不均衡により3年連続でいわゆる空財源による形式的に収支を整えた予算編成を余儀なくされておりました。平成18年度一般会計におきましては、9,200万円の単年度赤字が発生したことから、平成19年度、平成20年度におきまして行財政改革に集中的に取り組んだ経緯がございます。

まず、平成19年度に実施いたしました事務事業の見直しでは、主な項目として補助金、負担金等の廃止、休止によりまして、一般会計で一般財源約7,400万円を削減しております。

次に、給与カットにつきましては、特別職及び職員には平成19年4月1日から適用したほか、議員提案によりまして議員報酬につきましても平成20年4月1日から削減いただいております。期間につきましては、職員給与が平成21年9月まで、特別職及び管理職手当が平成22年3月まで、議員報酬が平成23年2月15日までと期間はそれぞれ異なりますが、期間内の削減効果額は、議員、特別職、職員の合計で約5億3,500万円となっております。

以上でございます。

○磯辺勇司議長 至誠公明会、13番、稲葉好彦議員。

○13番 稲葉好彦議員 まず、市長みずからの答弁、ありがとうございました。やっぱりあなたは選挙戦に訴えていたことをみずからの市政に反映させるという強い意思と思いは今この議場で確認をできました。そしてまた、ぶれていない、ぶれない、市民のための施策に頑張るということでうそ偽りはないのだということが確認できたところであります。

さて、2回目の質問に入りますけれども、5つの施策を掲げて、どのように実現していくのかということでもありますけれども、これ市長みずからも話しされていましたが、やっぱり単年度の予算が事業に反映されるということで、やっぱり来年の定例会の中で、

所信表明ではなくて施政方針という形を打ち出されたときに具体的に聞くものであろうかと私も思っています。ただ、前半申し上げたとおり、あなたはやっぱりぶれていなかった。そして、勝利を獲得し、当選した市長でありますから、もしかすればもうプランが頭の中に、あるいはブレーンの方々に話をしてできているのではないかというようなこともありましたので、あえてこの件についてお聞きしたということでもあります。改めて予算編成の際にまたお聞きをさせていただきますので、その節にもまたよろしく願いいたします。

そこで、2つ目の質問にさせていただきますが、まず2番目の小中学校給食無料化の早期実現に関する質問であります。先ほど財政部長から平成19年度から取り組んだ行政改革の当時の一般会計での削減金額、補助金や負担金を削減して7,400万円ですか、そしてその期間合計した人件費の削減が5億3,500万円でしたか、財政部長。1年間でどのぐらいだということではなくてトータルでということでもありますので、こういう答弁がありました。まず、こういう過去に取り組んできた行財政改革の予算での減額した金額が明らかになりましたので、今度あなたが取り組もうとしている学校給食の無料化についてでございますけれども、これは6月の定例会の中で一般質問に出され、さまざまな要因を差し引いて小学生で約9,000万円、中学校で約6,000万円、計1億5,000万円ほどかかる。これは、完全無料という、それを実施した場合という答弁でありましたので、市長がこれを来年10月からやろうとすることについては、10月からやるのだということも明言されましたから、1億5,000万円ではなくて、半分の7,500万円ぐらいだというふうに私たちは考えております。その財源を確保することについても改めて3月の予算の際にお聞きしますけれども、まずこれ県内外において給食費の完全無料化を実施している市町村どのくらいあるのか、これをまずお聞きしたいと思っております。できれば、これは通告していませんでしたけれども、それをやっている自治体の首長さんやら議会やら特別職の方々は報酬を削減、カットしているのかどうか、これもあわせてお聞きしたいと思っております。

以上で2回目の質問を終わらせていただきます。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○小林耕正教育部長 それでは、学校給食費の無料化の状況についてお答えいたします。

まず、文言の関係ですけれども、国のほうでは無償化という言葉を使用しておりますので、今のお答えの中では無償化ということで文言をちょっと統一させていただきたいと思っております。

文部科学省、こちらのほうが平成30年7月27日に発表した平成29年度の学校給食費の

無償化等の実施状況及び完全給食の実施状況の調査結果によりますと、回答いたしました1,740自治体のうち、全国では小中学校ともに無償化を実施している自治体数は76、小学校のみ実施している団体が4、中学校のみ実施している団体が2、また一部無償化、一部補助を実施している自治体数が424となっております。青森県内におきましては、小中学校ともに無償化を実施している自治体は40自治体中、七戸町、東北町、南部町、六ヶ所村、新郷村の5自治体、一部無償化及び一部補助を実施している自治体は、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、西目屋村の5自治体となっております。なお、今お話しありました各自治体の報酬の関係につきましては、ちょっと調べておりませんので、後日また改めてということをお願いしたいと思います。

○磯辺勇司議長 至誠公明会、13番、稲葉好彦議員。

○13番 稲葉好彦議員 教育部長の答弁がちょっと早かったので、ちょっと確認をさせていただきますけれども、青森県内に限定して再確認しますけれども、40市町村の中で小中学校の学校給食費完全無料化を実施しているのは七戸町、東北町、新郷村、六ヶ所村でいいんですか。南部町の5つでよろしかったですか。そして、一部については先ほど申し上げたとおりであります。

それから、これはやっている市町村は町、村という行政単位でありました。市を行政単位としているところはやっていないということであります。私は、これやるやらないの是非はこの際申し上げません。やれるものであればやっていただければと思っています。それが定住人口の削減を防ぐとか人口の増加につながるのであれば大いにやっていただきたい、こうと思っています。ただ問題は、財源でありますけれども、この先ほど私が申し上げたとおり、6月の定例会では小中学校合わせて1億5,000万円というふうに一定の係る経費を公表しておりますけれども、これ学校給食費の単位は小学校で約1食当たり243円、中学校で1食当たり262円、この給食の単位と内容は青森県内の中でどのような位置を占めるのかということで関係する人にお聞きしましたところ、五所川原市は残念ながら学校給食の充実ということに関してはかなり低いほうにあるというような話をお聞きしたことがあります。佐々木市長の思いは、給食費を完全無料化するのを優先しているという話もしていましたけれども、恐らく何十年も県内の中でも低い学校給食費の内容を充実していくという思いもあるのではないかな、私はこのように考えています。こういう機会がないとなかなか改善もできないということも事実だろうと思っています。

そこで、243円をどのくらい上げれば県内の市町村の給食のレベルに上げていくのか定かではありませんけれども、これ単純に上げるということになっていくと、恐らく先ほ

ど言った1億5,000万円という係る経費がまた増えていくのだろうと、このような気がいたしております。

そこで、最初の4年間の市政運営の方針について、さまざまな改革を行っていく、さまざまな行革を行っていくという強い決意がありました。ただ、予算を捻出してくるということに関しては、それなりのやっぱりルールと方法があるかと思っています。私が一番懸念しているのは、例えば、これ例えばです、今回決算定例会で発表されていますけれども、基金の運用状況ということでさまざまな基金が出ております。財政調整基金やら減債基金などなどありますけれども、行革だけではなくて、このような基金を一般財源としてさまざまな事業、それからみずからの公約を達成するために条例を変えていってこれを使っていく考えがあるのかどうか、そして先ほど財政部長から答弁があったとおり、負担金や補助金というものを大幅に、あるいはある程度削減をしていくのか。職員の給与に関しては、はっきりと削減はしないということでありました。あとは、どのような方法があるのか、さまざまな方法を用いてやっていくのだろうと思いますけれども、これらの方法をしていくのか、していかないのか、あるいは自主財源を高めるために例えば税金関係を値上げしていくのか、いろいろ財源確保の方法にはあるかと思っています。これも予算編成した時点での3月定例会でというふうに言われてしまえばそれまでですけれども、一応流れ、方向づけとしてはどのような考えにあるのか、披露できる範囲の中で結構でありますけれども、これもお願いしたいと思っております。

そして、給食費になりますけれども、値上げをしてしまえば1億5,000万円が増えるということでもあります。それで、どうなのでしょう、これは教育長に聞けばいいのかな。県内のほぼ同じレベルに給食の内容を充実させるということになると、先ほど申し上げた小学校の1食当たり243円をどのぐらいまで上げれば大体県内のレベルに達するのか、あるいは中学校で1食262円とされておりますけれども、どのぐらいまで引き上げれば県内の同じレベルになっていくのか、これも大体で結構でございますけれども、これもお願いをしたいと思っております。

そして、所信表明の是々非々については、あくまでもみずからのいい悪いという判断を基準にして表明をしたことだということでもありますので、これはこれとして私は了解をいたしました。ただ一つ、これは市長はいろんな方々の話を聞くということもみずからの言葉で話ししておりましたので、なかなか最後まで貫くといってもさまざまな困難や課題が出てきて、もしかすれば訂正する、あるいは変更する、あるいは取り下げをするというような事態もあるかもしれません。この選挙戦のさなかに配られた選挙公報や法定ビラの中には、進化し続ける施策ということで発表して終わりではなく、これから

も市民の皆さんと向き合いながら進化を続け、よりよい実りあるものにしていきたいと考えています。前段には、市民の皆さんの声を掲げながら策定しましたとあります。ですから、どうかこのような姿勢を貫いていただけてやっていただければと思っております。ただ途中でみずからの発言、そして言動がマスコミ、活字として、あるいは映像として流れている場面もありますので、それが変更になるということになったときに、市長あなたはどのような対応をしていくのかなというのは個人的に考えております。この辺も答弁ができる範囲の中でも結構でありますので、答弁をしていただければと思っております。

以上で3点目の質問を終わります。

○磯辺勇司議長 佐々木市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、給食無償化に対する財源の額でございます。確かに稲葉議員がおっしゃるように、大変厳しい財政状況にあるということは私も踏襲したり、いろんな歴史を受けて承知をしているところでございます。ただこれは優先課題ということで、優先課題にしてプロジェクトチームをつくって、財源確保はどうあるべきかということはこれからプロジェクトチームを中心として検討してまいりたいと思っております。と同時に、私も現場主義を唱えておりますので、既に部長、課長を通していろんな現場に出向いて、やはり自分の目で見てどうなのかということはこれから随時検討しながら、行財政改革を進めながらしっかりと検討していきたいと思っております。

それと、是々非々の問題、確かに議員がおっしゃるように私の言動、大変注意しなければならないという御指摘ありがたく承りたいと存じます。ただ、この是々非々については、私は考え方として自分が、今は公人でございますが、それまで長きにわたって経営者を務めてまいっております。私の基本的な経営の理念は、地域の価値の創造にどれだけ寄与するかということが私の根本的な理念として私にしみついております。ですから、これから行政運営に当たっての是々非々の問題については、私の考え方そのものの基本の判断基準は先ほど申し上げましたが、私自身は常に地域のための利他の心でやはり人によかれ、地域によかれということを考えてこれから行政に当たっていききたいということを最後に申し上げて、答弁にかえさせていただきます。

○磯辺勇司議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 稲葉議員の給食費の充実についてお答えいたします。

学校給食にかかわる経費の負担については、学校給食法及び同施行令に定められており、人件費及び施設費以外の経費を保護者の負担とすることとされておりますけれども、当市を含め全国のほとんどの自治体では原材料である賄い材料費のみを保護者の負担と

しております。当市給食センターの1食当たりの学校給食費保護者負担金は、先ほど言ったように小学校が243円、中学校が262円となっております。平成29年度の県平均は、小学校269.2円、中学校298.1円となっており、比較すると当市は小学校で26.2円、中学校では36.1円と大きく下回っております。当市では、平成10年度以降消費税の改定分を除き20年間実質的な給食の値上げが実施されておられません。消費者物価指数の変化を見ますと、平成9年と比べて総合で6%、食料は7.3%増となっておりますが、この間職員の努力によりおかずなどの副食で調整を図り、給食費の値上げを抑えてまいりました。しかしながら、成長期にある児童生徒の栄養価を確保し、献立の質を維持していくことが困難となっている状況にあり、さまざまな方法による給食費の見直しについて検討を現在進めているところでございます。

以上です。

○磯辺勇司議長 以上をもって稲葉好彦議員の質問を終了いたします。

次に、市民の会、伊藤永慈議員の質問を許可いたします。24番、伊藤永慈議員。

○24番 伊藤永慈議員 改めて、おはようございます。市民の会の伊藤永慈です。先月逝去されました前平山市長の御冥福を謹んでお祈りいたします。

今年の夏は、観測史上最も暑い夏となり、西日本地域においては豪雨災害と台風災害により甚大なる被害を受けました。西日本地域において被害に遭われた方々の早期の復興とお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたします。

それでは、平成30年第4回定例会において、通告に従い代表質問をいたします。私は、作家太宰治の出生地である旧金木町で生まれ育ちました。かつて旧金木町は日本三大美林でもあるヒバの一大産地であり、林業が盛んな地域でありました。また、津軽平野の中央部に位置し、稲作地帯としても大変栄えました。平成7年では、人口1万2,000人を数え、中学校2校、小学校4校あったのが、現在の金木地区では人口約9,000人に減り、小中学校とも1校ずつ、合わせて2校となりました。このことは、国全体の問題であり、当市においても同様、急速に進む少子高齢過疎の問題は重要な課題であります。また、冒頭申し上げたとおり、日本列島は異常気象により災害が近年増えており、金木地区においても暴れ川の異名をとる金木川があり、過去何度も水害を起こしております。五所川原市全域においても同様の河川があり、先日も市浦地区に避難勧告が出されたばかりであります。これら人口減少と人口構成の問題や自然災害などの不安に対し、佐々木市長がこれから進められる施策には大変期待するものであります。

さて、これらに関し、市長に3点お聞きいたします。市長は、先日の所信表明において子育て・定住促進と安全・安心で健やかな生活を同時に進めるとありました。そして、



その具体策の1つに子育て・定住促進とあり、市長の公約である学校給食の無料化でありました。先ほど稲葉議員も質問されましたが、もう一度学校給食の無料化について実施の見通しなど具体的に御説明をお願いいたします。

次に、2点目の質問であります。平成17年の市町村合併によって手にした合併特例債の活用を示す新市建設計画の早期の見直しであります。さきの国会で東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が平成30年4月25日に成立、公布されています。これによって合併特例債の活用期限が5年間延長されました。先日、佐々木新市長が誕生し、即座に金木庁舎建設の住民説明会が金木地域において開催されました。ここで廃止の計画である防災無線について住民から廃止の見直しの要望が出ました。事実、調べたところ、金木庁舎の設計には防災無線の発信設備が備わってありませんでした。金木庁舎建設を含め、佐々木市長が今後4年間に実行する施策の財源並びに実行時期を十分に検討するために、新市建設計画の見直しを早期に図ることを提案することと防災無線の整備について質問いたします。地区の住民には、災害時にはもちろんのこと、日常生活においても大変役に立っております。東日本大震災においても、防災無線の活躍により必要性が取り沙汰されました。これらのことについて市長のお考えをお聞きいたします。

最後の質問というより要望であります。施策実現のための推進体制強化についてであります。地方自治体の首長は、市長職としての仕事はもちろんのこと、自治体の代表としてさまざまな会への参加などのその仕事は激務と思います。スポーツで鍛えた佐々木市長とはいえ限界があります。今後掲げた公約を速やかに実現するためには、副市長が必要不可欠であります。市民のため、施策実現のため、副市長の選任を議会に早く提案することを強く要望いたします。

以上、要望を含め3点について1回目の代表質問といたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

佐々木市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、市民の会の代表の伊藤永慈議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

学校給食の無料化の実現については、先ほど至誠公明会の稲葉議員へ答弁したとおりでございますけれども、人口減少が進む中で私は本当に包括的で切れ目のない子育て環境をつくることにより、子育て世代をしっかりと応援をして、五所川原市への定住促進を図ることが当市にとっては最優先で取り組まなければならない課題だと思っております。給食費無料化については、平成31年10月からの実施に向けて、本年10月をめどとし

て財政部門や教育部門の課長級職員らで構成するプロジェクトチーム設置をして、給食無料化へ向けての課題と財源確保について組織横断的に優先事項として検討してまいりたいと思っております。

本当に議員がおっしゃるように、金木地区においては小学校2校、中学校4校あったものが、現在1校、1校と、やはり市浦、金木と非常に人口減少が思ったより加速度的に進んでいることは確かでございます。今月の広報を見てもわかるように、ここ数カ月の間でもう既に減少が加速度的に進んで、既に5万5,000という人口の数字を見てわかるように、合併から13年で今のところ1億2,000万人ぐらいの人口が減少しています。確かに人口減少はこれから高齢化、人口減少が本番ですので、やはりしっかりと定住促進、人口減少を食い止めなければ、やはり行政運営が難しくなると思っておりますので、その辺を考えてこの課題について優先的にしっかりと取り組んでいく所存でございます。

あと、新市建設計画の早期の見直しでございますが、金木庁舎の建設につきましては、去る平成30年の8月19日に、広報に告知をして金木公民館において市民への説明会を開催をいたしました。金木庁舎建設のこれまでの経緯をしっかりと説明をし、現庁舎の現状と課題、金木庁舎の実施計画の概要を説明したところ、やはり出席者から金木地域から防災行政無線はなくさないでほしいという要望が多々寄せられたと報告を受けております。議員も議会で何度かこの要望をされている経緯を私自身新聞等で存じておりますが、金木、市浦地区の防災行政無線、アナログ無線については、これは平成34年11月でデジタル無線法が変わってアナログで放送ができなくなるという現状を踏まえながら、これまで廃止の方針としてきたところではありますが、やはり私の所信表明でお伝えしたとおり、安全で安心、そして健やかな生活を施策の柱として掲げており、やはり地域性を考えた場合、しっかりとやはり危機管理体制を強化をして防災管理設備の更新並びに地域の皆様方が自分たちの住みなれた地域で生き生きと暮らし続けられるコミュニティが非常に大切だと思っております。現在、金木地区、市浦地区では、空き家、そして高齢者のひとり世帯が非常に増えておりますので、その意味でも非常に重要なコミュニティのツールであると認識をしております。こうした地域の皆様の声をしっかりと真摯に受けとめるとともに、防災体制の強化には市民防災情報の行き渡るような伝達手段を多重化することはもちろんのこと、防災行政無線は災害時のみならず、先ほど言ったように日常生活における行政からのお知らせの伝達手段として地域の皆様の生活に今現在非常にやはり密着しているものという認識をしております。その意味からも、防災行政無線のデジタル化の実施を検討し、及び金木庁舎の設計にもこれを反映をさせていきたい

と考えております。

なお、新市建設計画につきましては、議員御提案のとおり金木庁舎建設を含めた今後の合併特例事業の財源を活用するための計画を延長するとともに、金木、市浦地区に設置されている地域審議会を存続をさせて、引き続き重要な貴重な御意見を伺っていきたいと思っております。ただ、合併特例債については、今年の4月の国会において議員の発議から31年3月31日で合併特例債の発効期限が切れるのが5年間延長となつて、平成37年度3月31日まで延長になったわけですが、ただしかし、現在五所川原市でこれから合併特例債を発行する発行の残高は非常に限られているということも認識をしておりますので、その辺も伊藤議員には引き続き御理解をいただきたいと思っております。

最後は、3点目は、返答を求めたいということでございますが、せっかくそのことを御質問されましたので、この議会を通じて議会の皆様方にまずひとつおわびを申し上げたいのは、先ほど至誠公明会の稲葉議員からも最後御指摘をいただきましたように、私の認識不足の発言から非常に皆様方に御迷惑をかけていることは承知をしております。さきの臨時会において、終了後私は記者会見において、7月31日の臨時会の副市長の提案を否決された後、同意を得られなかったことで、今後同じ議会に、同じ人材を再び提案することは今のところ考えていないと申し述べたところでございますが、この発言については非常に認識不足であり、このことは先ほど稲葉議員からも御指摘のあったように、この議会を通して議員の皆様方におわびを申し上げて、撤回をさせていただきたいと思っております。

今後、副市長の選任については、やはりこれだけの職員、三百数十名の職員、そして今後の行財政改革、そして私の5つの施策を実行するためには、私と職員のみではなかなか難しい場面があるだろうということは承知をして認識をしておりますので、今後副市長の選任についての同意を得るための努力をしっかりとまいりますので、どうぞ議員の皆様方には御理解と御協力、御指導を賜ればありがたいと思つて、答弁にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○磯辺勇司議長 市民の会、24番、伊藤永慈議員。

伊藤議員、ちょっと待って、市長、答弁漏れありました。

○佐々木孝昌市長 先ほどの人口減少の数字が間違っていたようですので、そこを訂正させていただきます。どうも済みませんでした。

○磯辺勇司議長 市民の会、24番、伊藤永慈議員。

○24番 伊藤永慈議員 懇切丁寧な回答、ありがとうございました。防災無線について実施して下さるとの回答でありました。防災無線は、市民の安心、安全を守るために、

災害時にはいち早く伝達する情報手段であり、学校給食無料化については子育て世代を応援することは、若い世代の五所川原市への定住促進にもつながります。このことについて、私は今まで幾度も議会で質問してまいりましたが、学校給食無料化については市長の公約でもありますが、厳しい財政状況でありますので、財政の状況を見ながら実施をよろしく願います。

また、新市建設計画においても見直しを実施するとのことですが、新市建設計画は金木庁舎建設も含めて今後4年間に実施する計画、財源及び実施時期等十分検討するためには、新市建設計画の見直しを早期にしなければなりません。来年度の予算にもかかわりますので、よろしく願います。

最後に、佐々木市長は7月9日に市長に就任され、7月18日にはりんご農家を訪れ、黒星病の被害状況を視察し、即座に今定例会に被害農家の支援策を提案されました。佐々木市長の素早い行動力と決断力に感銘を受けております。これまでに質問した事柄以外に、当市には問題は山積しております。市長には、健康に留意され、市民の期待に応えられるよう斬新な考えのもと施策を進めていかれることを切望し、代表質問といたします。

終わります。

○磯辺勇司議長 以上をもって24番、伊藤永慈議員の質問を終了いたします。

これにて代表質問を終結いたします。

---

## ◎日程第2 一般質問

○磯辺勇司議長 それでは、一般質問をいたします。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、一問一答方式の場合、1回目の質問については一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告書の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、3番、山田善治議員の質問を許可いたします。3番、山田善治議員。

○3番 山田善治議員 無所属の山田善治です。先日亡くなりました平山誠敏前市長の御冥福をお祈り申し上げます。

第4回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

質問の前に、6月に行われました五所川原市長選挙での佐々木市長、当選お祝い申し上げます。市長職は、非常に過酷なものがあるということを聞いたことがあります。どうか体には十分気をつけて五所川原市発展のため尽くされることを願うものです。

では、質問に入ります。市の地域防災計画についてであります。市では、以前に地域防災計画を発表したことがあります。防災計画、防災組織、災害予防計画、災害応急対策計画など、いろいろ続くのですが、この計画は大分前の話でありますので、最近の五所川原市の防災計画と自主防災計画の現状をお知らせください。

次に、空き家対策についての質問です。老朽化した空き家、また所有者が行方不明のため、屋根のトタンや板などが飛んで大変近くの人たちが困っているところがあります。国や県では、空き家対策の条例、制度がいろいろ進んでいるようですが、五所川原市の空き家対策はどうなっているのか、また五所川原各地域の空き家の状況など把握しているのであればお知らせください。

以上が1回目の質問といたします。答弁よろしく願いいたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○北川智章総務部長 ただいまの市の防災組織の現状等についてお答えいたします。

市内で結成されている自主防災組織は、現在45団体ありまして、平成30年7月末現在では世帯カバー率は39.2%となっております。消防庁発行の平成29年度版消防白書によりますと、県内の世帯カバー率は48.7%、全国は82.7%でありまして、当市の世帯カバー率はいずれの数値も下回っております。市内の自主防災組織数は増加傾向であります。さらなる増加に向けて取り組んでいく必要があると考えております。それとあわせまして、今平成30年度に地域防災計画の見直しの作業に入っておりますことをつけ加えさせていただきます。

続きまして、空き家対策についてでございます。空き家対策の現状及び市の取り組みについてでございますが、現在市で把握している空き家等の件数は533件ありまして、助言または指導等により解体撤去に至るケースもありますが、全体として件数は増加を続けている状況であります。市の取り組みとしましては、町内会連合会に空き家の調査を委託しているほか、職員によるパトロールの実施も継続して行っており、空き家等の現状把握に努めております。確認された空き家等につきましては、周囲への危険が及ばないよう所有者や相続権のある方に必要な助言や指導等を行い、管理の適正化を図っております。特に危険度の高い特定空き家等につきましては、解体費用を最大50万円まで助成する五所川原市特定空き家等解体撤去事業費補助金制度によりまして、危険家屋等の解体撤去を促進しております。今後も市民の安全で安心な暮らしの実現のため、空き家の現状把握に努めるとともに、不適切な管理が改善されないケースにつきましては引き続き助言、指導等を継続しまして、空き家等の適切な管理の促進に努めてまいります。

以上でございます。

○磯辺勇司議長 3番、山田善治議員。

○3番 山田善治議員 答弁ありがとうございました。

では、再質問します。最近の災害は、今までと違い、気象庁ですら予測しづらくなっている状況であると思います。今までに経験したことがないような災害がいつどこで起きても不思議ではないくらいの状況にあると思います。栄地域には、保育園、幼稚園がたくさんあります。急な水害等が起きたとき、どこに避難したらよいのかと聞かれることが多くあります。はるにれ団地の中には、五所川原保育園というところがあるのですが、その園長が「もし災害が起きたとき、どこへ避難したらいいのでしょうか」と聞いたそうです。そうしたら、市の職員は「三中ですね」と、そう言ったそうです。栄小学校が近くにありながら、三中だと、避難場所、栄小学校は避難場所になっていませんと答えたそうです。もし、ちょっと車で避難できるようなあれであれば心配ありませんけれども、広島とか水害いっぱい起きているところみたいに急を要する場合、やはり近くのほうがいいんじゃない、そこをちょっと答弁できないでしょうか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 避難場所の関係ですけれども、ただいま私地域防災計画の案を見ております。指定緊急避難場所の位置図のところを見ていきますと、栄小学校が26番で載っておりますので、位置的にははるにれ団地が近いところですので、ここに避難されるものと考えておりますけれども、詳細なところを確認しまして、議員が五所川原保育園の方から言われたことがもし三中なのであれば、なぜ三中なのかというところも踏まえまして、後ほどでも確認した結果をお知らせしたいと思います。

○磯辺勇司議長 3番、山田善治議員。

○3番 山田善治議員 答弁ありがとうございました。よろしく申し上げます。

これ通告していませんけれども、質問させていただきます。7月31日の臨時議会のことで、8月の6日に夕刊、東奥日報の明鏡欄にあったのですが、市民も議員も全ての人がオール五所川原で協力すべきではないか。そしてまた、正論、正義で働いてほしいという文章がありました。私もそのとおりだと考えているものです。私は、6月の24日の投票した五所川原市の市長選挙は、平山敦士さん、縁故関係もあるもんで、平山敦士さんを応援しました。だけれども、6月の24日、投票日、選挙が負けたと悔しくて、本当に市長、言葉が出なかったですよ。でも、この副市長の人事案件と市長選挙、これはちょっと違うのではないか。人事案件をよく考えてみると、反対する理由が私にはちょっとわからないのです。これ、そこで市長にお聞きしますけれども、もう一度副市長の人

事案件提出する気があるのかお尋ねしたいと思います。

以上です。

○磯辺勇司議長 市長、答弁いいですか。佐々木市長。

○佐々木孝昌市長 確かに7月の31日、否決をされましたけれども、まず多分私のやはり提案の仕方がまずかったのだらうと。先ほど新聞等でも私の発言のまずさがいろんなことに影響しているのだらうと思っております。多分この7月31日の提案に対しましても、これは私に対する叱咤だと一応認識をしておりますし、今後この人事案件については当然地方自治法161条に副市長の選任に当たっては、市長はその選任に対して努力をしなければならぬことになっておりますので、遅からず提案しないとやはりその地方自治法に抵触する可能性もございますので、その辺は十分に検討に検討を重ねながら、改めて本議会、この議会に提案できればと思っております。そのときは、どうぞ御指導、御協力を願えればということで答弁にさせていただきます。

○磯辺勇司議長 山田議員、よろしいでしょうか。

○3番 山田善治議員 はい、以上で終わります。

○磯辺勇司議長 以上をもって山田善治議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時17分 休憩

午後 1時04分 再開

○秋元洋子副議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

16番、福士寛美議員の質問を許可いたします。

○16番 福士寛美議員 至誠公明会の福士寛美です。第4回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、さきの市長選においてめでたく当選されました佐々木新市長に、この場からであります。改めてお祝いを申し上げます。おめでとうございます。また、長きにわたり当市行政を牽引してこられ、先月残念ながらお亡くなりになりました平山前市長の御冥福を心よりお祈り申し上げ、一般質問に入ります。

市長は、所信表明の挨拶で、すべからず是々非々の姿勢で行政運営に当たるとおっしゃいました。私個人的にも同感であり、また同僚議員も思いは同じであろうと思います。先ほど稲盛和夫さんがよく使われております利他の心をもって、どうぞその姿勢を貫き、行政運営に当たられますよう御期待申し上げます。

市長は、5つの重要施策を表明されました。その中の数点について質問いたします。当市の人口は、推計で今から2年後の2020年には約5万1,000人、2025年には4万7,000人、2030年には4万3,000人と推計どおりに推移した場合、毎年約800人ぐらいつつ減っていくこととなります。また、結婚、出産、子育てに関する意識、希望の調査の中で、現在の子供数は1.6人ですが、理想とする数は2.4人との回答であります。しかし、経済的負担、仕事の両立等の不安、晩婚化により年齢的な問題等から希望する子供数を設けることはなかなかできないという結果が示されているのです。それを踏まえ、質問いたします。

市長は、公約の中に仮称ではありますが、こども未来部の創設をうたっております。子育て、児童の教育環境、児童福祉、出生率増等々、子育て世代を取り巻く環境整備等に対する市長の強い思いを感じます。こども未来部は、どのような内容、形にしたいと考えているのかお尋ねいたします。そして、どのような手順を経て、いつごろまでに創設することになるのか。そしてまた、独立させた部として位置づけるのかどうか、具体的に構想をお示しいただきたいと思っております。

次に、防災について伺います。1923年に発生した関東大震災の被害を教訓に、防災意識高揚のため制定されたのが防災の日であります。一昨日、政府も南海トラフ地震発生を想定した防災訓練をされましたし、各地でも防災訓練が実施されたようです。今年もまた自然災害の発生が大変多い年であります。6月には大阪北部地震、7月には西日本豪雨、それ以降も局地的に雨が降り続く現象から川の氾濫、土砂災害の多発、その背景には地球温暖化による海水温の上昇等が要因として挙げられましょう。専門家は、これからの50年は地震、火山の噴火の多発、首都直下型地震や南海トラフ地震、雨の降り方が変わってきていて、偶然ではなく温暖化で地球全体が異常気象のサイクルに入っていると申しております。昨年九州豪雨、今年西日本豪雨、そういうことを考えると来年起こらないとは言えないと述べております。

先月16日から17日にかけて、県内各地で大雨となりました。当市においても、相内川氾濫のおそれがあるとして、流域地区に午後2時には避難勧告、4時には避難指示に切りかえました。当時、災害発生予知から避難指示を発令するまでの手順、手だて、避難勧告、避難指示の判断基準、そして市民へのどのような周知の仕方をしたのか、防災体制はどうであったのか、あわせて相内、太田、両地区で438世帯、938人に避難指示を出したところ、避難したのは9名、1%にも満たない状況をどのように行政で捉え、今後の教訓とするのかお尋ねいたします。

次に、地域消防団組織の現状と課題について伺います。私どもは誰しものが常々安らか



に安心して日々を送りたいと思っております。しかし、さきに述べたように突発的に事件や自然災害が発生いたします。一刻も早く最悪の状況から救助したり、また日ごろ防犯、防火に昼夜を問わず活動してこられたのが地域消防団です。その消防団組織はどのような状況なのかお尋ねいたします。まず、それぞれの分団団員の充足度について、2つ目は、今人口が減っている状況の中、現在は団員が確保できていたとしても、今後数年先を見据え、定年、現在は62歳と伺っております。定年の延長についても検討する必要があるのかないのか、3番目として、これまでは自営業の人たちの割合が多かったのですが、会社員、公務員、団体職員の入団を積極的に勧めるべきと思うのですが、お尋ねいたします。

次に、農政について二、三質問いたします。アメリカを除いたTPP11関連法が6月末、参議院本会議で可決成立したことによって、日本は全ての国内手続を終えたこととなります。今後TPP発効になれば、農林水産物にかかる関税の82%が撤廃されることとなります。また、昭和45年に始まった減反政策が今年産米から廃止となり、地方自治体、JA等による需給調整が求められるだけでなく、米の直接支払交付金も廃止となり、今年は農業にとって大きな大きな転機となります。このような取り巻く環境を勘案して、農林業の振興をどのように考え描いているのかお尋ねいたします。

また、6次産業化推進についても、地域内だけでなく、県内外に打って出られる製品の製造等について、新市長はどのように施策を展開するのか考えをお尋ねいたします。

次に、黒星病防除薬剤費の一部助成についてお尋ねいたします。本病は、古くから欧米では最悪の病害として恐れられ、本県でりんごが栽培されて今年で143年となります。その間80年の間は黒星病は未侵入病でした。昭和47年、津軽地方、弘前でも発生が確認され、知事を本部長に緊急対策本部を設置して、同年11月には黒星病及び腐乱病蔓延防止条例が施行されました。いろいろな病害がある中で、感染力の強い病害の限定対策として県条例が発効されたのです。

今年は、津軽地方を中心に例年にない大発生で、その要因は気象条件、特効薬の効果の低下、使用薬剤と、その散布量の多少、りんごの生態に合った散布時期の設定をしたかなどなど、園地による発生度合いに差が出ているものの、総体的に発生の度合いが多く、通常8月中で防除は大体終わるのですが、今後の気温、雨の状況等によって追加散布も必須だと思われれます。また、今日まで降雨の回数も大変多かったことから、例年よりこれまで散布回数、散布量も多く、生産者にとっては大変な年となりそうです。病気の発生密度が高く、伐採してしまった園地もある生産者もいたと聞いております。

私も地域での病害の初発が早いことから懸念し、6月半ば過ぎ農林水産課へ、そして

7月中旬には新市長が大変就任日も浅く忙しいときではありましたが、お伺いして病害発生がこれまでにないくらい多発しており、対応策、支援策を早々に打ち出してくださいよう訴えたところであります。市長は、被害状況の視察も実施されました。今年のように多発している園地では、菌密度を下げるために被害葉、被害のついた葉っぱ、被害果、果実の摘み取りは大事なことで、生の実を焼却するのはなかなか大変なことであり、また穴を掘って埋めるのも高齢の人にとっては大変なことであります。黒星病は、焼却か穴を掘って埋めるのがその後の処分の仕方であることから、このたびはJAに被害果を搬入したものは市で焼却するということが大変助かった人が多かったようです。JAに持ち込まれた被害果は、70トンにも及んだとのことで、それに焼却に搬出する際、経済部長を初め職員が手伝いにJAに来てくれたということもJA職員から伺っております。それら生産者、農家を支援しよう、手を差し伸べようという姿勢が農家はもちろんのこと、市民にもやる気、元気を与えます。この場からであります、それらのことに御礼を申し上げたいと思います。そして、弘前市など13市町村では国に対して黒星病の特効薬の開発や防除体系の確立に向けた対応を要望し、県議会もまた国に対して同様の意見書を提出したところであります。

そこで、質問いたします。当市では、今後どのような対応を考えているのか、そして黒星病補正予算額は基準としたものは何なのか、そして農家へはどのような形で支援していくのかお伺いし、この場からの質問を終わります。簡潔な答弁をお願いしたいと思います。

○秋元洋子副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 まずもって、御質問の最初に、私に対する祝意ありがとうございます。

それでは、子育て政策についてのこども未来部創設への私の思いについてでございますが、私が選挙公約の5つの施策の中の一番最初に掲げたのが子育て、定住でございます。これはなぜかと申しますと、五所川原市では平成27年の3月に制定しております五所川原市総合計画の中の第2章5項にまちづくりの課題、その中の一番最初に若者の定住、少子化対策というようなことを課題として一番最初に総合計画の中で掲げております。私は、その中のフレーズである最後の子育て家庭に対するきめ細かな支援や暮らしやすい生活環境を整備することにより、子育てするなら五所川原市でと、このフレーズに私は感銘を受けまして、これをやはり自分が選挙の公約の施策を立てる上で一番最初に掲げなければならないと考えたゆえんでございます。そして、子育て・定住政策の具体策に、仮称でございますが、こども未来部の創設というものを掲げさせていただきま

した。これは、少子化と人口減少という当市の課題に対して、子供を産み育てたいと思えるまちづくりを目指し、包括的で切れ目のない子育て支援制度体制を整備することで子育て世代を応援するとともに、五所川原市への定住促進を図るという取り組みの一つでございます。新たな部局の創設で目的が即座に達成するものとは考えておりません。ただ、各部局に分散している子育て支援業務を集約することによって、市民の皆様方の利便性の向上を図りたいと思っております。担当職員が子育て支援業務の専門知識をより一層深め、各施策を取り組む上でこのことは期待をしております。市民と議員の皆様方の御理解を賜りながら、職員としっかりと力を合わせて子育ての応援をし、定住促進に取り組んでまいり所存でございます。

以上です。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 それでは、こども未来部創設に対する実現化についてのほうを答弁させていただきます。

現在、各部局の子育て支援業務の取りまとめに着手しておりまして、取りまとめ後実現化に向けた協議に入ることとしております。取りまとめの結果、業務量によっては部ではなく課となる可能性もございますが、早ければ来年4月から体制を整備したいと考えております。具体的な子育て支援業務は、市民課の児童手当業務、国保年金課の乳幼児医療業務、健康推進課の母子及び乳幼児保健業務、家庭福祉課の児童福祉業務等がございます。現在、当該業務を担当している既存の課、係の統廃合も考慮しつつ、五所川原市定員適正化計画との整合性に留意しながら、実現に向けて検討してまいります。

続きまして、防災についてであります。災害発生時の対処法についてということで、平成30年8月16日の大雨について、市の災害対応の経緯と市が発令した避難情報の判断方法についてお答えいたします。8月15日午後から8月17日午前にかけて、青森県内に大雨警報や土砂災害警戒情報をもたらした大雨については、当初当市において警戒を必要とする降雨は見られなかったものの、市浦地区におきまして16日の正午前後に集中的な降雨がありました。それまで低い数値で安定していた相内川の水位が急上昇し、午後1時に避難注意水域に達しました。市では、本庁舎と市浦総合支所が連絡を取り合いながら雨の降り方を確認したり現地をパトロールするなどして相内川の状況を注視してまいりましたが、水位の上昇が続き、かつ午後1時半ごろには雨の降り方がさらに激しくなったため、災害警戒対策本部を午後2時に設置し、桂川地区を除く相内地区に避難勧告を発令しました。その後、雨は次第に弱まったものの、午後3時8分に大雨警報、午後3時30分に土砂災害警戒情報が相次いで気象庁から発表されるとともに、相内川上流

に降った雨により今後も下流域で水位上昇が続くと思われることから、太田地区にて河川水位が堤防の高さまで上昇して越水しそうな状況であるとの職員が現地を確認したこともあわせまして、土砂災害発生に伴う河川氾濫の危険も高くなったことなどから、さまざまな情報を総合的に判断しまして午後4時に桂川地区を除く相内地区及び太田地区を対象とした避難指示を発令するに至りました。

幸いなことに、避難指示を発令した直後に雨が弱まり、午後4時10分ごろには相内川の水位もピークを迎えたものの、辛うじて越水が発生することもなく、その後警報が注意報に変わりまして、相内川の水位も氾濫注意水位を下回ったことを確認して、17日の午前2時30分に避難指示を解除したものです。

このような大雨による河川水位上昇に伴う避難勧告や避難指示の発令については、市が規定している避難勧告等の判断・伝達マニュアルにおいて、大河川の岩木川や十川から中河川の飯詰川や相内川までを河川の性格を考慮しながら3区分に分類し、それぞれに避難勧告や避難指示を発令する水位基準等を設けており、このたびの大雨についてもこのマニュアルに基づいて判断がされたものであります。

続きまして、避難指示に対する住民の避難率が低かったということに関しましてでございます。平成30年8月16日の大雨において、相内川の水位が上昇したことから、438世帯、938人を対象に避難指示を発令したところであります。開設した2カ所の避難所に計9名が避難したものであり、避難指示を発令しても避難行動に結びつかなかったことについて課題であると認識しております。今後は、避難勧告や避難指示の情報の伝え方について危険が迫っていることをより具体的にイメージしてもらえやすいものになるよう工夫していく必要があると考えておりますし、近年多様化する大規模化している災害が自分の身の回りでも起こり得るということになっていることの理解を深めていただくため、広報ごしょがわら等を通して啓発に努めてまいります。

続きまして、地域消防団組織の現状と課題についてであります。市の消防団の現状と課題でありますけれども、市消防団は市の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員はほかに本業を持ちながらも、みずからの地域はみずからが守るという郷土愛護の精神に基づいて消防防災活動を行っており、地域の安全確保のために果たす役割は極めて大きいものと認識しております。市消防団の組織は、団長及び副団長が在籍する本団本部が置かれているほか、五所川原地区消防団、金木地区消防団、市浦地区消防団の3つに分かれ、五所川原地区消防団は第10分団まで、金木地区消防団は第6分団まで、市浦地区消防団は第4分団まで置かれております。

消防団の定数につきましては、五所川原市消防団条例において1,130人と規定されてい

ますが、過去3年間の団員登録の状況としましては、平成27年度末に888人で充足率は78.6%、平成28年度末に883人で充足率78.1%、平成29年度末に853人で充足率は75.5%、今年度におきましても9月現在806人で充足率は71.3%となっており、減少を続けております。団員数の減少は、市消防団が抱える最も大きな課題であります。近年は少子高齢化や人口減少の影響を受けるほか、本業の多忙化や活動の負担が大きいことを理由にした退団が増えてきているなど、若い消防団員の確保に苦慮しているところであります。

続きまして、消防団の組織を維持していくための方策に関してです。消防団員を確保していく方策として、市内の事業所において消防団への協力が得られるよう、消防団協力事業所表示制度の普及促進を図っております。また、より多くの方に市消防団について理解を深めていただくため、小学生やその家族などを対象として観閲式や放水競技大会を見学してもらうなどのほか、広報ごしょがわら等を通じて市消防団の活動について周知を図ってまいります。

続きまして、消防団の定年退職年齢の切り上げ等に関することをございます。現在、消防団員の定年は、団長及び副団長が70歳、分団長及び副分団長が68歳、部長及び副部長が66歳、班長が64歳、団員が62歳となっております。近年災害が多様化、大規模化し、その対応に当たる消防団にとって、地域に密着し、経験の豊富なOB消防団による活動も有効な手段と認識しており、今後消防団員確保に関する活動を展開していく上で検討していかなければならない状況にあると考えております。

以上です。

○秋元洋子副議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 農林水産業の振興について、1つ目の農林水産業の振興策について今後どのように取り組んでいくのかについてお答えをいたします。

市長は、本定例会の所信表明の中で地域の成長戦略を掲げておられます。その中では、当市の基幹産業である第1次産業をさらに稼げる産業にするため、特色ある農林水産物の生産者支援を行うとともに、それぞれの地域の実情に合わせた振興策を講じるとの思いを述べておられます。

御案内のとおり、当市では400平方キロを超える広大な行政面積と変化に富んだ地域特性を持っております。このような地理的背景のもとでは、地域ごとに取り組むべき農林水産物や振興のあり方も異なって当然と考えてございます。

このようなことから、特色のある農林水産物の生産、加工、流通、販売を通じた稼げる産業化につきましては、各地域の自然的な特性を見きわめつつ、生産者の方々の御意見を伺いながら、地域の実情に合った振興策について定めていくとともに、青森県が推

進いたします攻めの農林水産業政策と緊密に連携を図り、県や国の事業も活用しながら、各地域の強みを生かせる農林水産物を見出して、農協、漁協ほか関係機関とも協調の上で、当市の各地域に適し、消費者にも望まれるような農林水産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

続いて、黒星病の関係であります。薬剤費の一部助成の内容等についてお答えをいたします。りんごの主要病害であり、平成28年からDM I 剤、脱メチル化反応阻害剤というものですけれども、こちらに対する耐性菌があらわれたことによりまして、被害が多発しているりんご黒星病、こちらに対してりんご園地の黒星病の菌密度を低減させるための措置として、他のDM I 剤以外の薬剤を使用した秋の特別散布による病害の蔓延防止策が奨励されているところでございます。

当市では、この秋の特別散布用薬剤の購入費につきまして、五所川原市りんご黒星病防除対策事業費補助金として今回の第4回定例会に補正予算として計上し、りんご生産農家の薬剤費の一部助成を行い、その負担の軽減を図ることによって間接的に来年度以降の生産をする意欲を盛り上げて支援していくというものであります。内容につきましては、対象面積を906ヘクタールと見込んで、10アール当たり700円、これはおよそ実際の経費の3分の1相当に該当いたしますけれども、これを上限として補助金を交付する予定としております。

○秋元洋子副議長 答弁漏れ。

○16番 福士寛美議員 質問したのにもう一点、どのような形で農家に助成されていくのかを。

○秋元洋子副議長 答弁漏れ、経済部長。

○三橋大輔経済部長 これは、農家の方から購入伝票なり、そういった購入の証書をいただいて、なるべく簡単に申請、補助金ですので、必ず申請、それから交付決定という手続をしなければいけませんけれども、通常役所のやり方ですと書類が相当な回数、3往復ぐらいするような形になっていきますけれども、なるべく1回の申請の段階で購入の伝票なり領収書を添付していただければ、1往復で助成までこぎつけるような、生産者の皆さんにとって簡便な方法で実施をしてまいりたいと考えてございます。

○秋元洋子副議長 16番、福士寛美議員。

○16番 福士寛美議員 いろいろ答弁ありがとうございました。

最初のこども未来部、仮称ではありますが、まだ正式な名前は決まっていないのかとは思いますが、部ではなくて課となるかもしれないというようなことで、これからいろんな関連する部、課が集まって最もいい形にしていくことを期待を申し上げたい

と思います。

防災について伺います。この避難指示を解除されたのが17日の5時30分と言いました。その時間的なことはいいのですが、これまで西日本豪雨でも愛媛県であったと思いますけれども、雨がやんで晴天、青空が広がって、そして地域の人たちが後片づけをしている最中に、町の中を流れる川が新たに氾濫したと。それは、上流のほうで物すごい雨が降って、その土砂やら、それから流木やらが流れてきて、川げたにたまって、そこで水がせきとめられて町なかに水が氾濫したというようなこともあるわけなので、この見きわめというのは大変、雨がやんだし、川の水も少し下がったしということで解除と、果たしてそれでいいのかなというふうに思ったりもしますので、これはこれからの検討課題になるでしょうし、いろんな地域での事例等を収集して、できるだけ被災者が安全に立ち直れるような対応策をつくってもらいたいと思いますし、そして豪雨の、雨の状態もこれまでの状況とは変わってきて、それこそ突発的に集中して降るケースが多いわけです。ですから、これまでのハザードマップについてなんですけれども、市でも制定していますけれども、果たしてこれまでの何年か前につくったそれでいいのかどうかというようなことについてもひとつ気象条件、それから住民の意識やらいろんなことが変わってきています。その辺について、今すぐにどうこうするというわけにはいかないでしょうけれども、一つの考え方を伺いたいというふうに思います。

それから、相内川は県所管の観測所がそれを管理されているようですが、そこで氾濫注意水位というのは3.3メートルになって、避難判断水位と氾濫危険水位、これについては示されていないわけです。金木観測所とかほかの地域、川の観測所では判断水位、それから氾濫危険水位という数字が示されているのですが、どうしてその相内川はそれが示されないでいるのか、その辺についても伺いたいと思います。お願いします。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 防災計画につきましては、ある程度国の基準というやつもあります。降雨に関しましても、いろんな指針等ありまして、時間雨量どれくらいで設計しているのかとかいろいろあるものですので、一概にすぐできるということはないんですけれども、そちらのほうを注視していきたいと思います。

続きまして、今の相内川の数値が出てこないというお話ですけれども、そのところは県のほうに確認しないとイケないのですけれども、五所川原の河川の中でほとんどの河川が岩木川のほうに流入しております。そういうやつは、そういう数値は出ているように思っております。ハザードマップの岩木川が増水して、あらゆる河川がどうのこうのとなるときに、みんな旧十川にしても松野木川にしても金木川にしても、最終的

には岩木川に流れ込んでいる河川がほとんどであります。ただ、相内川は真つすぐ十三湖に注いでいるのがそういうことなのかなと、ふと思ったりもしたのですけれども、そちらのほうは県のほうに確認して、数値が出ていない理由を確認とりたいと思っております。

以上です。

○秋元洋子副議長 16番、福士寛美議員。

○16番 福士寛美議員 市長は、危機管理体制の強化やら防災設備の充実を掲げております。これは、午前中の代表質問やらでもいろいろと御答弁もいただきました。その管理体制の強化の一環として、防災専門の職員の養成とか、今さっきも申し上げましたけれども、その雨の降り方でも災害の発生の度合いでも、これまでのことがなかなか参考にならないような状況等のことが発生しております。そんなことから、専門の職員の養成とか、あるいは専門の部署、市長は子育てに関してこども未来部というようなことを提唱しておりますし、防災に関してもそういう専門部が必要な時期になってきているのではないのかと、そしていろんな災害が発生して、職員の方たちはそれに対処するのにマニュアルに基づいて対処していくと思うのです、これまではしてきたと思います。けれども、今それをやっているのではなかなかその対応策がおくれることもあって、現場でもって現場の状況を見て瞬時に対応していくというような能力を備えた人たちの養成というの、これが必要ではないのかなというふうに思ったりもしていますので、その辺についての考えをもし市長の思いがあれば市長からお聞きしたいと思えます。

○秋元洋子副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 今の福士議員の御質問に対してですけれども、まさしく今年度西日本の大豪雨を見ますと、予測不能な災害、結果的に激甚災害になって多くの人命が失われ、いまだ復旧していない状況でございます。そのことを考えると、今の相内川の問題もありますけれども、ハザードマップにしろ防災計画の見直しにしろ、まだまだ未完の部分が当市では見受けられると思っております。そういう意味では、防災危機管理に関することはこれからやはりきちっとやっていかなければならないと。そのためにも、私が所信表明で近年の災害は予測不能なものが多く、市民の安全、安心のためには、その不意な災害の備えを再構築するとともに、危機管理体制の見直し、防災関連設備の点検、更新について点検を行うものとしております。そして、今議員がおっしゃったように災害への対応につきましては、やはりより強力に災害の危機管理に対する対応をしっかりとしなければいけないということで、県内の40市町村の中で専門部署がないのがいまだ五所川原市というような話もございまして、今現在総務部の中で兼務職員がこれに当たって、



総務部全体で危機管理体制を共有しているとのことの報告を受けておりますけれども、今後のやはり危機管理体制としては議員がおっしゃるように専門部署の新設や、あるいは専門知識を有する職員の育成というものは私は急務だと感じておりますので、その点についてもこれからしっかりと検討してまいりたいと思います。

以上です。

○秋元洋子副議長 16番、福士寛美議員。

○16番 福士寛美議員 ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、西日本豪雨でも地域によって浸水被害を受けたところでも全く犠牲者が出ないで終わっている地域もあるわけです。そこは、災害時に支援の必要な人、それから高齢者や障害のある方、そういう犠牲者が出なかったところは誰が誰をサポートするかと、いざ災害が発生したときに、そういう具体的に決めているというんです。その自主防災組織、まだまだ五所川原市では未整備なところがある。午前中の山田議員の質問の中にも触れられておりましたけれども、ですからその自主防災組織を今後ますます市内に充実させるというようなこと等をお願ひしたいし、それに対する思いもお聞きたいと思ひます。

そして、皆さん方の頭の中にもまだ記憶にあると思ひますけれども、2016年の歳末でしたか、新潟県の糸魚川で200世帯余が焼失するという大火災がありました。そして、あれは消防の能力を超える火の強さだったという報道がありました。あのときも誰も特別亡くなったとか、そういう大きな被害をこうむった人がいなかったのです。その糸魚川の地区でも、火災に遭ったあの地区でも、小さな単位で隣近所とか、小さな単位で組織ができ上がっていて、あそこにはああいう老人の人がいるし、なかなか自力では歩けないとか、車椅子でなければだめだとか、そういうことが地域の人は周知していた、それが特別の大きなけがや死者の発生につながらなかったということですので、どうかその辺のことを今早急に検討するべきだと思うし、そしてそういう地域では、愛媛県の場合は避難の順路とか、それからそういう手をかりなければいけないというような人たちのことをいつもそれぞれの家庭で一番目につくところ、例えば冷蔵庫とかに張ってあるのだそうです。ですから、そんなところも参考にしつつ、できるだけ当市でも災害時、被害者が出ないような対応策を検討していただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

自主防災の組織について、もう一度ここでどういうふうな対応をしていくのかお伺ひしたいと思ひますので、お願ひします。午前中の山田議員のあれと重複する部分があると思ひますけれども、お願ひしたいと思ひます。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 自主防災組織に関しましては、先ほど山田議員のほうにもお話ししたとおりなのですが、また繰り返しになりますが、自主防災組織は自分たちの地域は自分たちが守るという自助、共助の意識で地域住民が協力し合い、災害発生時の初期消火や避難誘導等の防災活動を実施するものでありますので、そのことによりまして災害による被害の防止または軽減を図るため、非常に重要なものになるということでございます。平常時においてでも、地域内の危険箇所の確認や要配慮者の把握、防災訓練の実施などの活動が行われております。そこで、市では自主防災組織育成事業費補助金や一般財団法人自治総合センターが実施する地域防災組織育成助成事業費補助の交付によりまして自主防災組織の結成や防災用資機材の整備を推進しているほか、講習会の実施など防災知識の普及啓発活動も行っており、徐々にではありますが、自主防災組織の機能は強化されてきているものと認識をしているものです。今後も引き続きまして自主防災組織の結成促進及び活動の活性化に努めてまいりますという形で今後も進めてまいります。

○秋元洋子副議長 16番、福士寛美議員。

○16番 福士寛美議員 ありがとうございます。いろいろ自主防災については、専門家を招いて研修会を開くとか、そういうようなこと等もやっている地域もあります、行政によっては。ですから、どうか当市でもそういう専門家の意見やら知識を吸収する場を設けてくださるようお願いをいたします。

それから、消防団についてなのですが、定数が1,130人、それが今806人と伺いました。随分とそこに差があるわけなのですが、その充足度が低下してきているというようなことに懸念を抱くわけです。できるだけいろんな会社訪問とかして、この団員になってほしいというような要望等やら、それから市役所の職員、当市ではなかったのかな、市役所の職員も消防団に入っている行政もあるというようなこと等を新聞等では拝見したことがあるのですが、どうかひとつ若手の市役所の職員も消防団に入って、毎回毎回出動できなかつたとしても、時間をつくられて地域の安心、安全のために力を尽くしていただきたいと、そのために市長のほうからも職員たちに働きかけると、やわらかく、強制的にやるとこれは問題ですので、やわらかく働きかけてほしいなというふうに思っております。どうかひとつ充足度を高めるために努力をお願いしたいと思います。

農林水産業についてでありますけれども、いろいろ今佐々木市政が誕生したばかりです。ですから、深いところまではなかなか検討してはいないことは承知しておりますけ

れども、これまでの市政でもそうですけれども、前市政、その前の市政でもそうですけれども、なかなか特色ある農業農産物の産出について、こういう議場ではいい答弁は返ってくるのですが、なかなかそれが現場に行ったときに果たして議場で答弁されたような姿になっているかという、実感としてないわけです。どうかひとつ新市政でもって、本当に前向きな前向きな農産物の開発やら、そしてまたトップセールスをやるんだという強い意欲を示しておられますので、どうかひとつこの地域の所得倍増のためにお願いしたいと、それがまた給食費の無料化にもつながっていくことなわけですので、どうか努力をしていただきたいなというふうに思います。

黒星病については、大変な状況だということは市長も、それからあのときは経済文教常任委員会も一緒だったなというふうに新聞の写真を見て感じました。議員の人たちも実情というのは本当に周知しているわけですので、どうか経済部のほうでも農家への支援については余りかた苦しくなく、決まりだから、ある程度弾力的な対応で補助金を農家に支援するという気持ちを持って対応してもらえれば大変ありがたいと思いますので、よろしく願いして、私の質問をこれで終わります。

ありがとうございました。

○秋元洋子副議長 以上をもって福士寛美議員の質問を終了いたします。

次に、14番、松野武司議員の質問を許可いたします。14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 それでは、平成30年第4回定例会に当たり、通告の一般質問をさせていただきます。至誠公明会の松野武司です。

佐々木市長におかれましては、市長就任後の初めての定例会において所信表明を述べられました。今後4年間の五所川原市のかじ取りを市民に託されたわけです。今後の行財政運営を5つの施策として示して実施していくと力強い決意の所信表明だと受けとめました。五所川原市の抱える諸問題を真摯に受けとめ、未来に希望を持てる地域づくりを掲げ、地域発展のために御尽力されることをお願い申し上げ、通告の一般質問をいたします。

まず第1点目は、公共施設等総合管理計画について伺います。この計画は、平成27年10月に施行され、約3年経過しております。今後人口減少などにより、公共施設の利用需要が変化していく中、単に公共施設の廃止、縮小を推進するだけでなく、公共施設等をできるだけ長もちさせ、中長期に視点を効果的、効率的に整備、管理を行うことで、市民が安心、安全で持続的に公共施設を利用できるよう財政負担の軽減など、公共施設の最適な配置を実現するために本計画が作成したと示しています。

この計画書では、公共施設については前提条件で試算すると、向こう30年間で総額

892億円の維持管理費、更新が必要と見込まれ、一方では本市の公共施設に対する過去5年間の維持更新費は、毎年平均11億円となっており、現状では全ての施設の改修や更新は実施困難とされています。また、インフラ施設においても、道路事業のうち特に橋梁などの構造物の中に建設後50年以上が経過しているものもあり、急速に老朽化が進行しています。上下水道においても、管路埋設後30年を経過しているものが多く見られ、今後維持更新が必要とされています。これらのインフラ施設は、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として役割が大きく、防災対策として重要な役割を担っていくことが、毎年一定規模の維持更新費がどうしても必要とされます。厳しい財政状況のもと、いかに計画的かつ効率的に維持管理していくかが課題と思います。そこで、個別施設計画の策定進捗状況など答弁を求めます。

次に、2点目の旧庁舎解体計画についてですが、先日の議案説明会において報告事件の説明で報告第19号の専決処分がされました。五所川原市旧庁舎解体工事設計業務委託の解除による損害賠償の説明がありました。旧庁舎は、耐震基準不適合と診断されており、合併特例債が延長になったため、新庁舎建設に取り組み、今年の5月に移転され、現在に至っています。旧庁舎は、耐震基準に満たない老朽化した建築物であり、早急な解体工事が必要とされ、五所川原市旧庁舎等解体工事設計業務委託が6月に発注されました。しかし、7月の10日に委託業者に発注工事の解除の報告をされており、その後一連の手続を進め、専決処分されたと報告を受けました。

まず、質問は4点について伺います。五所川原市旧庁舎解体工事設計業務の発注業務の内容について説明を求めます。

また、当初予定していた解体に向けたスケジュールはどうかお聞きします。

7月17日に業務委託解除されたわけですが、業務解除の背景と経緯について詳細に述べてください。

最後に、委託業者の契約締結後、約1カ月を経過していますが、業者の業務の進捗はどのくらい進んでいたのか答弁を求めます。

以上で私の1回目の質問です。この後は、一問一答とさせていただきます。理事者側の誠意ある簡潔明瞭な答弁を求めます。

○秋元洋子副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

財政部長。

○櫛引和雄財政部長 個別施設計画の進捗状況についてお答えいたします。

議員御質問のとおり、五所川原市公共施設等総合管理計画の中では、計画を実効性のあるものとするため、施設の利用状況、老朽化の状況、域内の配置状況など現状を把握

し、施設改修による長寿命化を図るのか、または統廃合による経費節減を実施するののかという方向性や改修計画などを内容とする個別施設計画を策定することとしております。

個別施設計画は、施設ごとに個票を作成いたしますが、集会施設、スポーツ施設といった同種施設により取りまとめ、施設群として施設群単位で策定することとしております。

また、既存計画等で個別施設計画の内容を備えているものにつきましては、当該計画等を個別施設計画とみなすこととしており、五所川原市橋梁長寿命化修繕計画が策定済みである橋梁施設や、昨年度経営戦略におきまして改修計画等が記載されている水道事業、工業用水道事業、下水道事業については計画策定済みとみなしております。

また、市営住宅につきましては、五所川原市市営住宅長寿命化計画がございますが、当該計画は平成31年度を計画期間といたしまして、次年度において次期計画を策定することとなっておりますので、当該次期計画を個別施設計画とみなしてまいりたいと考えてございます。

これら以外の公共施設につきましては、本年度末を市内取りまとめのめどといたしまして、現在策定作業中でありますので、取りまとめ案ができ次第、議員の皆様にも御説明させていただきまするとともにパブリックコメント等の手続を経まして、策定後市民の皆様への公表を予定してございます。しかしながら、市道、農道、林道につきましては、公共施設数が多数となっておりますことから、次年度以降におきまして計画策定に着手することとしております。

道路等のインフラ設備も含めまして、市の各施設は大規模更新時期を迎えておりますが、当市の財政状況、今後の人口減少等を見据えた場合、現在の公共施設を全て維持し、または更新していくことは非常に困難なものであります。施設特性、事業優先度に十分配慮しながら、施設の統廃合も見据えた個別施設計画案を取りまとめてまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 それでは、契約解除した五所川原市旧庁舎解体工事の設計業務の業務内容等に関することでございます。

五所川原市旧庁舎等解体工事設計業務につきましては、平成30年6月8日に5者による指名競争入札を実施しまして、最低金額で落札した株式会社青和設計と平成30年6月13日に550万8,000円で契約を締結したところであります。

その内容としましては、旧庁舎を初め、車庫や駐輪場などの附属屋の解体工事と跡地

利用計画に基づく堤防のり面や通路築造及び敷地内の整備工事を実施する際に必要となる実施設計図面や工事費内訳等の作成でございます。

続きまして、スケジュールでございます。当初想定いたしました事業スケジュールといたしましては、解体設計を平成30年12月20日までに完成させ、平成31年1月には解体工事の施工について一般競争入札を実施して仮契約の締結をし、平成31年3月定例会を經まして本契約を締結し、平成31年3月末には解体工事に着手し、平成31年度内には完成するスケジュールとしておりました。

続きまして、契約解除の経緯と背景についてでございます。契約解除の経緯でございますけれども、先ほども説明したとおりでございますが、株式会社青和設計と平成30年6月13日に委託契約を締結しております。

この契約締結後、旧庁舎の跡地利用計画について関係各課や隣接地の所有者である国土交通省との協議を行うこととしておりましたが、跡地利用計画の決定に不測の日数を要することが見込まれたことから、設計も年度内には完成しないことや事業の優先度を見直すことにより、金木庁舎建設を優先し、旧庁舎の解体は金木庁舎完成後に行うこととしたため、平成30年7月17日に業務委託契約解除の通知をしたところであります。

その後、受注者に業務着手時から契約解除日までににおける業務実績報告書を提出の上、建築設計業務委託契約約款第44条第2項に基づきまして、損害賠償額について双方で協議をした結果、賠償の金額を45万4,680円とし、平成30年8月10日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしました。

以上が旧庁舎の解体工事設計業務の契約解除の経緯と背景でございます。

続きまして、契約締結後、約1カ月経過しての契約解除であるが、受注者の業務の進捗はどの程度であったかということでございます。平成30年6月13日に契約を締結しまして、平成30年7月17日に契約を解除するまでの35日間における受注者の作業状況としましては、市から貸与された旧庁舎の図面のデータ化やダイオキシンとアスベストの含有分析調査の事前準備等を行ったと報告を受けております。

以上でございます。

○秋元洋子副議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず最初に、旧庁舎解体計画について伺います。私も20年以上の間、議会での事件を審議してきましたけれども、過去に行政側の一方的な理由から、契約解除というこれまでにこのような事件がありましたか。

○秋元洋子副議長 総務部長。

- 北川智章総務部長 これまでの経緯の中では、このような事態はないと思っております。
- 秋元洋子副議長 14番、松野武司議員。
- 14番 松野武司議員 当初旧庁舎解体工事に向けての計画では、平成31年までには完了させるということですが、旧庁舎は耐震基準に満たない建築物で、早急に解体を進めるという判断でこの解体設計業務を委託したわけですよ。
- 秋元洋子副議長 総務部長。
- 北川智章総務部長 そのところまでは的確にお答えできないのですが、確かに建物は耐震設計、昭和56年以前の建物でしたので、耐震の形でいくと基準を満たしていない状態があるということで、今回こちらの庁舎のほうの建てかえになったとは思いますが、耐震がないので取り壊しを急がないといけないというところまでは少し認識、わからなくて申しわけないのですが、そういう状況でございます。
- 秋元洋子副議長 14番、松野武司議員。
- 14番 松野武司議員 旧庁舎解体工事設計業務委託の理由というのは、今3点ほど挙げられておりますが、敷地の利用計画、これが決定しなければということで、策定されていないからという理由が述べられましたけれども、これは今まで解体するに当たっても、その土地をどのような形で再利用するかということが決まっていなくても、これまでは解体したという事例はあるのではないかと思いますけれども、どうですか。
- 秋元洋子副議長 総務部長。
- 北川智章総務部長 今回の庁舎の部分に関しまして、国土交通省の河川の堤防部分に入っているということで、あとは道路として今おりてくる部分もそのまま生かせるかどうかという、そういう形で、ここの独自の独特の理由ということもあると思います。
- 秋元洋子副議長 14番、松野武司議員。
- 14番 松野武司議員 今国土交通省とも打ち合わせする必要があると言っていますけれども、これについて国土交通省と折衝というか、交渉を持ったのですか。
- 秋元洋子副議長 総務部長。
- 北川智章総務部長 担当課のほうからは、しっかり聞いていなかったものですので、これから打ち合わせするのかなと思っております。
- 秋元洋子副議長 14番、松野武司議員。
- 14番 松野武司議員 交渉もしないでの判断ということですが、当初計画した時点では解体した跡地については利用計画というか、このように利用するということを想定してあったものですか。
- 秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 跡地利用につきましては、まだ決まった状況では、これまでの議会答弁にもありましたとおり、なかったとっております。

○秋元洋子副議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 最初計画したときは、その跡地利用は全く想定していなくて、まず耐震基準に満たない建物であるし、これを長く放置すると市民にも危険という、そういうのが降りかかる可能性もあるということで解体作業に入ったと思います。したがって、今その跡地利用が決まっていないからという、そういう理由を述べられても合致していないと思います。したがって、この解除理由をいろいろ述べていますけれども、私としては不適當な理由だと考えていますけれども、これについてはいろいろあるのだろうと思いますけれども、そしてまた理由の一つとして金木庁舎を先行すると、そういう答弁もしていますけれども、どうして金木庁舎とこの解体と関連あるのか、その辺をお聞きいたします。

○秋元洋子副議長 答弁、総務部長。

○北川智章総務部長 旧庁舎の解体に関しまして、合併特例債を活用する予定であります。それと、金木庁舎のほうも合併特例債を活用する予定であります。そこで、合併特例債のほうで5年延びたという形で、ある程度平準化を進めていきたいということで、今回金木庁舎との関連が出てきたわけでございます。

以上です。

○秋元洋子副議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 当初計画の中では、どちらもやるということで予算盛りはしているはずなのです。特別この金木庁舎を建設するに当たって、何か計画が特別変わったとか、金木庁舎に関して変わって予算が多く必要になったとか、そういうことがあるのですか。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 現在は、そのようなことはございません。

○秋元洋子副議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 ないのであれば、やはり両方進めるべきだと思います。よほどな何かの災害とかいろんなものが急遽発生してやむなくおくらせるという措置をとったのであればまだしも理由としてわかりますけれども、やはりこういう計画性もないようなやり方というのは、ちょっと私は納得していません。これについて、やはり解除ということになれば、一方的な解除ですので、どの程度の損害賠償というか、補償がその時点で、解除した時点でどのぐらい想定していたのか、市長、その時点でどのぐらいの損害



賠償が発生するということを想定していたのかお聞きいたします。

○秋元洋子副議長 答弁、市長、よろしいですか。

○佐々木孝昌市長 解除の時点でどの程度かというのは、私は全く報告を受けていないので、そういう額については認識しておりませんでした。

○秋元洋子副議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 解除するに当たって、解除ということはやはり損害賠償金が発生するわけで、その辺の把握もしていない状況の中で解除したということですね。そして、我々報告受けたのは、その損害賠償金、45万幾らの損害賠償金だということで報告を受けましたけれども、本当にそれで行政としてこれが妥当な補償金だと考えていますか。

○秋元洋子副議長 答弁、総務部長。

○北川智章総務部長 契約を解除するまでの日数の期間、この35日間ですけれども、先ほど申しました旧庁舎の図面のデータやダイオキシン等の含有分析の事前調査なんですけれども、そこで受注者と賠償金の協議に際しまして、受注者からの見積書をいただいたところ、作業に当たった時間、いわゆる直接人件費を算出しまして、設計業務の履行に当たって通常必要となる諸経費を加え、それに設計業務等において発揮される技術力等の対価として支払われる技術料等経費も加えたものを算定しておりましたので、それを妥当と認めまして金額を45万4,680円と決定いたしましたところでございます。

以上です。

○秋元洋子副議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 この賠償金についてですけれども、業者が、私の聞き取りの部分では、業者の方がもう既に1カ月も経過しているのも、もちろんもう仕事をしておりません。この金額を決めるに当たっても、行政側からどのぐらいの工事というか、業務をやられたのかということで提出の指示がありまして、業者側としてはこれまでにかけた業務の対価として約60万円ほどぐらいの見積り的なものを上げた。しかし、行政としてはこの損害賠償とかは50万円以上であれば議会の議決を求めなければならないので、50万円以下であれば即審議できるというような、そういうニュアンスのことを言われまして、やはりこれまで業者は何度か市の仕事を受注していますし、これからもまた受注する可能性があると思ったから、やはり業者としてはそんたくされた部分が私はあると思います。

まず、今回の解除というのは一方的な解除でありますので、私は本当に550万円の業務の請負であって、6月から12月まで6カ月間でこの業務を終えるわけですけれども、既

に1カ月たっていると。ざっくり割って6分の1となれば、約90万円、91万円ぐらいになるのですけれども、この業務の対価というのは当然払うべきであって、これプラス損害賠償というのが普通の考えであります。五所川原市の行政としては、そういう考えを持たなかったわけですか。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 今回の建築設計の業務委託の44条に書かれていることなのでも、その2項です。発注者は、前項の規定により、これは解除の関係の規定ですけれども、契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとするようになっておりました。そういうことで、任意解除という形になっているのですけれども、以上でございます。

○秋元洋子副議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 確かに契約約款には、第44条には解約は市の都合で解除できるという項目もあります。その際は、その業者と協議して損害賠償金を支払うということではうたっていますが、常識としてやはりそういう仕事を発注しておきながら、もう仕事させて、業者側から見れば60万円ほどかかるといったものが50万円以下だばという、そういう業者としては、そういう認識されて断るとい、なかなか勇気もなく、そのまま進められて今回こういう形になったと思いますけれども、常識的に本当にこの仕事した分は絶対払うべきであって、そしてなおかつ損害賠償を払うというのは、やはり世間一般のことだと思いますけれども、その辺五所川原市としては今の今回とった措置というのはどこから言われても間違いはないという考えですか。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 あくまでもこの賠償金、賠償額という形でくくられていますので、出来形ともまた違うと思っております。ただ、進捗している、かかった経費と、あとは諸経費率を入れるということで、そのままやっていたらできたらという部分のところだと思います。それらを取りまとめて賠償金としておりましたので、そこに関しましては協議の結果ということになっておりますので、そういう御報告にさせていただきます。

○秋元洋子副議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 とにかくその業者は、やはり1カ月間仕事したと、そういうふうな中で今回は45万円という形の補償額でおさめていますけれども、それが本当に常識なのかということなのですよ。常識外れでないかということなの。そして、今これについて専決処分されたわけですけれども、地方自治法の180条には市長が専決される部分につ

いてはうたっていますけれども、五所川原市の市長が専決することができる事項の指定について3項目ありますけれども、その中のどこをこのたびの専決処分の値するところであるということで専決したんですか。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 市長が専決処分することができる事項の指定についてというところの部分を見ております。これの地方自治法第96条第1項第10号に規定する権利の放棄、同第12号に和解、あっせん、調停及び仲裁並びに同項第13号に規定する法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定に関する事件で、1件につき、市が負担することとなる金額が50万円以下のもの、ここの条文を使っております。

○秋元洋子副議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 法第96条の1項10号に規定する、権利の放棄ということはどういうことですか。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 私は、規定していない、今回に当てはまらない10号を言ってしまいました。今回は、同項の第13号に規定するということになります。

○秋元洋子副議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 13号の規定というのは、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること、法律上ということとは裁判等という意味ではないですか。

○秋元洋子副議長 答弁、総務部長。

○北川智章総務部長 法律上、市の業務に属するということで、法律上市の業務、市の業務であって、これは契約とかそういう市の業務の中の一環のことだと思います。

○秋元洋子副議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 自治法の中の96条の13号にそう書いていますか。そう書いていないと思いますけれども。

○秋元洋子副議長 総務部長、答弁。

○北川智章総務部長 済みません、今抜粋の部分だけでお話ししてしまして、申しわけございません。深く見ていかないと正確なところをお伝えできないので、申しわけございません。

○秋元洋子副議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 私から言わせると、この今回の専決処分、何も合致していないのですよ。この市の専決処分することができる事項の指定、市長が専決できる部分について全く合致していない。これは、私は専決処分の無効だと考えますけれども、その辺見

解が違うのでそういうことになっているのかわかりませんが、しっかり法的なことを守ってやらなければ大変なことだと私は思います。今の部長答弁では、ただ50万円以下という部分を強調して、そこで何か先走ったような感じになりますけれども、まずこの96条の10号だか12号、13号については、全く今の事案に合致しないわけでありまして、これを専決させたということは、これもやはりこの解除というのは、私は市長が7月の9日か、就任したの、そして9日就任して、10日の日に業者にこの業務の解除ということでありまして、市で、果たして市長が就任して、どこの部分でいつ、就任した9日の日、議論して協議したのか、それとも10日の日協議して、業者のほうに今回の業務は解除しますという電話でだと思えますけれども、通告したのか、その辺の議論がどうなされたのかお聞きいたします。

○秋元洋子副議長 答弁、どなたが、もう少しお待ちください。

総務部長。

○北川智章総務部長 電話連絡等の日時は、ちょっとここに記されていないくて、済みません。解除についての通知は、7月17日に発送しております。それから、続きまして合意についてとして7月20日に文書をいただいております。業務実績報告の提出についてという形で7月30日、契約解除に伴う損害賠償金についてとして7月30日で文書等のやりとりをしております。

以上です。

○秋元洋子副議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 このように何も解体計画についてのどうのこうのという議論は、何もなされないまま突如解除という、そういうのが出たというのは不思議でなりません。何がどうあったのか、その辺今市長さ聞いても市長もわからないような状況で、市長がわからなくて専決できないのですけれども、その辺が非常に不透明でございます。本当にこれは専決処分は法の範囲を逸脱して、本当に定める案件に適合しない重大な瑕疵がある、無効処分ではないかと想定されます。このように今部長も答弁できないのですけれども、専決処分の、私は無効だと思えますけれども、いや、んでねということをやっと聞きたいです。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 先ほど申しました法第96条第1項の文の中に同項第12号に規定する和解、あっせん、調停及び仲裁並びにというところに今度第13号が続いてくるのですけれども、今回和解されたという形になっていますので、そこで専決処分で50万円という形を考えれると思えます。

○秋元洋子副議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 もう一回地方自治法をちゃんと読んで、これ判断してもらいたいです。やはり10とか12号、これも訴えとか、そういう提起だから、裁判沙汰になった部分についてはこの処分でもいいですけども、今回はそういう裁判沙汰でなく、市独自に解除という形での補償問題ですから、この自治法の中には当てはまらない部分だと思いますので、これ長くやってでもなかなか大変でしょうけれども、今議会ではこの話というのはしっかりつけていかなければならない部分だと私は感じております。

解体工事というのは、やはり今の耐震補強、耐震基準に満たない物件で、ちゃんと解体するということで予算計上して実行することが望まれるわけですけども、今回それが佐々木市長が先送りということの判断でこの損害賠償事件も起きたわけですけども、一番大変な思いしているのは担当の職員だと私は感じております。やはりこの事件を正当化させるための作業が生じたわけですので、大変だと思います。職員としては、市長が起案したものに対しては全力で取り組まなければならないという使命が職員にはあるわけですので、市長におかれましてもしっかりとした裏づけ、これはこれで大丈夫だなという、そういう裏づけをやはりこれだけでなく、これから取り組むものに対してもしっかりとしたことを考えてやらなければ、いろんな形でいろんな人に弊害というか、影響を及ぼすわけで、さきの臨時議会におかれましては副市長の選任に当たっても事前に市長さんと話し合ったときも、やはりちゃんとした手順を踏んでいなければ、副市長におかれましては立派な人物であっても、やはりそのことがなり得ないことがあるということは私市長に直接言った記憶はあります。したがって、やはりそういうちゃんとした裏づけがあって、ちゃんとしたことがあれば、それは物事が通っていきますけれども、今回の専決処分におかれましては全くこれは合致しないものを進めようとしていますので、これがやはり問題提起されるわけですし、これによってやはり損害賠償というお金が無駄に発生する、こういう経費の見直し等市長うたっていますので、こういうのもしっかりとしたことをやらなければ、幾ら最悪の給料がカットしてでも、こういうことを起こすのであれば続かないですよ。ちゃんとした根拠があってやるのが大事ですので、その辺は十分心がけていただきたいなと思います。

これに関しては、予算委員会なり、いろんな場でまた議論させていただきますけれども、今回は私のこの質問に対してやはりしっかりとした答弁が出てこないということは非常に残念なわけでありまして。きょう議員たちも聞かれていますけれども、こういうことがやはり我々五所川原議会がちゃんとした声を上げていかなければ市民に笑われますので、これはしっかりと追及していきたいと思っておりますので、理事者側もやはり

ちゃんとした裏づけを私どもに示していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、時間もないですので、公共施設等の管理計画についてですけれども、個別的な策定はまだやっていないようだけれども、冒頭に言ったとおりこの計画というのは3年も過ぎています。この計画に当たっては、何人ぐらいでこの作業を進めているのかお聞きいたします。

○秋元洋子副議長 質問戻っても大丈夫ですか、質問を前の部分に戻しても大丈夫ですか。

14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 質問を戻してもでなく、答弁をしたいという話ですか。質問を戻してと……

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 今1番、2番という通告の一問一答で来ていまして、1回目のときに1番、2番のほうの質問をされまして、2回目に2のほうの旧庁舎のほうに入ってしまったので、今の……

○14番 松野武司議員 その意味な、それは冒頭に言ったとおり、最初に旧庁舎の解体からいきますということで私は言っています。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○榎引和雄財政部長 個別施設計画の作業状況でございますが、現在は関係各課にそれぞれの施設の個票の作成を依頼してございます。その後で、10月9日を期限としておりますが、そのまとまり次第財政課で取りまとめすることとしております。

○秋元洋子副議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 建物なり道路なり、そういうのはやはり専門家が判断することというのは重要だと思いますけれども、これは行政側、職員たちが進めるということで、その建物なりインフラについて見落としとか、そういうのが発生する可能性というのはないと考えていますか。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○榎引和雄財政部長 個別票の作成を依頼するに当たって、全ての施設の個票といいますか、一覧表をつけて依頼しておりますので、それはないかと思っております。

○秋元洋子副議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 いずれにせよ、この計画というのは大事な計画で、財政をやはり伴うわけですので、これによって、これをしっかりやることによって経費が削減されるという可能性は十分にあります。今まで行政が保有している施設関係というのは、今ま

ではほとんど雨漏りしてからとか、そっちこっち壊れてからという手直しで余分なお金もかかっている部分ありますので、事前にそういう個別的な管理をしっかりとやっていれば、いつごろまでにはこの部分の補修をやるという、そういうのをしっかりと計画の中でやるのが大事かと思っておりますので、そのように進めていただきたいと思います。時間も大分なくなつたようですので終わりますけれども、どうか市長におかれましては、しっかりした五所川原のかじ取りを実行していただきますようお願いして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○秋元洋子副議長 以上をもって松野武司議員の質問を終了いたします。

---

◎散会宣告

○秋元洋子副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時47分 散会

平成30年五所川原市議会第4回定例会会議録（第3号）

---

◎議事日程

平成30年9月4日（火）午前10時開議

第 1 一般質問（5人）

- 1 番 井上 浩 議員
  - 2 1 番 平山 秀直 議員
  - 1 2 番 木村 博 議員
  - 8 番 成田 和美 議員
  - 2 番 花田 進 議員
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（24名）

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1 番 井 上 浩 議員     | 2 番 花 田 進 議員     |
| 3 番 山 田 善 治 議員   | 4 番 磯 辺 勇 司 議員   |
| 5 番 松 本 和 春 議員   | 6 番 山 田 和 宗 議員   |
| 7 番 木 村 慶 憲 議員   | 8 番 成 田 和 美 議員   |
| 9 番 吉 岡 良 浩 議員   | 1 0 番 秋 元 洋 子 議員 |
| 1 1 番 鳴 海 初 男 議員 | 1 2 番 木 村 博 議員   |
| 1 3 番 稲 葉 好 彦 議員 | 1 4 番 松 野 武 司 議員 |
| 1 6 番 福 士 寛 美 議員 | 1 7 番 川 浪 茂 浩 議員 |
| 1 8 番 桑 田 茂 議員   | 1 9 番 三 潟 春 樹 議員 |
| 2 0 番 工 藤 武 則 議員 | 2 1 番 平 山 秀 直 議員 |
| 2 3 番 山 口 孝 夫 議員 | 2 4 番 伊 藤 永 慈 議員 |
| 2 5 番 加 藤 磐 議員   | 2 6 番 木 村 清 一 議員 |
- 

◎欠席議員（2名）

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1 5 番 寺 田 武 造 議員 | 2 2 番 葛 西 収 三 議員 |
|------------------|------------------|
- 

◎説明のため出席した者（24名）



市長	佐々木 孝 昌
総務部長	北川 智 章
財政部長	櫛引 和 雄
民生部長	秋元 建 一
福祉部長	岩崎 孝 幸
経済部長	三橋 大 輔
建設部長	佐々木 秀 文
上下水道部長	岩川 和 雄
会計管理者	岩川 静 子
教育長	長尾 孝 紀
教育部長	小林 耕 正
選挙管理委員会 委員長	白川 昭 磨
選挙管理委員会 事務局長	一戸 正 博
監査委員 事務局長	宮崎 昌 子
農業委員会 会長	斎藤 靖 裕
農業委員 会事務局長	葛西 達 也
総務課長	長谷川 哲
財政課長	須藤 淳 也
市民課長	福士 豊
保護福祉課長	伊藤 一二三
農林水産課長	今 重 彦
土木課長	小田桐 繁 寿
経営管理課長	三和 不二義
教育総務課長	川浪 生 郎

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	浅利 寿 夫
次長	山本 弘 隆

◎開議宣告

○磯辺勇司議長 おはようございます。

会議に入る前に傍聴席の皆様申し上げます。傍聴席では議事進行の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員23名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○磯辺勇司議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、一問一答方式の場合、1回目の質問については一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告書の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、1番、井上浩議員の質問を許可いたします。1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 おはようございます。社会民主党の井上浩です。私は、りんご黒星病の多発と防除及び昨日の市長の所信表明と示されました中身、すなわち選挙公報に書かれた市長の公約について質問をいたします。

最初に、りんご黒星病の多発と防除について、市の取り組みについて質問をします。実は、7月18日に市及び議会による被害状況調査が行われておりますので、質問に必要なりんご黒星病とは何かということについて、資料映像を使って確認をしておきます。

映像をお願いします。りんご黒星病は、実、葉、枝に発病します。弘前大学農学生命科学部植物病理学教室による実での発病です。

次に、葉での発病です。商品価値に直接影響します果実発病は実害が大きく、葉では早期に黄変、落葉します。

果実では、幼果期に生じた病斑がかさぶた状となり、果実肥大とともに劣化します。

国立研究開発法人の農研機構果樹茶業研究部門、これは国の黒星病の研究部署であります。

それでは、再度見ていただきます。葉での発病です。数ミリ程度の緑がかった黒褐色

の周囲がぼやけた、すす状の病斑が形成されています。これが激しく発生しますと、全体が黄変し、落葉することもあります。

同じく、幼果期における発病です。直径二、三ミリの黒褐色斑が見られ、徐々に拡大してコルク化し、かさぶた状になります。

同じく、熟果期における発病です。果実の肥大に伴って病斑部から割れ、奇形果となります。

さて、皆さん、黒星病は葉や果実に発生するりんごの重要病害です。とりわけりんごの春季防除における最重要病害です。近年りんご生産地の青森県、長野県等で黒星病が多発傾向となり、青森県では地域的に被害果率100%の園地も出ました。とりわけ2015年、2016年と連続して津軽地域のりんご園で多発し、被害園地率が平年の3%を大幅に超える16%もの発生となったとされています。後で市の発生についてもお聞きをしますので、この16%を覚えていてほしいと思います。

よって、生産者や農業団体のほか、市町村議会等からも県や国の試験研究機関に対し、早急に蔓延防止や対処技術等の開発を行うよう、強い要望が出されました。こうして県、国では、2016年の多発性要因が黒星病の防除のために使用されてきた従来の殺菌剤に対する薬剤耐性菌の出現が主な要因であることを解明しました。

では次に、黒星病菌と防除のための殺菌剤について確認をしておきます。りんご黒星病の病原菌であります糸状菌、カビです。なかなかなじみがないと思いますが、これが人間の皮膚につきますと皮膚糸状菌、白癬菌と言えは皆さんおわかりになると思いますけども、要するに水虫です。この病変部となりました映像にありますように、糸のような菌糸がつくこととなります。先っぽにあります種のような子嚢胞子から分生胞子が、顕微鏡で何十倍かに拡大しておりますけども、分生胞子が形成をされ、できます。国立研究開発法人農研機構野菜花き研究部門による、以上がカビの顕微鏡写真でした。

黒星病は中世よりバラの大敵で、果実ではりんごや梨といったバラ科の植物に発生します。写真は黒くないので、不思議に思われた方もいらっしゃると思いますが、バラについたものです。

りんご黒星病の国内における発生は1955年に札幌で初確認され、その後1968年には岩手県の試験圃場、69年に青森県南部地方へと次々に拡大。罹病した苗の移動により、1980年代にはりんご主要栽培県でほぼ黒星病が定着化をしました。生産現場では極めて重大な病害として認識されてきました。

やっかいなことの第1として、病原菌であるカビは生育適温が20度C前後と比較的低温を好む菌であることから、開花期ばかりでなく、これから収穫期にわたって被害が強

まるおそれがあることです。

さらにやっかいなことの第2として、被害した落葉や芽の鱗片などで越冬し、形成された子嚢胞子、分生子、これでございますが、来年の一次伝染源になることです。この子嚢胞子は、雨によって飛散し、発病した葉の上の病斑にできた黒色のすす状の分生子、先ほどはバラでしたから、黒ではありませんけども、この分生子等により、降雨により他の葉、果実へ二次伝染を繰り返すことになり、蔓延する機会を常に狙っていることです。

これまでの防除対策としては、1986年4月に実用化をされましたエルゴステロール生合成阻害剤、いわゆるE B I 剤ということで、農家の方はよく承知の、なじみの農薬ですが、黒星病に保護的にも治療的にも顕著な効果を示して問題はありませんでした。

ところが、実用化から30年たって、青森県の津軽でこの薬剤耐性菌が出現をしたわけです。当然ながら県は、特効的な30年間効いてきたE B I 剤の即時使用中止に追い込まれました。

そこで、次の映像、これはエルゴステロールという、左端が水酸基で、ここで反応するわけですけども、皆さんも昔を思い出していただきまして、炭素の亀の甲が7つ並んでおりますけども、ステロール、人間でいけばコレステロールでございますけども、細胞膜をつくります。このE B I 剤というのは、実は私たち……皆さんではありませんけども、白癬菌、水虫の治療薬であります。これは、黒星病でも治療薬になります。

病原菌であります糸状菌は、エルゴステロールという成分を必要として細胞膜をつくりますので、この成分の生成を阻害する殺菌剤の一つがE B I 剤です。りんご農家の皆さんがこれまで多用してきたD M I 剤とは、幾つもあるE B I 剤の一つで、脱メチル化阻害剤、デメチラーゼ阻害剤と呼ばれます。

私がここまで詳しく皆さんに御紹介してきたのは、農業用殺菌剤では最も大きな市場規模を占めています。開発した会社は、ドイツのバイエル社、アメリカのイーライリリー社、日本では日本曹達などがあります。

ところが、適応あるいは遺伝子変異を起こしたD M I 剤耐性菌の出現による病原菌の耐性化、それに続く薬剤淘汰による選択的増殖により、この効き目がなくなったわけですから、無力化したこれまでの殺菌剤は全く使えないという大変な事態になったわけです。

そこで、これにかわる代替剤を導入した新しい防除対策を考案して、防除指導が進められましたが、2017年は発生被害が幸い軽減をしましたが、ところが、本年2018年に効果わずか1年で再度激発したというわけです。こうした県、国の動向の中で、五所川原のりんご農家として、また五所川原市としてどう取り組むのかが課題となります。

7月18日、市内りんご園3園地を佐々木孝昌市長、市議会経済文教常任委員会等関係機関で現地調査を行いました。

皆さんの映像には五所川原市農業委員会だよりの80号を載せておりますが、紹介をされています。その中でも若手農業者からりんご黒星病対策に向けた要望があり、佐々木市長がお聞きになっている映像でありますけども、佐々木市長は「生産意欲をなくさせないためにも、しっかりした対策を講じる必要がある」と生産者の若い人たちに話されましたと農業委員会だよりでも報道をされております。

調査をいたしましたのは、市役所から北側の金木町中柏木の原田さんの園地、東側の神山の寺田さんの園地、南側の羽野木沢の須藤さんほかの園地の3地点です。中柏木の原田尚さんは、風向きなどいろんな条件で被害に遭う木が出てくるとして、集中的に感染して被害に遭った、まだゴルフボールよりも少し大きいほどの実、幼果期に生じた病斑が果実肥大とともに劣化してしまっている惨状を市長や私たちに切々と訴えられました。

トキを育てられます篤農家として知られています寺田勝昭さんの園地でございます。玉林です。寺田さんは、去年は丸ごと1本の木が全部真っ黒になってしまったとの惨状があったことを報告され、調査メンバー一同、大変に衝撃を受けたところでございます。

最後の園地となりました羽野木沢の伊藤さんの、ここでは羽野木沢の須藤大さんと多くの若いりんご農家の皆さんからお話を伺い、樹上で果実が劣化してしまっている惨状を前にして、回数も散布量も通常より多く農薬を散布せねばならず、負担がとても重いと、この苦境に対する市への要望を受け付けたところでございます。

これは、農業委員会だよりにも出されました金星の調査時での劣化の状況でございます。

以上で映像は終了します。

こうした市内の惨状を市当局は既に把握され、既にできることから対策を進めていらっしゃることは、昨日の答弁でも報告をされたとおりです。

そこで私は、国及び県での取り組みについて確認をしておきます。この大変な事態に対して、政府は本年7月末に参議院に提出した答弁書で、次の政府見解を明らかにしています。青森県が発生していることの認識にあわせまして、防除のために使用されてきた殺菌剤に対する耐性菌の出現が主な要因であると特定をしています。

さらに、青森県での対策を紹介しながら、農林水産省においても植物防疫法に基づく発生予察情報を関係者に提供するとともに、従来の殺菌剤を使用しない新たな防除体系の評価と検証を行っている旨、さらには共済に関する事、最後の4つ目としては、耐

性菌によるりんご黒星病に有効な新たな殺菌剤について、政府としては検討する考えはないということを明言しております。青森県と民間企業がやっていることを知っているというのみで終わっております。

国もようやくこの政府答弁にありますように、事態の重要性については認めたわけですが、国による発生予察情報に不足がなかったのか。また、国の責任を回避するかの果樹共済利用の主張など、多くの問題を抱えていることを指摘しなければなりません。これらを踏まえまして、以下市の取り組みについて具体的に質問いたします。

りんご黒星病の発生状況について4点お伺いします。市内のりんご農家、りんご園地での、りんご農家の戸数及び従業員数、主要品種別の栽培面積、生産高、りんご園で2016年から18年まで3年間の発生面積、被害面積、それから農業保険法に基づく果樹共済の加入率、さらには離農に伴う放任園化などがあるとすれば対策について。

大きい2番目は、防除についてでございます。耕種的防除の取り組みと薬剤による徹底した防除の取り組みの2つがありますが、両者お伺いします。

そこで、市の独自の取り組みについてです。昨日のこの場でも何回か強調されました菌密度を下げるという対策、すなわち園地の清掃等によります越冬菌密度の低下を含め、耕種的防除が行われるわけですが、この支援について。

2つ目は、薬剤による徹底した防除、適期適量散布を徹底することは無論であります。ここが難しいところですが、高品質なりんごを安定生産することの支援についてでございます。数日来、当県のりんご予想収穫量は変わらないという報道が繰り返されておりますけれども、実はりんご生産者にとりましては中心果が黒星病でやられてしまいますと、取ってしまわなくちゃなりませんから、側果を残したりんご果実を使うことになります。側果で使いますと落ちやすいですし、またつるがこすれて渋ができやすくなる。つまり等級が下がる危険性が極めて多く発生することは当然考えられるわけですから、予想収穫量、量だけの問題じゃなく、青森県及び五所川原市のりんご農家にとっては質の問題が今後大きな課題となってくるわけでございます。よって、地域一丸となって防除体制を強化し、市民の皆さん方のこのことに対する関心及び共鳴した意識のつくり出し、そして黒星病を撲滅する体制づくりが必要であります。

さらには、国、県の責任は何ととっても重い。青森県と民間企業が協働で行っていると国が指摘しております農薬取締法に基づく農薬の登録申請を行うための試験の取り組み状況については、県民及び我々に対する県による逐次の情報公開を市から求めていただきたいと思います。

2点目は、国は遅まきながら従来の殺菌剤を使用しない新たな防除体系の評価と検証

について行っておりますが、この国の取り組みについても逐次の情報公開を市として求めていただきたいと思います。

次に、市長選挙公報での施策の方針と具体策について質問をいたします。本定例会では、市長就任後初の議会での所信表明として、英知を持って取り組む、刷新五所川原が示されました。折しも今議会は、前市長の施策を検証する決算議会です。決算審議のポイントは、次の予算にどう生かすかだと私は考えています。

行政の継続性という用語があります。行政のトップが選挙によりかわっても、一度決めた事業や制度は変更や中止の手続、議決をしない限り、粛々と続けられるということです。市長は4年に1度選挙で交代する可能性がありますので、そのたびに市政が最初からやり直されては、住民サービスが停滞し、行政機能が混乱してしまいます。政策の継続が途切れたり、実績の検証がおろそかになってはなりません。そのために重要な政策や方針は条例で規定され、規則や要綱などで定められていることは皆さん御承知のとおりでございます。

よって、市長が表明されましたとおり、是々非々での市政継承が求められると私も考えております。同時に是々非々の類語は不偏と中立であるように、市長は常に公正であることを市長みずから表明されましたことは、私は高く評価をしたいと思っております。

しかし、市長がかわるといことは、市政運営の方針が変わることを意味します。住民生活が停滞しない限りは、その全てが変わっても当然ですし、変えるべき部分も多くあります。政治家にとって選挙戦中に約束したことを守ることは、最も大事なことです。刷新と宣言されていらっしゃる以上、市長が安易に妥協されることがないことは理解をできます。

そこで、市長の公約について3点質問します。第1に、小中学校給食無償化の早期実現、第2に市浦、金木地区の地域発振興プランの策定、第3に聖域のない事業、経費の棚卸し、以上の3点です。

昨日の答弁にありましたように、公約実現へ向けて、その課題を検討する庁内プロジェクトチームを設ける準備等が進められているようです。私自身8年間議会から市政を見てきた経験から、責任は自分がとるので、どんどん仕事してくださいという上司、その頂点に市長及び副市長がいらっしゃるということが好ましいと考えています。まず、市職員が全力で働くことができるように、市長のお考えを明らかにしてください。

まず具体的に、小中学校給食無償化の早期実現について質問します。1つは、所信表明で、若い世代の市への定住促進策で、唯一具体的に学校給食の無償化を挙げた理由は何でしょうか。2点目として、子育て支援、定住促進のほかに、食育の推進や人材育成、

教育への関心と文科省がうたっておりますが、そういったことは考えていらっしゃるのか。

次に、市浦、金木地区の地域発振興プランの策定について質問します。所信表明で示されました「両地域の実情と市民の意見を発端とした振興策を立て」とは、特色ある農林水産物の生産者支援を行うことと理解をしてよろしいのでしょうか、同じく新たに振興策を立てると理解してよろしいのでしょうか。

最後は、聖域のない事業、経費の棚卸しについて質問します。棚卸しとは、俗に決算期末における商品や仕掛品在庫を把握し、損益把握、資産把握をすることですが、聖域のない事業、経費の棚卸しとはどういうことなのか教えていただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○磯辺勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

本定例会の開会に当たって、市長としての所信を表明しております。今後の市政運営について、5つの施策の柱を述べさせていただきましたが、私がさきに市長選で訴えてきた中で、議員の御質問は3つの施策についてでございます。これについて、まずはお答えを申し上げます。

1つ目の小中学校の給食無料化の早期実現であります。これは、子育て・定住促進施策の一つでございます。昨日の代表質問でも平成31年10月からの実施に向けて、プロジェクトチームを設置し、組織横断的に最優先事項として検討するとお答えをしたところでございます。

若い世代の定住促進政策の中で、どうして学校給食の無料化を掲げたという御質問でございますが、私は若い世代にとって子育てに係る経済的負担の軽減を図りたいと、安心して子育てができる環境を整備することは、私は極めて重要なことだと考えております。

よく言われる第2子の壁、要するに2人目をどうしてももうけたいんだと思いつつも、やはりそこには第2子の壁が存在するということは、皆様方もいろんな形で耳にすることだと思っております。子供1人の夫婦が2人目をどうしてもちゅうちょしてしまうというのが現実の現象であると思っております。その最大の原因がやはり経済的理由だと言われていると思います。そのことを考えると、学校給食は全ての子育て世代にとって、子供1人につきひとしくかかる経費であります。その無料化を実施することにより、子育ての世代の経済的負担を軽減できれば、若い世代の定住の促進に非常に私は効果が高いものと



思っております。

また、これにあわせて関連機関と連携をしながら地産地消を推進し、地場産品にまつわるストーリーなどを交えた食育の取り組みを進めることにより、子供たちの健やかな成長と健康づくりを図るとともに、食を通じて子供たちに地域への愛着を持っていただきたい、その醸成にもつながると私は考えております。

さらに、地域全体で子供を育て、支援するという意識の醸成、そして第1次産業の振興などにと、さまざまなものにシナジー効果、波及効果が出てくるものと私は期待をして、この政策を掲げさせていただきました。

2つ目の市浦、金木地区の地域発振興プランの策定であります。これは地域の成長戦略施策の一つであります。金木地域と市浦地域では同じ五所川原にあっても風土が全く違うと私は認識をしております。それぞれの地域の特徴に応じた振興プランが必要であると考えております。本定例会終了後早々、市浦地区を皮切りに、これまで休止状態であった住民懇談会を再開いたします。地域の皆様としっかりと対話をとりながら、担い手の減少、そして高齢化が進む中、米とりんごだけではなく、地域に根差した実情に合った地域発の振興プランを新たに策定をし、青森県による農林水産業の成長産業化と政策の連携をしっかりとしながら、当市の基幹産業である第1次産業をさらに稼げる産業へとするための取り組みを推進していきたいと思っております。

そして、3つ目の聖域のない事業、経費の棚卸しでございますが、国を初め地方自治体の財政は非常に逼迫していることは議員の皆様方も御承知のことと思っております。当市の財政状況も今後ますます厳しくなることが予想されております。人口減少社会を見据えた市の全ての事業、経費の棚卸しを行い、無駄を徹底して排除する思い切った行財政改革を行わなければならないと考えております。

しかし、このことが即座に市民サービスの停滞につながることは私は考えておりません。私は、予算を削ることと市民サービスを削ることは同じではないという考えを持っております。まずは、市職員によるプロジェクトチームを初め市職員一丸となって、これまでの事業の実績、効果をしっかりと評価をいたしまして、必要な市民サービスを確実にしながらも、経費を節減できるところは必ず出てくるものと私は思っております。選択と集中により、見直すべきところはしっかりと見直しをし、子育ての支援や戦略的な未来に向けた投資は、それはしっかりとやっつけていかなければならないと考えております。

今後の市政運営については、行政の継続性は当然ながら担保しなければならないと思っておりますが、市民の皆様方の声にしっかりと耳を傾け、市民一人一人が「よくなった」を実感できるように、課題一つ一つに真摯に取り組むをし、井上議員におかれまし

ても、より一層のこれからの御理解と御協力を賜ればと思っております。

以上の答弁で終わりとします。

○磯辺勇司議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 黒星病の関連の質問が4点ほどございました。まず、黒星病の発生状況、果樹共済の加入状況、放任園対策等についてお答えしたいと思います。

当市のりんごを販売目的で栽培している経営体の数は674経営体と把握しております。勤めているというか、これで働いている方の従業員の数、労働者の数までいきますと、正確な統計はございませんけれども、およそ1経営体当たり2人程度でやっているとすると、1,400名ほどがりんごで生計を立てていらっしゃるというふうに考えることができるかと思えます。

それから、主要な品種別の栽培面積ですけれども、昨日の答弁でも申し上げましたけれども、全体としてりんごの畑の面積を906ヘクタールとして見ておりますけれども、このうち、ふじが496ヘクタール、つがる119ヘクタール、ジョナゴールド109ヘクタール、王林108ヘクタール、トキ12ヘクタールなどとなっております。平成28年度の生産高でありますけれども、市全体でさまざまな品種含めて2万1,000トンほどございます。

また、当市におけるりんご黒星病の発生面積ですけれども、晩生種の主力品種、ふじの収穫時点で把握することとなっております。2016年度では五所川原市全体で145ヘクタール、2017年度が38ヘクタール、今年ですが、先ほど申し上げたとおりふじの収穫以降に発表されることとなりますけれども、2016年産以上の発生面積になるのではないかとということが懸念されている状況であります。

それから、果樹共済についての加入率ですが、市でも加入の促進を行っておりますけれども、平成29年度実績で35.7%の加入率となっており、微増傾向にございます。

それから、放任園の関係ですが、園地確認の結果、放任園化する可能性が見られるような園地の所有者に対しましては、防除暦に沿った薬剤散布の実施や、近隣園地に悪影響を与えないよう、場合によっては伐採等の実施をお願いしているところであります。また、農業委員会のほうで農地パトロールを常時行っておりまして、管理の行き届いていない農地につきましては別途の指導等を行うなどの取り組みもしてございます。

続きまして、耕種的防除、薬剤による防除についてお答えをしたいと思います。今年の黒星病注意報発令以前より、この病害の対応策としては耕種的防除、つまり薬剤以外による防除方法でございますけれども、耕種的防除、それから薬剤による防除の両方を実施することが重要なポイントとされております。

まず、耕種的防除で実績のある処理でございますけれども、被害果、被害葉を摘み取

って、土中に埋設するか焼却処分をするという処理になります。この被害果、被害葉が少ない場合は、自己の園地内で埋設することで完了するわけですが、近年被害量が増加する傾向にあり、自己の園地内では十分に処理できない状況になりつつあります。

一方の薬剤による防除であります。りんご黒星病が増加するに従い、散布量、散布回数とも増加し、散布間隔は短くなってきておまして、薬剤防除にかかる経費は膨らむ傾向にあり、農家経営を圧迫しているという現状が見られます。

続きまして、市独自の取り組みの内容についてでありますけれども、ただいま答弁で触れましたように、耕種的防除、薬剤による防除ともに生産者の負担が増加する傾向であるということを踏まえまして、市の独自の取り組みといたしまして2つほど、実施済みのものが1つと、本定例会に計上してあるものが1つございます。

まず1つ目ですが、被害果、被害葉の集積、処分の取り組みであります。農業に頼らない耕種的防除の一つの手段として、被害果、被害葉を摘み取り、土中に埋設するか焼却処分することによりまして、果樹園地内にある病原菌の菌密度の低下を呼びかけた結果、農家個人での処理が追いつかない状況になっておりました。このため、平成30年7月25日から8月10日までの期間中、月、水、金の計8回、JAごしょつがると市が協力いたしまして、JAごしょつがる本店駐車場におきまして、黒星病の感染源となり得る被害果、被害葉の集積及び処分を実施いたしました。

取り組みの結果といたしまして、持ち込みの件数は473件、昨日の福士議員の一般質問では農協の把握している数字として70トン余りという数字がありましたが、実際に西部クリーンセンター、こちらの焼却場のほうで計量した実績としては54.7トンという数字で我々は把握をしております。

回収期間中初期は腐敗のある果実も多かったんですが、期間の終盤では樹上から摘果され持ち込まれたものが大半を占め、園地に放置されるおそれのあった被害果、被害葉の処分については一定の成果があったものと判断をしております。

もう一つの薬剤による防除の市独自の支援策であります。薬剤の購入助成の取り組みになります。五所川原市りんご黒星病防除対策事業費補助金として、今定例会に事業費全体で649万6,000円、予算計上させていただいたところであります。

この事業は、りんごの主要病害であり、平成28年から多発しております黒星病の蔓延防止を図るために、秋の特別散布に要する薬剤、こちらの購入費について、対象面積をりんご園地全体の906ヘクタールとし、このうち10アール当たり700円を上限とし、補助金を交付するものであります。

また、市独自ということではありませんけれども、市、青森県西北地域県民局、管内 J A 及び青果業者等で組織いたします五所川原市果樹産地構造改革協議会として、情報交換、協議を行い、地域の状況を把握し、黒星病に対応しております。今年度においては J A ごとがつがると合同で実施したものを含め、果樹産地構造改革協議会名義で広報車による適期防除の啓発アナウンス巡回も実施をしているところでございます。

4 点目、最後の関係ですけれども、国、県への要望等についてということですが、新薬の開発を初めまして、市として単独でできない部分については、やはり国や県の支援に対する要望が必要になってくるわけですけれども、市では他の市町村、りんご協会、関係機関と協力し、1 点目として治療効果が認められる新規薬剤の開発、2 点目として効果的な防除体制の早期確立、3 点目として研究、生産指導体制の充実等を要望しているところであります。

県は、各農薬メーカーが開発した新たなりんご黒星病の防除薬剤について、りんご研究所等に委託し、実証試験を実施しているところでもあります。

有効な薬剤の件数や、登録までの見込み年数は、民間企業との契約の内容によりまして守秘とされておりますので、公表はできませんけれども、現時点で有効性が見受けられる新たな薬剤がないわけではないとのことでもあります。

なお、県は 2 年前に比べ、回数、量の増えた薬剤の散布につきまして、農家の負担の軽減を図るため、散布量や時間を削減できる技術の開発実証を行っているところでもあります。

国のほうでございましてけれども、平成 28 年青森県において D M I 剤、E B I 剤の一種ということで井上議員からもお話ありましたけれども、同じ系統の薬剤であります。D M I 剤に対する耐性菌の出現により被害が多発したところであるが、その後県が当該農薬の代替剤を導入した防除指導を進めたところ、平成 29 年は 28 年の発生量を下回ったとしているところであります。

しかし、今年に入り、津軽地方におきまして、平年より早く黒星病の発生が確認され、6 月から急速に発生が拡大しており、他県においても多発傾向にあることから、国では翌年産以降の被害低減に向けて、薬剤耐性菌発生地域における防除対策を早急に確立するため、緊急対応研究課題として、公募により研究機関を募っているところと伺っております。

いずれにいたしましても、今後の国、県の状況を注視してまいりたいと存じております。

○磯辺勇司議長 1 番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 それでは、市によりますりんご黒星病の多発と防除の取り組みについて再質問をいたします。

りんご黒星病について多くの答弁をいただきました。りんご農家の皆さんにとっては重要な答弁であったと思います。同時に私は、市民の方全員にこのことに関心を持っていただき、五所川原市のりんご農家が今どういう危機的な苦境に追い込まれようとしているのかを感じ取っていただきたい、こう思っておりますので、今答弁いただきました内容を少し平たく、確認の意味でお尋ねしたいと思います。

実は、10年ほど前に当市の農業委員会は横浜国大の田代洋一先生の指導でヒアリング調査を行い、報告書が出ております。その報告書では、当市のりんご作付は920ヘクタール、1箱20キロで90万箱、20キロですから1万8,000トンとなるわけですが、そのうち農協が32万箱、津軽りんご市場が20万箱、中央青果が23万箱で、出荷先が分立とあります。答弁では、2016年度の生産高はおおよそ2万1,000トンとの答弁でございましたけれども、10年たっておりますので、割合的にはほぼ同じようなものと考えてもよろしいのでしょうか。

○磯辺勇司議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 2016年の統計になりますけれども、りんごの作付面積につきましては10年前の調査時と比べ若干減っておりますけれども、一方で単収は17%ほど増収しておりますので、10年前と状況はそれほど変わっていないものと考えております。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 次に、田代洋一先生の指導で10年前のヒアリング調査の記述では、900戸のりんご農家、JAの出荷農家は426戸となっておりますが、先ほどの答弁でありました現在の674経営体、従業員数1,400人というのは、今も答弁ありましたが、りんご農家戸数が減少しているという認識でよろしいのでしょうか。

○磯辺勇司議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 おっしゃるとおりであります。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 3点目でありますけれども、発生面積で答弁ありましたが、比率でいきますと詳細にわたり確認はできないと思うんですけども、私が答弁から今試算したところ、2016年で約17%、2017年で約4.5%の認識でよろしいのでしょうか。

○磯辺勇司議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 906ヘクタールを分母として割り返しますと、およそそのような数字になるかと思えます。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 そうしますと、先ほど皆さんに覚えていらっしゃるようお願いをした津軽全体の2016年の発生面積比率は16%でありますので、当市では1ポイント高いということが今明らかになったと思います。

次に、大きい2つ目ですけども、県、国への要望についてです。実は私は県、国の新たな防除体系の評価と検証の取り組みは、極めて手ぬるい、生ぬるいと感じています。といいますのは、実は国の研究機関であります農業・食品産業技術総合研究機構では、既に2016年度の1年間、りんご黒星病の発生被害軽減を目指した多発要因の解明と発生予察システムの開発研究を行っているのです。その研究目的で書かれたことは、「近年我が国のりんご生産地ではりんご黒星病が多発傾向にあり、青森県では地域的に被害果率100%になっている園地もある」、2016年ですよ。「このため、来年度以降の発生被害軽減に向けた防除対策の構築が求められている」として研究をしているわけです。ところが、さきに述べました県によるE B I剤の代替剤を導入した新しい防除対策による防除指導とあわせて、新型の耐性菌を封じ込めることができていません。

そこで、今国は何をやっているか。農水省では、現在次の取り組みを進めています。薬剤耐性菌発生地域における、答弁にありました防除対策をテーマとして1,000万円の研究費で、本年度末までの緊急対応課題として公募をし、8月6日に締め切り、書面審査が終わり、そして採択を公表すると、イノベーション創出課の担当の中井さんではそういうお話でありました。その公募の中で何が言われているか。実は「平成28年以降、青森県以外のりんご主要生産県でも当該病が多発傾向にあるほか、平成30年は新たに秋田県及び長野県においても耐性菌の発生が確認され」と記載をされ、翌年産以降の被害低減に向けて耐性菌発生地域における防除対策を早急に確立することが必要となっていると。つまり青森県でわかっていながら失敗をして、今度は秋田、長野でも発生をしたので、泡を食って公募をしたという中身になっております。残念でなりません。

そこでお伺いしますが、国が現在取り組んでいます薬剤耐性菌発生地域における防除対策の確立の研究についての最新情報がありましたらお知らせください。

○磯辺勇司議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 お尋ねの薬剤耐性菌発生地域における防除対策の確立の研究の最新情報についてでありますけれども、7月に公募を始めて、8月の10日前後に締め切られ、先月の8月31日付で国立開発研究法人であります農業・食品産業技術総合研究機構が再びりんご黒星病の薬剤耐性菌発生地域における防除対策の研究について、国の採択を受け、研究をするということになっているというふうに承っております。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 今答弁にございましたように、先ほど皆さんに見ていただきました葉っぱと、幼いときの時期と、熟してからの時期と、あの写真を公開している、そこが2016年に研究を行い、青森県もやっているから2017年はうまくいったとあって、2018年また復活したので泡を食って、2018年は公募ですよ。コンソーシアム、協業でやるからと言っていますけども、同じところが自分で公募しておいて、同じ農研機構の部署でありますけども、2016年に失敗しているところがまたやるという、1,000万円でどこまで私たちが納得できる研究ができるのか期待をするしかございませんけども、これは五所川原市民初め県民、そしてりんご生産県ばかりではなく、全国民が農水省の研究対応について監視をするべきだと思っていますので、市においても厳しく情報公開を求めていただきたいと思います。

次に、市長の選挙公約について再質問をします。まず、小中学校給食無償化の早期実現ですけども、予算全体との整合性はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○磯辺勇司議長 財政部長。

○榎引和雄財政部長 お答えいたします。

現在の財政状況におきまして、行財政改革の実施は喫緊の課題であります。人口減少社会を見据えた行政サービスの効率化と多様化する行政需要への対応、未来を見据えた将来への投資も同様に必要であると考えてございます。

市長の答弁にもありましたように、学校給食無償化も子育てに対する支援、定住促進に向けた最優先課題といたしまして、今後設置予定のプロジェクトチームを中心に、これまでの事務事業の実績、効果等をしっかり評価しながら、行政サービスの質を低下させないということを基本に、学校給食無償化に向けての課題や財源の確保などについて検討していくものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 それでは、実現のプロセス実施時期等の工程が一番私は大切だと考えておりますけども、昨日来答弁がございまして、伴いまして、制度の設計、関係規定やシステムの改正、変更が早急な課題になるわけですけども、これらについては庁内に横断的なプロジェクトチームをつくって今後精査をしていくということですが、現段階で実現のプロセスや制度設計、システム改正について考えられていることがもしございましたら教えてください。なければないで結構です。

○磯辺勇司議長 答弁、教育部長。

○小林耕正教育部長 私のほうから、お答えさせていただきます。

具体的には、先ほど来答弁ありましたとおり、10月から発足する予定のプロジェクトチームの中で、その具体的な内容について詰めていく形で考えております。市長のほうからも来年の10月ということでお話をいただいております。詳細調べていきますと、きのうも答弁しましたとおり、一概に無料化といいましても、さまざまな手法がとられているのも全国的に見られております。中には一部無料化ということで、その対象の要件、また範囲、それぞれ異なることもありますので、それも踏まえまして情報提示をさせていただきながら、プロジェクトチームの中でもんでいくという形になります。

いずれにいたしましても、来年の10月から実施ということでお話しいただいておりますので、来年度の当初予算の計上に合わせて、プロジェクトチームのほうで進行管理していく形になると思います。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 そうしますと、市浦、金木地区の地域発振興プランの策定ですけども、先ほど市長からお考えをいただきましたので、確認の意味で、合併協定においては新市において調整と書かれた事項があり、合併後粛々と進められてきているわけですけども、その調整内容についてはどのように判断をしているのか、簡潔にお願いします。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 それでは、市町村合併時における合併協定項目の検証でございますけども、合併協議会において合併に向けて協議、調整を行う項目のことでありまして、合併の方式、新市の名称、新市の事務所の位置のほか、事務事業の取り扱い、新市建設計画などがこちらのほうで挙げられております。五所川原地域合併協議会における協定項目において、合併前の協議段階で各種事務事業の取り扱いが決定したもののほか、合併後に新市において調整しますとされた事項につきましては、一部の事務事業で未達成のものもございます。しかし、おおむね調整は終了しているところでございます。

以上であります。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 振興プランの策定工程については、市長が先ほどの答弁で、みずから近々に市浦の住民懇談会でお伺いをしていただけるということで、私も参加したいと思っておりますので、市民とともに市長含めて考えていくべきだと思います。

次に、聖域のない事業、経費の棚卸しで、先ほど答弁で少しわかりましたけども、私は2つほど質問したいんですけども、1つは今現在当市では公共施設管理計画の個別計画が10月集約ということで進められておりますけども、このことと裏腹に当市では県内



10市に先駆けて公開をされています固定資産台帳との関係が非常に強いわけでございます。ここを充実して市民にわかりやすくすることが、大いに市長の命題とも絡むと思いますが、そこら辺の見解をお伺いします。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 固定資産台帳とは、固定資産をその取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿であります。所有する全ての固定資産、例えば市庁舎、道路、橋梁、公園、学校、公民館、集会施設その他市有地について、取得価格、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものでございます。

固定資産台帳の整備により、国から要請されている統一基準による地方公会計の整備に資することとなることはもちろんであります。市有財産全体の極めて大きな割合を占める固定資産の状況を把握することが可能となり、中長期的な経費の見込みも大枠で把握することができるものであります。

また、固定資産台帳の情報を今後より精緻化していくことによりまして、予算編成や公共施設の老朽化対策等の資産管理にも活用できるものと考えております。

さらに、固定資産台帳の情報を公表することにより、内部利用のみならず、外部利用についても期待できることとあり、例えば民間事業によるPPP、もしくはPPPによるPFIに関する積極的な提案を推進できることや、資産の売却可能区分等もあわせて公表することにより、民間事業者における買収等の検討を促進し、公有財産の有効活用が図られるといった効果も期待できるものと考えており、同台帳の整備は大変重要であると捉えております。今後は、継続的に同台帳の更新作業、公表を行っていきながら、市民の皆様に対しましても丁寧な説明に努めていきたいと考えておりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 理解しましたので、協力していきたいと思っております。

といいましても、ちょっと抽象的で、何のことかよくわからないというのが市民の実感だと思います。具体的に市民の皆さんからよく聞かれていますのは、例えばですけども、みずとみどりの小公園、市役所のすぐ前にありますよね。これどうすんの。水郷公園、これどうすんの。バイオ村の各施設、これどうすんの。飯詰の不動公園のキャンプ場、これどうすんの。曲水の館、これどうすんの。歴史民俗資料館はこの場でお尋ねをして、これは統合して、当市からは消えるということが報告されていますけども、このようにメンテナンスが不十分、あるいは放置、あるいは廃止予定の土地、施設利用に

ついて、私は早急に再活用あるいは廃止に伴う処理の方針を示すことが、実は市長のおっしゃっている聖域のない事業、経費の棚卸しであり、今既に市当局が進めております公共施設管理計画の個別計画の集約であり、固定資産台帳の充実と、そこへの市民の意見の反映だと思えます。

そこで、もう時間がないので、個別の答弁は結構ですけども、これらの公約実現ということで、統合的にどういうお考えなのか、簡潔にキーワードでお知らせ願いたいと思えます。

○磯辺勇司議長 財政部長。

○櫛引和雄財政部長 昨日松野議員にも答弁いたしました。当市では平成27年10月に五所川原市公共施設等総合管理計画を策定してございます。

当該計画では、市の財政状況を踏まえた場合、全ての公共施設を維持しつつ改修や更新を行うことは非常に困難であることから、今後利用状況や老朽度などを考慮いたしまして、類似団体程度までの施設数及び保有面積を縮減し、維持更新費の削減を図り、持続可能な施設管理を行っていくことを計画における適正管理の基本的な考え方といたしまして、これに基づきまして、個別施設計画を策定することとしてございます。

議員御指摘のとおり、市の公共施設の中には現在休館中の施設や、本来用途に供していない施設などもございますが、この個別施設計画の策定にあわせて、こうした施設についても今後の整備方針、統合方針などを検討してまいりますとともに、本年度末を取りまとめのめどとして、取りまとめ案ができ次第、議員の皆様にご説明させていただく機会を設け、その後パブリックコメントを実施し、策定後におきましても市ホームページなどで市民の皆様にご公表してまいります。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 議論してきましたけども、公共施設等総合管理計画から工水外れているんですね。ほかの県、ほかの市でやっているところがありますけども、そのように今後議論すべき課題は多くあると思えます。

それらを含めまして、これらの公約実現のために、早期に副市長を選任されることが私は大変重要だと思っています。市長からその決意が昨日示されました。副市長選任について、今議会での追加提案を要望して質問を閉めたいと思うんですが、予定されている方は県施設の農業研究者でございまして、りんご果樹課長を県で務められ、歴任をされた方で、当市の黒星病対策にはぜひ必要な方だと思いますので、要望して終わります。ありがとうございました。

（「議長、関連。今の黒星病の件で発言をしたいと思えますので」

と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 許可します。

○20番 工藤武則議員 黒星病の問題で、非常に農家にとってはゆゆしき問題だと。それで1つは、先般経済文教常任委員会、市長さんも視察をされたと。きょうのこの写真を見ますと、農家の方々が非常に不安を抱いておるのではないかと。しかも、この黒星病というのは6年間かかると、こういうふうな病気を治すには大変な問題だと。今りんご農家が外国に販売されておるのは輸出額が100億円を売っておるのだと、国内の生産高が1,000億円です。この農家の方々の心情を察すれば、議会も動かざるを得ないのではないかと。喫緊の課題として、市長さんにばかり、行政にばかり預けておいてもだめだと。やはり議会も動きながら、国になり県になり打開策、けさの新聞にも出ておりましたけれども、その対応を我々も模索をしながら頑張っていけばどういふものかということ発言して終わります。

何とかひとつ議会も陳情するという気分で、農家の方々も少しでも気分を和らいでいただきたい。そして、農家の方々のもとに我々議会も視察をすべきではないかと、こういう話であります。これをひとつお願いします。

○磯辺勇司議長 わかりました。

次に、21番、平山秀直議員の質問を許可いたします。21番、平山秀直議員。

○21番 平山秀直議員 至誠公明会の平山秀直でございます。まずは、佐々木孝昌市長、就任おめでとうございます。

また、せんだって亡くなりました平山誠敏前市長には深くお悔やみを申し上げまして、通告に従って一般質問をさせていただきます。

通告の第1点目は、防災・減災対策についてであります。市長は、立佞武多初日開会式のときに、雨が降るのではないかと随分心配されておられました。それは、国主乱れんとき国乱れるという歴史上のことわざを恐らく知らないで、つい挨拶の中で無意識に出てしまった言葉だと思われます。そうなんです。立佞武多復活以来、初日4日、21年ぶりに初めて土砂降りの雨が降りました。夜8時過ぎだったため、観光客は大半見学することができたそうなので、ほっといたしました。

その後8月の24日、大雨により、市浦地区相内川の水位が上昇しているため、21時25分、454世帯、998人、桂川を除く相内地区に避難勧告を発令し、桂川地区を除く相内地区の住民の方34人は避難所の基幹集落センターへ避難いたしました。7月豪雨では、活発化する前線の影響で、近畿や四国など西日本を中心に記録的な大雨が続きました。各地で土砂崩れや河川の氾濫が相次ぎ、死者200人以上となる大きな被害が出ています。きょう

夕方、また今年最大の台風21号が近づいています。まずこの点、市長は改めてどのように感じてられるか、お伺いいたします。

第2点は、防災訓練の重要性についてであります。私の経験から成長につれて防災訓練の意識の低下につながっていると感じます。防災訓練は、私が学生時代、カリキュラムの中で定期的実施されていましたが、卒業後は個人としての時間の余裕が見つからず、防災訓練や地域集会に参加する意識が薄れている感じがいたしました。若い世代はスマートフォンが主流となり、外で遊ぶことが少ない点や、社会人は仕事やプライベートが忙しく、防災訓練や自治会集会に参加する意識が低下している。

そもそも防災訓練などの地域集会にどんな目的があるのでしょうか。台風や地震、津波などを想定して訓練することも大事ですが、防災訓練の最大の目的は、その地域のことや、どんな人がいるのかを知ることができます。それが自助、共助のための大きな一歩となる絶好の機会となると考えます。これ以外にも目的はたくさんあります。災害の基礎知識を知る、また地域としての個々の役割を理解する、また防災資機材の習得をする、避難場所の確認や避難経路の確認などをする、各分担を決め、防災の日などを利用して、定期的に家族会議をすることで防災意識を高めることができます。

昔よく行われていた防災訓練は、消火器や三角巾の使い方に始まり、バケツリレーが定番だったと聞きました。しかし、最近では防災訓練のマンネリ化を防ぐために、フリーマーケットや地域の祭りなど楽しみの要素を加えている地域もあります。そこで、活動の状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、通告の第2点目、五所川原立佞武多の祭りに対する市長の姿勢についてお伺いいたします。21年という短期間で知名度が全国区になった祭りは、それほどないはずであります。五所川原市の立佞武多が今年運行21年目を迎えました。五所川原市では、豪商らがみずからの富を競うかのように、背丈の高いねぶたを作製、これが立佞武多なのでございますが、いつしか伝統は途絶えている。しかし、突如復活を果たす。1996年、地元の有志が明治期のモノクロ写真を手がかりに作製、天をつくような威容が市民の目に映ったのは約80年ぶりだったそうでございます。

そのわずか2年後の98年、市街地での運行が始まり、全国各地に無数の祭りがあっても、3者の顔がビルの屋上より高いところに見える光景はほかにはないでございませう。高さ23メートルの迫力は、言葉で表現しがたいものがございませう。運行開始当初から注目を集め、10周年を迎えたころには既に広く知られるようになっていましたが、同時に多くの課題も浮かび上がっていました。かつての青森ねぶた祭りがそうだったように、いわゆるカラスハネト対策、関係者たちは早急に対策に乗り出し、衣装の適正化な

どに努めました。

祭りは元来非日常的な空間を提供し、参加者は蓄積したエネルギーを数日しかない会期に一気に爆発させる。五所川原市がある西北地方は、県内でもとりわけ気象条件が厳しいためか、参加者の熱気は独特なものがあります。「やってまれ、やってまれ」というかけ声は、初めての人には乱暴に聞こえるかもしれないが、よくよく理解すれば、地域に眠る潜在的なパワーが表現されたものと捉えることができると思います。

五所川原市は県内を代表する商都と言われたが、経済環境の変化に伴って、元気をなくした時期もございました。そこで、市民に元気を与え、一つに結びつけたのが立佞武多だったのでございます。立佞武多の成功によって、地元は大きな経済効果を得ることができました。観光が成長産業と位置づけられる今、それを伸ばしていくことは大変重要でございます。

そこでお尋ねいたしますが、市長は開会式の中で、これからは子供が参加できる祭りにしたいと発言されました。この発言は、今まで立佞武多は子供が参加できなかったのでしょうか。田町、栄町のねぶたが参加を2年間見送って、南小の子供たちは参加できなくなっていました。だからといって21年前の衰退していた町内ねぶたの時代に逆戻りするのでしょうか。参加できなくなった小学校、中学校、高校生は、個別で対応すれば十分可能かと思えます。祭りは五所川原の経済発展にこの上なく効果をもたらしているし、それがまた地元が愛し、誇りに思っているからこそ今日まで続いてきたし、今後もしも守り続けていかなければなりません。このことを否定して、自分の考えだけを押しつけるのは、市民の代表と言えないのではないのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

次に、通告の第3点目、学校教育の無償化についてお伺いいたします。今年6月13日、構想を決定した人づくり革命、大学などの教育の無償化や授業料減免についてだけでなく、2019年10月からは全面的に実施される幼児教育無償化の内容が注目を集めております。

幼児教育無償化、5月31日、幼稚園、保育園、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲などに関する検討会議報告書を取りまとめました。3歳から5歳までの幼稚園の預かり保育や、認可外保育施設も無償化の対象とし、来年10月からの全面的実施などを決定いたしました。

そこで、学校給食無料化についてでありますけれども、学校給食の無料化について、文科省が初の全国調査を行いました。文部科学省は7月27日、公立小中学校の給食無償化に関する初めての全国調査結果を公表、2017年度は全国の1,740自治体のうち4.7%に当たる82市町村が給食を無料化していました。人口規模が小さい自治体ほど積極的に導

入している傾向が見られます。

調査は、全国1,740市町村の教育委員会を対象に実施。それによると、小中学校いずれも給食費を無料にしているのは76市町村だけでございます。小学校のみは4市町村、中学校のみは2町でございます。小中学校いずれも無償化していた76市町村を人口別に分析すると、1万人未満が56市町村で7割以上を占め、3万人未満で見ると71町村と9割以上に上ります。残る自治体のうち、第2子以降のみ給食費を補助するなど部分的に支援しているのは424市町村。1,234市町村、70.9%は無償化しておらず、保護者に費用負担を求めています。無償化している82市町村に対し、実施に当たっての課題を尋ねたところ、子供がいる家庭ばかりではないため、住民の理解が得られにくいことなどが挙げられております。無償化の効果として、保護者の負担軽減や教職員の給食費徴収や未納への対処を減らせるといった指摘はございます。

そこで、当市では、学校給食費の無料化、年間約1億7,000万円の恒久財源はどのように捻出するお考えかお尋ねいたします。

通告の第4点目、家庭の食品ロス削減についてでございます。売れ残りや食べ残し、賞味期限切れなど、本来はまだ食べられる状態の食べ物が廃棄される食品ロス、その削減に向けた取り組みを加速させる契機としたいと思い、取り上げさせていただきました。

日本における食品ロスは、事業所や家庭を合わせて年間約646万トンに上ると言われ、これは世界中で飢饉に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量の約2倍に相当すると言われ、余りにも膨大な浪費であります。こうした中、日本として初めて目標を定め、食品ロス削減の取り組みを強化する姿勢を示したことは大きな意義があります。

注目すべき助言内容がございます。家にある食材を把握して、使い切れる分だけ買う、早く食べるべき食材は冷蔵庫内の目立つ場所に置くといった、いずれも取り組みやすいものばかりで参考になります。地方では、こうした情報を発信してもらいたいとありました。

食品ロスの削減について、我が公明党は、現在は自治体や事業者、消費者が一体になって削減を進めるための食品ロス削減推進法案（議員立法）の取りまとめを進めております。ぜひとも実現させたいと考えております。

また、食品ロス削減の啓発活動については、食品ロス削減に関し、環境美化促進委員の研究会を行ってはどうかと提案させていただくものでございます。この点、食品ロス削減について、今後どのように考えているかお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わりますが、市長及び理事者側の御誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○磯辺勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

佐々木市長。

○佐々木孝昌市長 まず、最初の1点目の平成30年7月、西日本で豪雨がありまして、避難が大変おくれて、それに対する私の考え方はどうなのかという、市浦に関する事だと思えますけれども、現実には市浦のこの前の8月の16日の大雨の避難指示に対しまして、対象者が438世帯に対しまして、その世帯人が938人、実際避難した方が開設した2カ所に9人ということで、これはやはり大変な数字だと危機感を感じております。やはりこの辺は、もう少し危機管理体制をしっかりと強化いたしまして、昨日も申し上げましたけれども、庁内に専門部署ないし専門の従事する、そういう方を育てていかなければならないということをもまず感じております。

次の御質問の立佞武多祭りに対する市長の姿勢ということでございますが、五所川原の立佞武多は議員がおっしゃるように、平成8年、市民の有志の手によって80年ぶりの復活を遂げ、平成10年の夏祭り運行以来、今年で21年目を迎えていることは御承知のとおりでございます。これもひとえに市民の皆様方の厚い御協力と、関係各位の御支援のたまものと心より感謝を申し上げるとともに、祭り開催の御英断をされた成田元市長並びに立佞武多復活及び五所川原立佞武多をここまで大きな祭りに育て上げた平山前市長に対しましては深い敬意を表するものでございます。

さて、今年の祭りでございますが、立佞武多は初日の運行途中で、先ほど指摘されましたように降雨に見舞われたことは大変残念でございますが、その後の4日間、天候にも恵まれて、5日間は無事事故もなく、そしてこれは主催者発表でございますので、124万人もの方々がおいでになったという報道がされてございます。

私は、この市の最大の観光資源に成長した五所川原の立佞武多をかけがえのないふるさとの財産として守り継承していかなければならないという考えを持っております。今後とも高さ23メートルの立佞武多3台を中心に高校、町内会、ねぶた製作団体らによる運行形式を継続し、県内外からの観光誘客に努めるとともに、これまで以上に大人から子供まで、市民が参加しやすい祭りにすべく、五所川原立佞武多運営委員会を初めとする関係団体とその実現に向けてしっかりと協議をしてまいりたいと思っております。特に未来の祭りの継承者である子供たちへの五所川原立佞武多への参加促進や、立佞武多を学習する機会の創出について検討してまいりたいと思っております。

先ほど議員が言ったように、五所川原立佞武多、子供たちが参加していないわけではないし、きちっと町内会のねぶたもこれから継続していただきたいと思っております。ただ、21年前にこの立佞武多を運行するに当たって、立佞武多実行委員会が設置され、

私もその中の委員の一人でした。そのときの立佞武多をこれからやっていく上でのコンセプトは何かと、やる基本的な意義は何かということで、今の会頭である山崎淳一委員長のもとで数十名の委員会の中で検討したのは、将来この祭りを子供たちが誇れる地域の祭りにしようと、青少年健全育成のための祭りにしようとというのを大きな命題として掲げて、この立佞武多を運行したつもりでございます。

ただ、今現在運行団体協議会に属する面々で非常に進んでおりますけれども、これからの少子化の問題で、この立佞武多が本当の自分たちのふるさとの祭りになるためには、もっともっと子供たちが自由に参加のできるような祭りにしていきたいということは、これは山崎会頭とも既に事前に話をした上で、そういうことを申し述べたまでであって、今までの祭りをもっともっと子供たちが参加をして、その姿を観光客に見せて、五所川原の元気な姿を見せるとともに、子供たちがこの祭りを誇りに思うというような祭りにしていきたいという思いでの発言でしたので、その辺を御理解していただきたいと思えます。

そして、学校給食の無料化の財源確保についてでございますが、昨日からの代表質問、一般質問の中でお答えをしておりますが、小中学校給食の無料化については、平成31年10月からの実施に向けて、本年10月をめどに財政部門や教育部門、課長級職員らで構成するプロジェクトチームを設置し、給食無料化に係る事業費や課題などを検討して、財源については来年度の当初予算編成に向けて、職員一丸となって、これまでの事業の実績、効果をしっかりと評価した上で、組織横断的な視野から事業、経費の棚卸しをして見出していきたいと思っております。

先ほど平山議員からおっしゃられたように、ある意味では給食の無料化、小さい自治体が行っていると。要するに市町村でいくと市が少ないと、町村がこの給食の無料化に進んでいると。財源も非常に厳しいわけですがけれども、私は少子の施策として、子育て世代を支援することが絶対的に優先課題だと思って、今回の選挙の第1施策として掲げさせていただいております。と同時に、やはり給食費の無償化になると、市民の方々、子供のいない方々もそれを全体で支援することになりますけれども、地域の未来を背負っていくのは確実にここで育っている子供だと私は思っております。その子供たちを地域全体で育てるという意識を持って、それに投資をすることは間違っていないと思っておりますので、その辺は御理解をいただいて、何とぞ御協力を賜りたいと思えます。

以上でございます。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 それでは、防災訓練の関係についてお答えいたします。



近年全国各地で記録的な豪雨等により、多くの被害が発生しておりますが、被害を最小限に抑えるためにも、訓練を通し、日ごろから一人一人が防災を意識し、対策を考えておくことが重要となります。

このことから、市では防災訓練の必要性を認識しており、市浦地区、金木地区、五所川原地区の順に年1回、市内での発生が想定される災害について、総合防災訓練を実施しているところでございます。

参加団体は、消防事務組合、消防団、陸上自衛隊、国土交通省になりますけれども、河川国道事務所、警察署、その他関係機関のほか、町内会、自主防災会など、例年約300人が参加しまして、関係機関相互の連携のあり方や避難ルート等を確認しておるところでございます。

以上です。

○磯辺勇司議長 福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 幼児教育無償化に対する国の方針の概要という御質問でございました。幼児教育無償化につきましては、国では平成26年度以降、段階的な推進に取り組んできており、低所得世帯やひとり親家庭に対する無償化の範囲を拡大してきたところでございます。

当初の予定では、2019年4月から5歳児の幼児教育無償化を一部先行実施し、2020年4月からの全面実施を目指しておりましたが、最近の報道では全面的な無償化措置の実施時期を半年前倒しして、消費税10%の導入の時期に合わせ、2019年10月とする方針が打ち出されておるようでございます。

無償化の内容といたしましては、3歳から5歳児の全ての世帯及びゼロ歳から2歳児の市町村民税非課税世帯を対象に、認可保育所、認定こども園の費用を無償化とするものでございます。また、幼稚園につきましては、月2万5,700円を上限に助成するとしております。

そのほか認可外保育施設及び幼稚園の預かり保育についても、市町村において保育の必要があると認定された世帯の3歳から5歳児については月3万7,000円、ゼロ歳から2歳児については月4万2,000円をそれぞれ上限に無償化することとしておるようです。

なお、平成29年度末の当市における3歳から5歳児入所児童数は、就学前児童数の約90%に当たる992人であり、またゼロ歳から2歳児の市民税非課税世帯の入所児童数は104人、無償化とされる国基準額の利用者負担額では合計で2億1,600万円となっております。

幼児教育無償化の実施に伴う市の負担割合については、現在国から詳細が示されてお

りませんが、市といたしましては国からの通知等により、速やかに対応してまいります予定でございます。

○磯辺勇司議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 食品ロス削減にかかわる家庭への推進に関する取り組みについてお答えいたします。

家庭における食品ロスを生み出す要因は、食品の買い過ぎ、調理のし過ぎ、食べ残し、食品の長期間ないし不適切な保管による劣化、腐敗等が挙げられ、農林水産省の推計では1日1人当たり約41グラムの食品が燃やせるごみとして処理されております。

平成32年度までを計画とする五所川原市第2次食育・地産地消推進計画では、食材の有効活用を図り、無駄のない食生活を推進すること、好き嫌いをなくし、調理してくれた人への感謝と食べ物を大切にすることを重点取り組み項目として掲げております。

家庭への推進に関し、具体的な取り組みといたしましては、買い物、料理、食事、後片づけの各過程においてちょっとした工夫をすることにより、食生活からの環境負荷を低減する食生活改善推進員によるエコクッキングの普及を勧奨しており、平成29年度は85名の参加者がございました。

また、「食材は使いきる」、「料理は食べきる」、「生ごみは水気をきる」、この3つの「きる」を実践し、家庭から出る可燃ごみの約5割を占める生ごみを、毎日のちょっとした努力によって減らそうという取り組みである平成29年度県委託事業の「3つの「きる」実践促進活動」に約100名の市民の参加がございました。

県におきましては、この3つの「きる」をテレビでスポットCMを行っており、当市でもこの3つの「きる」についてホームページや広報に掲載するとともに、啓発用パンフレットを本庁舎、金木、市浦総合支所の窓口で配布しておりますが、今後も食に対する啓発を推進して、食品ロスの減量化を図ってまいりたいと考えております。

○磯辺勇司議長 21番、平山秀直議員。

○21番 平山秀直議員 それでは、再質問させていただきます。

一問一答ですので、1問ごと質問させていただきますけども、まず防災・減災の防災訓練の重要性について質問させていただきます。先ほどの答弁では、市浦、金木、五所川原というふうにして防災訓練を毎年行っていると。毎年という言葉に惑わされちゃいけないと思います。年を追うごとに市浦、金木、五所川原というふうにしてやっているわけですから、この五所川原、例えば旧市内であれば、3年に1度の防災訓練になるのではないのでしょうか。これでしたらば、防災訓練も足りないのではないかなと。私は、

防災訓練は毎年、年に1回実施すべきではないかなというふうにして、今後の防災訓練の重要性を考えたときに必要だと思いますけども、御答弁をお願いします。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 ただいまの御提案ですけども、今の市の総合防災訓練でありますけども、先ほども参加団体いろいろ述べましたけども、そちらのほうで300人の規模を集めていくということになりますので、準備とかに3カ月かかっている状況であります。全地区を年1回やっていくというのは、今の状況ではなかなか難しいものと思っております。

以上です。

○磯辺勇司議長 21番、平山秀直議員。

○21番 平山秀直議員 今まではそうだったかもしれませんが、防災訓練の重要性に基づいて、この重要度を主張させていただいておりますので、ぜひこの防災訓練というのは年に1回訓練できるように御検討していただきたいと思っております。

次に、通告の第3点目、立佞武多のことは市長、子供たちが今でももう既に誇りに思っておりますし、これからもこの五所川原を守り、育て、そして将来にわたって維持していかなくちゃいけないというふうにして、どの市民もそういうふうに思っているのは揺るぎない事実だと思いますので、今後とも立佞武多、予算の削減とかいろいろとあることを耳にしておりますので、いろんな形で立佞武多が宣揚されて、日本全国、世界に広がるように。パリに行ったらどうですか。立佞武多を誇りに思えるようにしていきたいものだというふうにして思っております。

第3点目の学校教育費の無料化についてでございますけれども、今国のほうでは大学とか高校、年収それぞれに合わせて人生100年時代の構想会議、これを開いて成立しました。その中で幼児教育の無料化、これを来年の10月に合わせて実施というのは、ちょうど消費税の地方税が増額する、これに合わせて地方でも国、県、そして市がこの財源に基づいて、裏づけのある幼児教育の無償化を来年10月に実施しようと検討しているわけでございます。

私も将来の五所川原の子供たちのためにしっかりと先行投資していくことは、我が公明党も教育の無償化というのを唱えさせていただいて、五所川原の将来の子供たちのために投資することは大変重要なことだと思いますけれども、学校給食費となりますと、やはり単体の財源というのが一番心配されます。6月の定例会でも質問したとき、教育部長のほうでも1億7,000万円、単体で財源が必要になってくる、この恒久財源を市単独で捻出するというのが非常に困難である。私は、あえて今回の質問で比較して、幼児教

育の無償化というのは、国、県、そして市が財源をしっかりと捻出し合って、その財源を確立することができるという財源の裏づけがあるから、これを実施できるのだというふうにして考えておりますけれども、この学校給食費というのは単体の財源、これを市でかつての民主党政権のように、子ども手当、事業仕分けによって財源を捻出することが結局はできないで、消費税を増税して財源をつくらざるを得なかった、この時代をほうふつさせるような政策ではないかなというふうにして思いますけれども、この点御答弁をお願いします。

○磯辺勇司議長 答弁、財政部長。

○榎引和雄財政部長 確かに恒久財源の確保というのは非常に大きな問題であると、以前の議会でも答弁したかと思えます。ただ、先ほどの井上議員への答弁とも重複いたしません、繰り返しになりますが、人口減少社会を見据えた行政サービスの効率化と、多様化する行政需要への対応、未来を見据えた将来の投資も非常に必要であると考えているところであります。子育て支援、定住促進に向けた最優先課題として、学校給食の無料化に向けてプロジェクトチームで財源の確保などを見出していくものでございますので、何とか御理解いただければと思えます。

○磯辺勇司議長 21番、平山秀直議員。

○21番 平山秀直議員 財政部長、随分苦しい答弁です。大変です、この財源捻出というのは。ぜひ市長、期待したいです。市長がどのような采配で、この財源を捻出されるのか、それを大いに期待したいなというふうにして思っております。

ただし、来年の10月に結局はできずに市民の税金を上げざるを得なかったというような結果にならないことだけを御期待したいと思いますけれども、この点御答弁をお願いします。

○磯辺勇司議長 市長、答弁いかがですか。

○佐々木孝昌市長 そのようなことのないように。

○磯辺勇司議長 21番、平山秀直議員。

○21番 平山秀直議員 よろしく願いいたします。

最後に、食品ロスの削減についてですけれども、食育のさまざまな教育指導によって、市民の無駄になっている食品のロス、これを自助、共助に基づいて、賞味期限切れになりそうな食品とか、そういうものをさまざまな形で全国のいろんな自治体でいろんな取り組みをしながら、この食品ロスの削減に取り組んでおります。

例えば東久留米市では、イトーヨーカドーさんが子供たちに紙芝居を通して食品ロスの問題に取り組んでおりますし、また香川県の東かがわ市、ここでは各地域の自治

会で選出された環境美化推進委員会の総会で101人が参加されているとか、あるいは先ほど答弁がありました市の環境衛生課の課長は身近にできる取り組みとして、はかり売りやばら売りの食品を積極的に選び、必要なものを必要なだけ買う、生ごみを適切に処理し有効活用する、冷蔵庫の中にある消費期限の近いものから使用するなど強調、また会食や宴会で食べ残しを減らすために、3010運動の周知を市で呼びかけていると。これは初めて聞きました。乾杯後30分間、お開きの前10分間は自分の席で食事しましょうということで、私たちも非常に身につまされることだなというふうにして思っております。その課長さんは、多くの市民に興味を持ってもらえるよう、ホームページや出張講座などを通し、周知を図りたいと語っていたそうでございます。

このようにして、食品ロスの削減についてさまざまな活動をしておりますので、これは議員立法で我が党でも推進したいと思っておりますけれども、この食品ロスの点について、もう一度民生部長、御答弁をいただければと思いますので、よろしく願います。

○磯辺勇司議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 るる御質問ございました。行政として食品ロスに対してどのような対応が考えられるのかということについてお答えしたいと思います。

平成32年までを計画期間とする現在の第2次五所川原市食育・地産地消推進計画において、食品廃棄物の減量等の取り組みは計画されておりますけれども、一例として賞味期限が近い災害用備蓄食料として備蓄している水、缶詰、米、レトルト食品などを有効活用したり、企業で製造、販売される商品や返品される商品、製造過程で不要となる原材料等を活用し、食べ物に困っている人や福祉施設に届けるというフードバンクのような仕組みづくりを推進することなどが挙げられます。

今後食品ロス対策を重点課題に掲げている国の第3次食育推進基本計画に基づいて、当市の計画を見直す際には環境や福祉関係の担当課、関係団体及び民間企業等と協議の上、食品ロス対策に対する取り組みについても対応してまいりたいと考えております。

また、先ほど議員言われましたとおり、3010運動、これにつきましてはまず当市の職員がもったいないという、そういった気持ちの大切さと、出された料理の食べ切りについて率先して取り組んで、今後機会を捉えて市民の皆様に対しましてもそういったことの啓発を図ってまいりたいと考えております。

○磯辺勇司議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

---

午後 1時02分 再開

○秋元洋子副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

12番、木村博議員の質問を許可いたします。12番、木村博議員。

○12番 木村 博議員 市民の会の木村博です。まずは佐々木市長、当選おめでとうございます。1996年、マラソン選手の有森裕子さんがアトランタオリンピックで2大会連続の金メダル獲得後、「初めて自分で自分を褒めたいと思います」と言っておりました。佐々木市長は謙虚な方でありますから、自分で自分を褒めることはないと思いますので、私が褒めたいと思います。

さきの6月24日の市長選において、佐々木市長に反対した市議会議員19名、建設、土木、電気、水道などの事業者140社以上の反対、一方支援した議員はたったの5名、私もその中の一人であります。普通はこれだけの反対勢力を見るとひるむものですが、それにも負けず、正々堂々立候補し、当選してきたことに対して、私は褒めてあげたいと思います。市民の大半はそう思っているはずですが。

佐々木市長は、それだけではありません。当選するや否や、今年りんご農家が困っているりんごの黒星病の視察に行き、黒星病の農薬に財政が厳しい中、10アール当たり700円の補助金をつけたことに対し、りんご農家のみならず、多方面から、この機敏さは大したものだという言葉を聞いております。佐々木市長には、これからも市民目線の市政の運営をお願い申し上げまして、一般質問に入らせていただきます。

通告の1点目、防災無線の必要性についてであります。昨日伊藤永慈議員も質問されておりましたが、人命にかかわることですので、再度質問させていただきます。市浦、金木地区では、市町村合併前から防災に関する情報の伝達として防災無線を活用しております。この防災無線にはアナログ式とデジタル式があり、市浦地区の十三、脇元、磯松地区の海岸部においては、津波に対応するため、デジタル無線に再整備して運用されておりますが、それ以外の地区ではアナログ無線のままになっております。昨年12月に市浦地区のアナログ式防災無線本体が故障し、修理が不可能ということで、現在は使用できない状態となっておりますが、市では防災等に関する情報を緊急速報メール、テレビ、ラジオ、広報車等により伝達する手段で対応することとしております。それでは、実際どのような対応をしているのかお伺いいたします。

通告の2点目、選挙制度についてであります。平成30年6月24日に五所川原市長選が執行され、その際、投票日当日における投票は午前7時から午後8時まで、期日前投票

における投票は午前8時30分から午後8時までの時間で行われました。当日投票及び期日前投票、いずれにおいても投票終了時間を繰り上げることは可能でしょうか。また、繰り上げが可能な場合、どのくらい繰り上げることができるのかお伺いいたします。

以上、市長及び関係部長の答弁を求め、1回目の質問といたします。

○秋元洋子副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○北川智章総務部長 それでは、私のほうから先に防災無線の必要性に関することで答弁します。

市浦地区の防災行政無線につきましては、平成22年度にデジタル防災行政無線の屋外受信設備を沿岸部の十三、磯松、脇元、中の島に合わせて12基整備しました。沿岸部のみに整備したのは、すぐに避難が必要な津波災害に対応するためでした。

また、従来からありました内陸部のアナログ行政無線につきましては、老朽化により修理のための部品も調達できず、平成29年12月でやむなく運用を停止しております。

防災の観点から、無線がない内陸部への避難勧告などの伝達については、携帯電話を鳴動させる緊急速報メール、テレビ、ラジオ、広報車での呼びかけ、市ホームページ、フェイスブック、ツイッターなどの手段を重ねて対応しております。

以上です。

○秋元洋子副議長 選挙管理委員会委員長、答弁をお願いします。

○白川昭麿選挙管理委員会委員長 木村博議員の御質問にお答えします。

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、市町村の選挙管理委員会は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票日当日における投票所閉鎖時刻を午後8時から4時間以内の範囲内において繰り上げることができるとされております。

また、期日前投票に関しましては、同法第48条の2第6項の規定により、期日前投票所の数が2以上であり、いずれか1以上の期日前投票所が午前8時30分から午後8時まで開いている場合に限り、2時間以内の範囲内において繰り上げることができるとされております。

よって、期日前投票における投票終了時間の繰り上げは、委員会の判断で自由に設定できますが、投票日当日においては、投票区の就業状況等を考慮し、繰り上げ時間内での投票者数が極めて少なくなる等により投票に支障を来さないと認められる場合に限り、繰り上げが可能であると考えます。

○秋元洋子副議長 12番、木村博議員。

○12番 木村 博議員 御答弁ありがとうございました。それでは、防災無線の必要性について再質問いたします。

近年大雨により市浦地区の相内川、桂川が増水し、相内、桂川、太田地区に避難勧告や避難指示が発令するケースが増加しており、既に今年はこちらのケースが5月に避難準備情報、8月には避難指示と、合わせて2回発生しており、伝達手段として広報車で巡回していたようですが、巡回に時間を要することで避難がおくれることも懸念されますし、また聞き取れなかったという話も聞いております。これまでなれ親しんできた防災無線は、防災に関する情報の伝達はもとより、地域行事のお知らせなど幅広く活用され、地域住民の生活には欠かせないものとなっております。防災に関しては、人命にかかわる重大な喫緊の問題でありますので、防災無線の必要性についてお伺いいたします。

次に、選挙制度について再質問いたします。公職選挙法では、投票に支障を来さない場合は繰り上げ可能ということでしたが、今後の選挙における投票時間の繰り上げについて委員会ではどのように考えているかお伺いいたします。

○秋元洋子副議長 選挙管理委員会委員長。

○白川昭麿選挙管理委員会委員長 投票終了時間の繰り上げは、投票率の低下を招くおそれがある一方、選挙結果の迅速な把握、投票事務や選挙経費の負担軽減等の効果が期待されます。

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査では、夜間の投票者が少ないこと等から、全国の35%の投票区が投票終了時間を繰り上げており、県内においても16市町村、計63投票区で導入されております。

以上のことを踏まえまして、当市における投票時間の繰り上げにつきましては、過去の選挙結果等から繰り上げ時間内における投票者が極めて少なくなると判断できる投票区を調査し、選挙の種類、投票時期や地域の実情等を考慮した上で、有権者の意向に沿うよう検討してまいりたいと思います。

○秋元洋子副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、木村議員の再質問、防災無線のデジタル化についてでございますが、私も市浦、そしてきのうも申し上げましたが、金木地区の皆様方には防災行政無線がいかにか密着しているかということは身をもって感じております。私も選挙期間中、ちょうど5月のJアラートが鳴ったときに、あの雨の中、たまたま私は相内地区で選挙の活動をさせていただいておりました。そのとき実際私の携帯電話が、Jアラートが鳴って、相内川に足を運んでみて、そして市の広報車が現実に雨の中、避難を勧告するように広報で回ってございましたけれども、やはり車が走りながらお知らせを打ったと



しても、ほとんど外にいても聞こえないんです。それでこの前たまたまある方から、広報車が回るときの宣伝に関しては、とまって言ってくれというような依頼を行政も受けておりますけれども、私はやはり地域のことを考えると、先ほども言ったように防災行政無線、いかに地域の住民の方に密着しているかということは既に存じておりますし、住民の方々に耳を傾けると、それを政策にしっかりと反映していくことが市民の信頼に応えることと私に課せられた使命だと認識をしております。

近年地震、台風、集中豪雨など、本当に未曾有の災害が全国各地で続いております。何よりもやはり住民の生命、そして身体、財産を守ることが行政の責務であり、そのためには防災体制を強化することが最優先に取り組んでいかなければならない課題だと思っております。

防災体制の強化には、市民に防災情報がしっかりと行き渡ることが大切だと思っております。今現在、市浦地区では十三、磯松、脇元、中の島の海岸線沿いに対しましては防災無線が既に設置をされておりますが、市浦の地形を考えると、その海岸沿いからまた山の方に行く相内地区、これがまた当然その地域から離れておりますし、そこからまた離れた太田地区は、今度谷側のほうに住宅がありますので、やはりそういう地形を考えた場合、広報あるいはいろんな方法があると思っておりますけれども、最優先に防災を考えた場合は無線であろうということを強く認識しておりますので、今後多重化が必要だと思っても、その中心は防災無線によるものであるということだと思っておりますし、防災無線のデジタル化に向けて、なるべく早く職員と検討して、それを実現させていくべく検討を進めてまいりたいと思っておりますので、議員におかれましても御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○秋元洋子副議長 12番、木村博議員。

○12番 木村 博議員 御答弁ありがとうございました。

それでは、最後にお願いです。佐々木市長は、所信表明において、近年の災害は予測不能なものが多いと言っておられました。いつ、どのような災害が発生するかわかりません。言うまでもなく、人の命が一番大切でありますので、財政が厳しい中でありますが、順次相内、桂川、太田地区に防災無線の増設をお願いしておきます。

次に、選挙の繰り上げ時間についてですが、期日前投票の時間は現状のままで結構ですが、当日の選挙の繰り上げ時間について、市浦地区を1時間繰り上げることにより開票時間が早まり、経費の削減にもなりますので、ぜひ市議会議員の選挙から執行してくださるようお願い申し上げます、質問を終わります。

○秋元洋子副議長 以上をもって木村博議員の質問を終了いたします。

次に、8番、成田和美議員の質問を許可いたします。8番、成田和美議員。

○8番 成田和美議員 至誠公明会の成田和美です。一般質問に入る前に、去る8月14日、がんで闘病しておりました平山誠敏前五所川原市長がお亡くなりになりました。平成18年の初当選から3期にわたり市政運営をされてきた政治家としての手腕には、ただ脱帽するのみでございました。ここ新庁舎の議場より謹んでお悔やみを申し上げ、故人の安らかなる御冥福を心よりお祈りいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから通告に従い一般質問をさせていただきます。どうぞ最後までよろしく願いいたします。近年豪雪、豪雨など異常気象が各地で相次いでいます。もともと異常気象とは、数十年あるいは数百年に1度起こる程度の現象を指すものですが、むしろ当たり前になりつつある近年の状況こそが異常なのかもしれません。

その異常な状況は、ここ五所川原市においても同様で、大雨により河川の水位が上昇したことで、平成29年7月22日、金木地区に避難勧告、平成29年7月24日に市浦、太田地区、桂川地区、相内地区に避難勧告、平成30年5月18日、市浦、相内地区に避難勧告、平成30年8月16日、市浦、相内地区、太田地区に避難指示がそれぞれ発令されました。この2年間でこれだけの避難勧告、避難指示の数です。もはや対策を講じなければならぬほど大変なことになっています。

避難勧告を発令してから、発令が解除されたからそれでいいというわけにはいきませんし、避難勧告をしなくてもいいような河川整備も含めたハード、ソフトの対策が必要なのではないでしょうか。特に市浦については、何らかの整備が必要なことは、市長初め、部長さん方も既に気づいているとは思いますが、ただ河川整備については県との協議も必要なのではないでしょうか。整備に向けてしっかりと協議を進めていってほしいと思います。ということで、質問に入ります。

今回これだけの避難勧告があり、その周知方法がJアラート、テレビ、ラジオ、広報車による広報、防災無線による広報でありました。その中でも防災無線による周知についてお尋ねしたいのですが、現在市浦には十三、磯松、脇元、相内、桂川、太田地区、計6地区にパンザマストが設置されています。その6地区のうち3地区が故障して使えない状況にあり、しかもその2地区がこのたびの避難指示が発令された相内、太田の2地区であります。

質問の1つ目ですが、この壊れた3地区のパンザマストについて、防災担当部署はこの状況を確認しているのでしょうか。確認しているのであれば、このままにしておくの

でしょうか。市浦に住んでいる方の命にかかわるとても大事なことです、検討してまいりますとか曖昧な答弁ではなく、しっかりとした結論で答弁をお願いいたします。

それから、相内川の河川整備についてですが、これだけ何回も危険水位まで上昇していますから、河川自体に問題があるのではないかと考えます。その点について今後どのように検証し、整備を検討し、事業に着手していくのか、市長のお考えをお聞かせください。

次に、質問の2つ目ですが、市ではハザードマップ並びに防災計画を策定し、設置しておりますけれども、市民の何割が周知しているとお考えなのか教えてください。

以上で質問を終わり、引き続き一問一答で議論させていただきます。よろしく申し上げます。

○秋元洋子副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○北川智章総務部長 それでは、先ほども木村博議員のほうに市長より答弁ございましたけれども、デジタル無線に関することで、議員から言われました検討ではなくて、前に進めるというお話でしたけれども、前に進めるための検討をしていきたいということで御答弁にかえさせていただきます。

続きまして、相内川に関することを私のほうから答弁差し上げたいんですけども、相内川に関しまして、8月16日に相内川が氾濫注意水位を越えまして、さらに水位の上昇が見込まれたことから、避難勧告、避難指示を発令したものでございます。

5月18日にも議員おっしゃるとおり、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告を立て続けに発令したことになるんですけども、今年に入って既に2回目となっております。これは、相内川に氾濫のおそれが生じる事態でありまして、川自体の性能はどうかということなんですけども、こちら県の管理河川となっております。それと、太田川、桂川、山王川という形で合体して広がっている部分のほうは、県のほうでは河川整備済みというようなお話も少し聞いていました。そういうことでありまして、河川に関しましてはどのような基準で整備されているかということも、その辺も県の担当のほうに聞かないとなかなかお答えすることができませんので、これからは県に対しましてこういう状況がありますということで働きかけてはいくことにしております。

続きまして、ハザードマップなんですけれども、こちらのほうは改訂する時点で皆さんにお配りしている状況でありまして、周知に関しましては配布されているという形になるので、それ相応の方が見ていただいているとは思っております。ただ、それを御理解されているかというところの説明が足りないのかなというところもひしと感じている

ところであります。まずは、これで答弁とさせていただきます。

以上です。

○秋元洋子副議長 8番、成田和美議員。

○8番 成田和美議員 ありがとうございます。今総務部長から答弁をいただきました。一応市浦の心配はしてもらっているようですけれども、ただ、たしか佐々木市長の選挙公約に危機管理体制強化と防災設備の更新、充実と掲げられていたはずでございます。今回の避難指示、そして使用不可能なパンザマストがあるという実態をどう考え、どのようにしていくのか。公約を掲げた市長、できれば市長のお言葉で答弁を願えればなと思います。お願いします。

○秋元洋子副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 昨日も金木の御質問で答えたとおり、市浦地区、金木地区に関しましては、生活に防災行政無線が密着をしております。そのことを考えて、昨日は金木に関しましてはそういう方向で考えるということで、きょうは市浦の木村議員と今、成田議員からそれをどう考えるのかということでございますが、先ほど総務部長が言ったように、防災無線を前向きに検討して進めていくということですので、後退はしないつもりでございます。まず、きょうはその辺の答弁とさせていただきますが、少なくとも私の認識としては、生活スタイルがそういうスタイルであると同時に、住みなれた地域に住み続けられる環境をつくるためには、やはり環境の変化を余りつけないで住み続けるような現状をつくっていかなければ、特に市浦地区は地域がこれからどんどん、どんどん人口減少の中で難しくなるだろうと思っておりますので、防災行政無線は必要であるという認識を持っております。

それと同時に、危機管理体制でございますが、別な議員の御質問に答えたように、周知徹底して、なかなか避難する方が少なかったという現状を考えると、今現在市役所内の防災については総務部で兼務をしながら防災体制をとっております。きょうもこれから台風が来ますので、それに関するものを立ち上げますけれども、危機管理体制を強化するのであれば、庁内の中にも専門部署が確実に必要になってくるだろうと思っておりますし、今回の防災無線に関しても、やはり専門知識をきちっと有した人間を、どういふぐあいにして習得しながらこの事業を進めていくかということで、体制と人的なものを踏まえながら、来年度しっかりと進めていきたいという考えでございます。

○秋元洋子副議長 8番、成田和美議員。

○8番 成田和美議員 ありがとうございます。佐々木市長の公約ですので、しっかりと実現していただきたいと思っております。

佐々木市長も給食無償化を強く訴えられていますけれども、私はそれ以上に大事なものは市民の命だと思っております。市民の命は市の大事な大事な財産ですし、災害は予告して起きるわけではありません。いつ起きるかわからない、きょう、あす起きるかもわからない。今回また強い台風21号が来ていますので、本当にいつ起こるかわかりません。市浦の防災無線の改修は、早急に着手していただきたいと思っております。防災無線によって大事な命を救うこともできるのですから、市浦のことをしっかり向いて、行政のかじをとっていただきたいと思っております。

それから、ハザードマップや防災計画ですけれども、町内会や自治会には周知をしているようですが、それだけでいいんですか。答弁をお願いします。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 初めに、ハザードマップについて先に御説明したいと思います。

ハザードマップは、洪水、土砂災害、地震、津波など災害種別に応じて、リスク情報、被害範囲を地図化したものでございます。平成22年2月に作成した洪水ハザードマップでは、岩木川、旧十川、十川、松野木川等、全ての河川が増水し、堤防からあふれたり、堤防が壊れた場合に浸水する深さを示しており、指定避難場所なども掲載しております。

こちらのほうの市民への浸透度、認知度につきましては、作成した時点で毎戸配布をしております。現在はホームページに掲載し、パソコンやスマートフォンなどでいつでも閲覧できるようになっておりますが、災害時のいざというとき、一番近い避難場所はどこか、浸水深の浅いところを探して適切な避難経路はどこかなど、御家庭でも話し合っていたいただきたいということで考えておりますけれども、こちらのほうをお渡しして、個々に説明ができない状態でしたので、これからはそのこのグループの方などと要点のところとかにつきましても御説明していく必要はあるのかなという形で考えております。

ただ、市民の方に理解を深めてもらうための方策は何があるのかというと、やっぱり個々に説明する必要があると思うんですけれども、市民一人一人に説明することができないというところもありまして、そこでリーダー的な人をつくって行って、説明していくような形がとれればと考えております。

以上です。

○秋元洋子副議長 8番、成田和美議員。

○8番 成田和美議員 ありがとうございます。どれだけ立派なものをつくっても、それを市民に理解、周知していなければ、何の意味もないと思うんです。例えば1回説明会をやりました、2回説明会をやりましたじゃなくて、年に数回は市民にそれを伝える場を設けて、何年かけてでも周知する努力をしてほしいと思っております。

あと市内各地に避難場所が指定されておりますけれども、その避難場所までのルートが例えば東日本大震災のように渋滞してしまったりとか、今回の西日本の豪雨のように災害にのみ込まれてしまったりとか、避難場所までたどり着けないなどの支障を来してしまうのではないかと考えております。例えばそういった想定される課題についてはどうお考えなのかお聞きします。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 確かに避難場所を指定してはいても、今おっしゃったような形でいろいろなアクシデント等に見舞われることもございます。ただ、ここでのおのおのが各避難ルートを認識していってもらわないといけないというところもあるんですけども、今おっしゃったことはやっぱり一つの問題だとは思っております。そのためにも地区もしくは自分でお住まいのところの避難場所はどこであって、どのルートを通っていく、そこが渋滞もしくは通れないといった場合はどこを通っていく、そういうような形の場合は、やっぱりこのところは自助の形で御理解していただければと思います。

それとあわせて、これだけの5万5,000人ですか、五所川原市の人口ある中で、世帯数は2万5,000ぐらいあると思うんですけども、その方々がどこにどう行くかということを行行政側のほうが個々にお話しするのは難しいところもありまして、そこで自主防災組織とか、そういう中で避難場所はある程度グループとして、こういうところにあるんだということをお共有していただければと思います。

それと、私のほうから1つ皆さんにお知らせしたいこともありまして、今回こういう形で雨とかいろいろ情報が必要なところもあると思います。私の使っている情報のもと、青森県河川砂防情報提供システムという県のほうで出している情報です。こちらのほうは、雨量情報、雨の降った情報とか、河川の水位、相内川のほうの水位も出ております。カメラの映像も出ております。そういう形でダムや放流という形の放流量も出ております。そのことによって上流のほうでどういう形で水が増えてくるのか、降っているのかということをお森県の中を出しているやつがありますので、ぜひこれらを広めていって、情報をとっていただければと思っておりますので、1つつけ加えさせていただきましたけども、こういう形のものもございましてということをお知らせしておきました。

以上です。

○秋元洋子副議長 8番、成田和美議員。

○8番 成田和美議員 ありがとうございます。総務部長からの報告といたしますか、そういうのもぜひ市民の皆様にも周知していただいて、今後の災害ですとか、今の台風ももち

ろなんなんですけども、役立てていただければなと思っております。

最後に、テレビの映像で、逃げおくれたがために命を落としてしまった、そういう悲しい場面を何回も目の当たりにしてきました。もし避難ルートが閉ざされてしまったら、そうならないために避難用の道路整備をすとか、市浦に住む人の気持ちをよく考えていただいて、災害というものに向き合ってほしいと思います。

公約に危機管理体制強化と防災設備の更新、充実と掲げられていたはずですから、実際に現地に出向いて、目で見て、耳で聞いて、体で感じて、市浦に住む皆さんの安心、安全を守るために必要なことをしっかり実施してください。

以上、市浦の皆様方の切実な願いを代弁した一般質問を終わりますが、実施状況を見ながら今後もこの質問については継続していきますので、その場しのぎではなく、真剣に取り組んでいただきたいということを強く要望し、これで終わります。御清聴ありがとうございました。

○秋元洋子副議長 以上をもって成田和美議員の質問を終了いたします。

次に、2番、花田進議員の質問を許可いたします。2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 日本共産党の花田進です。きょう夕方から台風21号の影響が来そうであります。りんご台風のような被害が出ないことを祈るばかりであります。

先般亡くなられた前平山市長に謹んで哀悼の意を表し、通告に従い質問させていただきます。

最初の質問は、りんご黒星病についてです。この質問は、既に2人の議員からありましたが、通告に従い質問します。日本共産党の紙智子参議院議員がりんごの黒星病対策を求めた質問主意書に対し、政府はこのほど答弁書を出し、青森県でりんご黒星病が多発し、殺菌剤に対する耐性菌が出現していることを認めました。せつかく農家が労力をかけ、高い薬剤を散布しても、その効き目が少ないのでは大変です。農家が大変な中で生産意欲をなくさないよう、農家と思いを同じくし、勇気づけることが必要であります。当市が被害果や被害葉の処理に苦勞している農家に、JAに集約し、それを焼却場に運ぶ支援したことは、大いに評価できるものでした。

質問です。今年の黒星病の市内園地の発病の実態についてお伺いします。

次に、農家へのこの間の指導等、対策等についてお伺いします。

3番目は、補正予算に農家への支援策が計上されていますが、その内容についてお聞きします。

次に、生活保護について質問します。生活保護は、最後のセーフティーネットです。生活保護費は2004年に保護基準が戦後初めて0.9%引き下げられ、その後引き下げが続け

られています。特に2013年から2015年に生活扶助費が平均で6.5%、上限で10%引き下げられ、加えて住宅扶助、冬季加算も減らされ、3年かけて670億円の減額でした。今年10月からは、3年かけてさらに生活扶助基準が最大5%引き下げ、母子加算も平均2割引き下げるなど、160億円もの削減を段階的に実施するとのこと。質問の趣旨は、その実態を明らかにするとともに、保護基準引き下げに強く反対する意思を表明するものであります。

憲法25条で「健康で文化的な最低限の生活」という生存権が規定され、生活保護基準は保護法8条で最低限の生活の需要を満たすものと規定していますが、このような基準引き下げは国民の生存権が脅かされ、この基準が減らされるということは国が保障する生活水準がそれだけ引き下げられるということになります。

日本では、生活保護基準未滿で暮らしている世帯のうち、実際に2割程度しか生活保護を利用されていないとされております。海外では、イギリスでは90%、フランスでは91%だそうです。日本の利用率が低い理由として、自動車の保有を原則として認めないために、車がなくては生活が著しく不便になる地域では保護申請を諦めるということなどがあり、制度上の問題が大きいとされております。特に格差が拡大する現代の社会では、低所得者世帯に合わせていけば際限なく基準切り下げ、生活保護費の削減が進んでいくことが危惧されます。これは、生活保護の受給者だけの問題ではなく、生活保護基準は就学援助、高校の奨学金や住民税の非課税基準、最低賃金など国民生活全体に影響を及ぼすおそれがあります。

質問ですが、当市の生活保護の状況について、保護者数、世帯、世帯層、保護率等をお知らせください。

次に、生活保護費減額の状況を、2013年から始まった減額、そして2018年からの減額をお知らせください。

保護基準の減額が他の制度へどのように影響するのかお知らせください。

最後に、生活保護費の医療扶助について、受給者数と主な疾病をお知らせください。

以上、壇上からの質問です。理事者側の誠意ある回答をお願いいたします。

○秋元洋子副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○三橋大輔経済部長 初めに、黒星病の関係の御質問に対する答弁を申し上げます。

まず、発生状況についてお答えいたします。当市におけるふじ収穫時点でのりんご黒星病の発生面積は、平成28年が145ヘクタール、この年の多発原因といたしましては、基幹的に使用されている薬剤、先ほど午前中も話題に上ってございましたけれども、E B I



剤、D M I 剤に対する耐性菌の発生によるものと考えており、一部の市内樹園地で感染が見られました。

次いで平成29年、昨年になりますが、前年の結果を踏まえ、青森県では直ちにかわりとなる農薬を選抜し、防除基準を改めるなど、新たな殺菌剤による防除指導を推進した結果、前年の結果を下回る38ヘクタールとなりました。

今年度の結果につきましては、晩生種の主力品種であるふじ、これを待たないと最終的には被害面積等について確定しませんが、過去2年より多くの被害が市内樹園地で見られており、5月28日には津軽地域に18年ぶりの黒星病の注意報が発令されており、被害が拡大することが懸念されている状況でございます。

続いて、防除対策、指導等についてであります。病害への対応策として、耕種的防除、薬剤による防除の両方を実施することが重要なポイントとされており、まず薬剤を用いない耕種的防除で実績のある処理として、被害果、被害葉を摘み取り、土中に埋設するか焼却処分をするという処理になりますけれども、こちらの被害果、被害葉が少ない場合にはこれで対応できますけれども、近年被害量が年々増加しておりまして、自己の園地内では十分に処理できない状況になりつつありましたことから、J A、それから市の協働で被害果、被害葉の集積、処分、こちらを実施したところであります。

薬剤による防除であります。県、J A等の指導による防除暦を参考に実施されておりますけれども、黒星病が増加するに従い、散布量、散布回数とも増加し、散布の間隔が短くなった結果、薬剤防除にかかる経費が膨らんで、農家経営を圧迫している状況となっております。

次に、市、青森県西北地域県民局、管内J A及び青果業者等で組織する五所川原市果樹産地構造改革協議会として情報交換、協議を行い、地域の状況を把握した上でりんご黒星病に対応しており、今年度においてはJ Aごしょつがると合同で実施したのも含め、五所川原市果樹産地構造改革協議会名義で、広報車による適期防除の啓発アナウンスの巡回を実施しておるところでございます。

最後になりますが、予算化した支援策の内容についてお答えを申し上げます。薬剤による防除の支援として、五所川原市りんご黒星病防除対策事業費補助金として、今定例会に649万6,000円を計上させていただいております。

事業内容でありますけれども、黒星病の蔓延防止を図るため、秋の特別散布に要する薬剤の購入費につきまして、10アール当たり700円を上限とし、補助金を交付するという内容となっております。

以上であります。

○秋元洋子副議長 福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 まず、生活保護の実態についてという御質問でございます。生活保護の世帯数、保護人員、それから世帯類型、保護率についてでございます。平成30年4月1日現在の当市の生活保護受給世帯数は1,294世帯となっております。保護人員は1,589人です。世帯類型別として、高齢世帯867世帯で、全体の67%を占めております。次に、母子世帯22世帯で1.7%、障害世帯144世帯で11.1%、傷病世帯74世帯で5.7%、その他世帯187世帯で14.5%となっております。保護率は、市全体では28.75パーミルとなっております。

次に、生活保護費減額の状況ということです。2013年度の基準の見直しでどのくらい減額されたのか、また今年度の基準の見直しではどのくらい減額になっていくのかについてでございます。国は、平成30年10月以降において、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るため、生活保護基準の見直しを行うこととしております。

2013年にも生活保護基準の見直しを行っており、当市全体で月額142万7,515円の減額となり、1世帯当たり平均では1,135円の減額となったこととなります。

今年度、10月以降の生活保護基準の見直しによる世帯類型ごとの影響額については、生活扶助費に子育て世帯や母子世帯に対する加算を含めて、個々の世帯での生活扶助本体、母子加算及び児童養育加算合計の減額幅を、現行基準から3年間でマイナス5%以内にとどめる緩和措置を行うこととしております。世帯類型ごとの影響額については、個々の世帯類型及び年齢階層等ではばらつきがあり、市全体の影響額がまだはっきり判明しないため、モデルケースを想定し回答といたします。

まず1番目に、40代夫婦と子供1人がモデルの場合は、施行1年目、それは今年度10月から来年の9月までですけれども、月額480円の減額、施行2年目は月額960円の減額、施行3年目においては月額で1,440円の減額となると試算しております。

次に、30代母親と子供3人がモデルの場合の計算ですけれども、施行1年目においては月額1,650円の減額、施行2年目は月額3,300円の減額、施行3年目は月額4,960円の減額となる計算となります。

75歳単身がモデルの場合は、施行1年目は月額330円の減額、施行2年目は月額660円の減額、施行3年目は月額990円の減額となります。

ともに75歳夫婦がモデルの場合は、施行1年目は月額2,170円の増額となります。施行2年目においては月額4,340円の増額、施行3年目は月額6,510円の増額となるというふうな計算になっておりました。

以上のモデルケースを検証した結果、個々の世帯類型及び年齢階層等ではばらつきがあ

り、マイナス5%の範囲で減額世帯もあれば増額される世帯もあることが検証されたものであります。

なお、基準の見直しについては、国の制度改正であり、施行2年目及び3年目以降の基準額は今後の社会経済情勢等により変更があり得ることも申し添えておきます。

次に、他制度への影響についてということでございます。今回の基準の見直しで他制度に影響があるのかどうかということでございますけれども、生活保護基準の見直しに伴い、中国残留邦人への給付など、生活保護基準の例により給付を行っている制度については影響を受けることになると考えられます。しかし、影響が生じる可能性のある国の制度については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することとしておるところでございます。

最後に、医療扶助についてということでございます。医療扶助を受けている割合、またどんな病気なのかということでございます。平成29年度の累計被保護人員1万9,185人のうち、累計医療扶助人員は1万6,745人です。医療扶助人員の内訳は、入院一般が400人、外来一般が1万5,365人、入院精神が251人、外来精神729人となっております。病名については、高血圧症や糖尿病及びがんが一般疾病に多く、精神疾患は統合失調症、鬱病及び認知症が多い傾向にあります。

以上でございます。

○秋元洋子副議長 花田議員、ちょっとお待ちください。

傍聴席の方々に申し上げます。この席では帽子はかぶられないことになっておりますので、大変申しわけありません。ありがとうございます。

花田議員、どうぞ進めてください。2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 黒星病については、まず1つお聞きしたいんですが、早々被害果の収集をされましたけど、この収集にかかった経費というのはどういうふうになっているのかお知らせください。

○秋元洋子副議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 お答えいたします。

かかった経費につきましては、もしこれが農家の方が直接被害果、被害葉を西北五環境整備事務組合の西部クリーンセンターのほうに持っていった場合、1トン当たり5,000円という搬入費用、手数料がかかるわけですがけれども、それでいきますと今回の処分量実績が54.7トンございましたので、掛けますと27万数千円、こちらのお金が農家の皆さんの負担が軽減されたという形で、市で負担している金額は正味そのぐらいの金額になるのかなという形になります。と申し上げますのは、実際には予算的な意味での支

出は市のほうからは出ていないわけです。どういうやり方をしたかといいますと、環境対策課の直営のパッカー車による家庭ごみの収集運搬コースの中に、そのJAの駐車場の被害果を集めるといふふうにして工夫したということが1つと、それから人夫の関係ですけれども、市の経済部の職員、それからJAの方の労力でもって、この収集日以外の日にはトラック、車両等を持ち出して、そちらに被害果、被害葉を積載して、西部クリーンセンターのほうに運搬したといったことから、厳密にはその間、市の職員もこの業務に従事しているわけですので、人件費等を時間当たりで勘定することは可能ですけれども、予算的な意味では市の会計からは支出をされていないといったことになります。

○秋元洋子副議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 黒星病については、耐性菌が出ているという大きな問題があることと、果実が被害になっても全部とることできないわけです。樹勢を維持するために、病気になった果実でもつけておかないと、りんごの木がだめになってしまうということなので、被害の多いところはならせているわけで、これから気温が下がっていくと、どんどん菌が増えていく可能性があるわけで、そこが大変なところだと。

それで来年にいち早く防除を、何せ特効薬はないわけですので、来年も防除基準変わると思うんですが、そういう基準に沿って、いち早く対策を立てるといふ指導体制というのが重要だと思いますので、そのような指導をぜひ春早くといふか、冬のうちから農家の団体と協議していってもらえればといふふうを考えております。

次に、生活保護についてお伺いしますが、保護率が28.75パーミル、約29人、1,000人のうち29人が生活保護の対象になっているという状況が出されました。この数字というのは、県内で見ればどういう水準なのかお知らせください。

○秋元洋子副議長 福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 当市の保護率が県内ではどういう位置にあるのかという御質問でございます。県が取りまとめる生活保護速報において、平成30年6月の当市の保護率は29.87パーミルであり、県内10市では青森市が30.55パーミル、むつ市が30.53パーミル、それに次いで当市という状況になっております。

○秋元洋子副議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 生活保護については、どんどん国が引き下げありきといふふうなことでやっているわけですけれども、これは大きな問題があるわけです。日本では、申請すれば生活保護になるだろうといふのは2割弱だといふふうには言われているわけです。それで、どういう計算を厚労省がやっているかといふと、消費支出の下位10%を比較しているわけです。下位10%の中には、実際は生活保護を受けられるんだけど、我慢

しているという人も含まれて、そういう調査をもとに保護基準を出してきているというふうなことで、こういう計算をやっていくと貧困が広がる中ではどんどん保護基準が下がってってしまうというふうなことになるかと思えます。

それで、現在保護者数とか明らかになりましたけれども、保護の相談に来る人は実際何人ぐらいいて、そのうちどのくらい生活保護の対象になっているのかということをお聞きしたいと。

生活保護の相談はよく受けるんですが、先般、「うちが大きいから、おめ、このうち売ってからでないと生活保護受けられないよ」と。大変大きな病気している人ですが、一生懸命になって稼いでいたんですが、転んでけがしてしまって、そのことを聞いた生活保護の窓口の方が、これでは大変だということで、保護を認めてくれたという、いいのか悪いのかわかりませんが、うれしいニュース。あと夫婦が、奥さんが病気で県病に通っているんですが、旦那は生活保護絶対だめだと、めぐせと。日本で生活保護に対する、そういうめぐさいとかという思いがあって、受けていない方はたくさんいるわけですので、その辺の生活保護の相談者等についてお伺いします。

○秋元洋子副議長 福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 昨年度の相談、申請件数及びその結果についてお知らせします。

平成29年度において生活保護相談延べ件数は155件であり、保護申請に至った件数は108件であります。保護申請した108件の結果については、開始が92件、却下が9件、取り下げ7件という結果になっております。

○秋元洋子副議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 日本では大体は保護課に生活保護の相談に来ましたというふうに行って、うちではけがして動けないよとかいろんな話を聞くわけですが、資産があるとか、いろんな理由をつけて、水際作戦で追い返すというのが多いわけです。それで、私は保護の相談あって、この人は保護必要だという方には相談だというふうに行くのと、申請に来ましたというふうなことで、健康保険とか通帳とか、判こを持って行けばいいよというお話をするわけですが、生活保護を権利として、申請書を市民が誰でも受け取れるところに置けないのかどうかというふうなことが必要だと思うので、その辺のことについてお伺いします。

○秋元洋子副議長 福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 申請書を誰でも提出できる窓口においてはどうかというようなお話でございます。生活保護を申請するに当たっては、ただ単に申請書を提出すればいいというものではございませんで、実際の生活実態、資産の保有状況、その他もろもろ、扶

養してくれる親族なりがいるのかどうかといういろいろな調査事項がございます。それらを総合して、最終的に保護相当ということになるわけですので、単純に申請書を窓口にしたからといって保護率が上がるとか、そういうふうになるとはちょっと考えられないのかなということがございます。

○秋元洋子副議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 前にも申請書を窓口に置けという要望を出して、今のような理由で断られて、また断られたわけですが、生活保護を受けるということは国民の権利でもあるわけで、日本共産党は「生活保護」という言葉ではなくて、「生活保障」という言葉を使うべきだという提案をしていますので、生活保護の受給者を増やすと市役所としては生活保護費の4分の1を負担しなきゃならないわけですが、人間が生きていく権利、憲法が保障する生存権を守るために、今後とも頑張ってもらいたいと思います。

次に、生活保護者というのは健康保険証がなくなって、受診証という別な制度で病院に行けるわけですが、事前にそれをもらっていなきゃだめなわけで、市役所が休日とかというときに急にけがしたり、歯が痛くなったりしたときに、今までに行ったことのない病院に行くことになったときはどういうふうにすればいいのかお伺いします。

○秋元洋子副議長 福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 急に病院に行かなければならないときの対応についてということでございます。当市では、年度初めに生活保護受給世帯に対して、休日、夜間等の緊急時に対応するために受診用の医療受給証を交付しております。ですので、休日、夜間等の緊急時に病院を受診する際には、その医療受給証を提示することにより、生活保護受給者であることを確認できるようになっておりますので、特に支障はないかと考えております。

○秋元洋子副議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 今回生活保護の関係で、薬はジェネリックを強制されているわけですが、私のところにも、あなたの飲んでいる薬、ジェネリックがあるんですよと、それを使ってくれませんかという国保年金課からお手紙が来るわけですが、私としても困るわけです。一応ジェネリックのある薬はジェネリックでお願いしますということを行っているんですが、その薬局が利用してなければ使えないわけです。生活保護の方々の薬品でそういう場合もあると思うので、後発医薬品の利用というのはどういうふうになっているのかお伺いします。

○秋元洋子副議長 福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 ジェネリック医薬品の使用状況ということでございます。これは、

平成30年3月末現在で当市では後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の使用割合が81.6%となっております。本年10月からは、生活保護法第34条第3項の改正に伴い、医療扶助における後発医薬品の使用が原則化されることとなっております。ただ、使用については、あくまでも医師等が医学的知見に基づいて判断するということですので、これが義務化というのとはちょっと違うのかなというふうに考えております。

○秋元洋子副議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 ジェネリック医薬品を使わなきゃならないということを国として強制しているのはおかしいんじゃないかという意見もあるわけですが、医師がそうでない薬を処方した場合は、それに従うという方向なので、それはそれでいいのではないかとこのように考えています。

それから、今年生活保護で変わったことは、7月27日に厚労省が今年4月から生活保護を受給した世帯に対して、エアコンを設置するのに5万円を上限に費用の支給を認めたということがあります。これは画期的なことで、熱中症対策で、ある病院ではエアコン壊れて何人か死亡したんじゃないかという事件もあるわけで、当市でこの制度を利用した人がいるのかどうかと、何せ今年から受給した人でないとだめだというのは、ちょっと納得できないんですが、それ以前の人たちでエアコン欲しいという、必要だという方が来たらどういうふうにするのか、その辺をお聞きします。

○秋元洋子副議長 福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 エアコンの購入費についてということでございます。生活保護法による保護の実施要領の改正により、本年7月1日以降の保護開始時に冷房器具が必要と認められた場合は購入に必要な費用を支給できることになりました。

これに加えて、本年4月1日から6月30日までに保護開始になった世帯についても、同年7月1日時点において冷房器具の持ち合わせがない世帯は同様の取り扱いとなっております。この制度によってエアコンの取り付けをした世帯数については、今現在はゼロという扱いでございます。

また、今年の3月31日までに既に保護開始になっている世帯については、国の通達により従前のおりとなっております。経常的最低生活費のやりくりによって賄うか、または貸付資金の活用によって賄うこととなっているため、本改正の対象とならないものであるということが確認されております。

○秋元洋子副議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 生活保護の最後の質問ですが、生活保護の相談者というか、市役所の職員というのは世帯数とか数によって決まっているわけですが、国の基準では80世

帯でケースワーカー1人というふうになっているんですが、五所川原の場合、この基準を満たしているのかどうかお伺いします。

○秋元洋子副議長 福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 当市の生活保護のケースワーカーの数ということでございます。平成30年4月1日現在、当市の保護世帯が1,294世帯であるため、これを割り返しますと16.18人となり、今現在17人のケースワーカーが配置されていることから、標準数は満たしていることになるのかなというふうに考えております。

また、ケースワーカーは全て社会福祉士または社会福祉主事の資格を有している者が担っておりますが、人事異動等により無資格者が配属になった場合は、初年度に社会福祉主事資格認定講習に参加させて、資格を取得させておるところでございます。

○秋元洋子副議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 これで一般質問に関する質問は終わりたいと思いますが、最後に通告外ですが、今回通告外の質問する方が多いんですが、関連質問まで出たりして、おもしろいなと思っているんですが、台風21号来るわけですが、来てからでは遅いので、対策本部はどういうふうな考え方なのか、最後にお聞きします。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 ただいまの台風21号の件ですけども、本日5時に警戒対策本部を立ち上げる予定としております……4時でした。私4時にほかの予定あったので、5時だと思っていました。申しわけございません。4時です。そういう形で警戒対策本部を立ち上げますので、先ほど言った青森県の情報なども皆さん見ていただいて、雨とか風とかの状況も一緒に見ていただければと思います。

以上です。

○2番 花田 進議員 じゃ、これで終わります。どうもありがとうございました。

○秋元洋子副議長 以上をもって花田進議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

市長。

○佐々木孝昌市長 先ほど私、木村博議員の答弁の中で、「Jアラート」という言葉を使っただんですが、これは「緊急速報メール」の誤りですので、御訂正をさせていただきます。以上です。

---

◎散会宣告

○秋元洋子副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。



明日、定刻より会議を開きます。  
本日はこれにて散会いたします。

午後 2時27分 散会

平成30年五所川原市議会第4回定例会会議録（第4号）

---

◎議事日程

平成30年9月5日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第 82号 平成29年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第106号 五所川原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまで
- 第 2 請願第 2号 子どもの医療費助成の拡充に関する請願
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（25名）

1番 井上 浩 議員	2番 花田 進 議員
3番 山田 善治 議員	4番 磯辺 勇司 議員
5番 松本 和春 議員	6番 山田 和宗 議員
7番 木村 慶憲 議員	8番 成田 和美 議員
9番 吉岡 良浩 議員	10番 秋元 洋子 議員
11番 鳴海 初男 議員	12番 木村 博 議員
13番 稲葉 好彦 議員	14番 松野 武司 議員
15番 寺田 武造 議員	16番 福士 寛美 議員
17番 川浪 茂浩 議員	18番 桑田 茂 議員
19番 三潟 春樹 議員	20番 工藤 武則 議員
21番 平山 秀直 議員	23番 山口 孝夫 議員
24番 伊藤 永慈 議員	25番 加藤 馨 議員
26番 木村 清一 議員	

---

◎欠席議員（1名）

22番 葛西 収三 議員

---

◎説明のため出席した者（24名）

市 長 佐々木 孝 昌

---

総務部長	北川智章
財政部長	櫛引和雄
民生部長	秋元建一
福祉部長	岩崎孝幸
経済部長	三橋大輔
建設部長	佐々木秀文
上下水道部長	岩川和雄
会計管理者	岩川静子
教育長	長尾孝紀
教育部長	小林耕正
選挙管理委員会 委員長 職務代理者	高谷博昭
選挙管理委員会 事務局長	一戸正博
監査委員 事務局長	宮崎昌子
農業委員会 会長	斎藤靖裕
農業委員 事務局長	葛西達也
総務課長	長谷川哲
財政課長	須藤淳也
市民課長	福士豊
家庭福祉課長	鳴海新一
農林水産課長	今重彦
土木課長	小田桐繁寿
経営管理課長	三和不二義
教育総務課長	川浪生郎

---

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	浅利寿夫
次長	山本弘隆

---

◎開議宣告

○磯辺勇司議長 ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

---

◎諸般の報告

○磯辺勇司議長 議事に入る前に申し上げます。

市長より、平成29年度一般会計・特別会計決算書末尾の財産に関する調書について、訂正の申し出がありました。お手元のタブレット端末に正誤表を配信しておりますので、御了承願います。

---

◎日程第1 議案第82号から議案第106号まで

○磯辺勇司議長 日程第1、議案第82号 平成29年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第106号 五所川原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの25件を一括議題といたします。

これより総括質疑を行います。

発言の通告がありますので、これを許可いたします。

1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 おはようございます。社会民主党の井上浩です。提案されました議案3件につき、質疑をいたします。

まず、議案第103号 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について質問をします。

第1ですが、この議案は障害者福祉有償運送運営協議会設置要綱に係る条例改正です。障害者福祉有償運送運営協議会は、障害者を対象とし、バス、タクシーの公共交通を利用できない人のみを対象とするものなののでしょうか。

次に、この協議会では、これまでどのような協議がされてきたのでしょうか。さらに、福祉有償運送の実施状況について、1点先に質問をします。これまでの福祉有償運送の実施状況についてですが、実施主体やサービスの実績はどうなっているのでしょうか。

次に、議案第104号の五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改

正する条例の制定について質問をします。市長、副市長及び教育長の給料月額1割カットの理由は何でしょうか。

次に、議案第105号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について質問します。この議案は、予防接種健康被害調査委員会設置にかかわって提案をされたものですが、市の予防接種健康被害調査について、予防接種法での位置づけをどう考えているのでしょうか。

まず、3本の議案について、以上をまとめて質問します。

よろしく申し上げます。

○磯辺勇司議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、井上議員の質問の議案第104号についてお答えを申し上げます。

市長、副市長及び教育長の給与のカットの件でございますけれども、これは、私は選挙期間中に市民の皆様方にお約束をしております。正式な記者会見でも申し述べさせていただいております。厳しい財政状況の中で、財政の健全化をさらに進めなければならないという私の決意の表明であると御理解いただければ幸いです。

以上です。

○磯辺勇司議長 福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 障害者福祉有償運送運営協議会は、障害者を対象とし、バス、タクシーの公共交通を利用できない人のみを対象とするものであるのかという御質問でございます。道路運送法に基づいた福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO法人等が実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して、会員に対して行う個別輸送サービスであり、その実施に当たっては市町村が主宰する運営協議会の協議を経る等一定の条件と手続を経て、運輸支局長等の行う登録を受ける必要があります。

当市におきましては、福祉有償運送に係る協議申請は平成19年以降、市内のNPO法人による精神障害者もしくは知的障害等により単独では公共交通機関を利用することが困難な方を対象とした申請のみであったことから、五所川原市障害者福祉有償運送運営協議会設置要綱を策定し、協議してまいりました。このたび本協議会は組織体が合議制であることや委員が委嘱されていることを踏まえ、特別職として報酬を支給できるよう規定するに当たり、障害者に限定しない国の運営協議会の設置及び運営に関するガイド

ラインに沿った福祉有償運送協議会としたところでございます。

次に、協議会はこれまでどのような協議をなされてきたのかということでございます。本協議会におきましては、これまで市内のNPO法人1件からの新規登録の協議申請、登録後の有効期間の更新の協議申請を受け、平成19年、21年、24年、27年にそれぞれ年1回開催してまいりました。

運営協議会の構成員は、道路運送法施行規則第51条の8の規定に基づき、市内を営業区域に含むバス、タクシー事業、障害者団体及び地方運輸局等の関係者から10人が委嘱されており、協議の内容につきましては設置要綱第2条に基づいた協議事項である福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価及び運送の区域等について検討していただいた上で、申請事業者へ協議事項が調ったことを証する書類を通知しております。

なお、今年は当該法人の有効期間の更新に当たり申請の意向も伺っていることから、協議会の開催は予定されております。

次に、これまでの福祉有償運送の実施状況について、実施主体やサービスの実績はどうなっているのかということでございます。これについては、これまでの福祉有償運送の実施主体につきましては、市内のNPO法人が1件であります。

サービスの実績としましては、当該法人の運行範囲が当市を発着地とした青森県立森田養護学校への送迎であることから、通学児童生徒のうち会員登録した十数名の往復の登校日数となっております。

以上でございます。

○磯辺勇司議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 市予防接種健康被害調査の予防接種法での位置づけについてお答えいたします。

定期の予防接種等による健康被害の救済措置は、予防接種法第5章に規定されております。法第15条におきましては、健康被害の救済措置として、「市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第17条に定めるところにより、給付を行う」ということとしており、以降第22条までの条文において給付の範囲などが規定されております。

このため、市は予防接種健康被害調査委員会において、市が行った予防接種に起因して健康被害が生じたと疑われる事象が発生した場合、当該予防接種と健康被害との因果関係等について医学的な見地から調査及び審議を行い、その報告を進達する必要がある

とされております。

以上でございます。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 それでは、今の答弁に基づきまして、それぞれの議案について再質問をいたします。

まず、議案第103号の障害者福祉有償運送の関連でございますが、今実施状況について答弁がございました。それでは、市当局といたしましては、今後実施主体が増えるという見通しについてどのような判断をされているのかお伺いします。

次に、議案第104号の市長の答弁を踏まえてでございますが、以下4点について再質問をいたします。

1点目は、他市での事例など、考える限りの類似事例について検討はどのように行っておられるのでしょうか。

2点目は、本年度、2018年度における減額の値と支出総額に占める割合について、どういうふうに判断をされているのでしょうか。

3点目として、2019年度における減額の値はどう積算根拠を持っておられるのでしょうか。

4点目として、確かに減額すれば減額効果というのは出ると思いますけども、新たな収入確保という道もございます。そうした効果について、これはこれからのことになりますけども、提案をするに当たって比較検討の考慮の中身があったのかをお伺いしたいと思います。

次に、105号、附属機関に関する条例、予防接種の関係でございます。これについて再質問いたします。委員会の設置準備が行われるようでございますが、委員会そのものは条例で進めるのか、要綱で進めるのか、どのように進めるのでございましょうか。

それから、もう一点、健康被害の状況についてですけども、市のこれまでの状況を踏まえまして、県内他市、全国の状況と当市の状況ということになりますけども、他市、全国の状況について質問をいたします。

以上です。

○磯辺勇司議長 市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、104号の再質問にお答えします。

市長、副市長、教育長の給与の1割減額については、その割合、期間、そして他市の事例を検討して決定したものではありません。

○磯辺勇司議長 福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 福祉有償運送の実施主体が今後増えるのかどうかという御質問でございます。これまでは協議の申請法人が1件でありましたが、道路運送法に基づいた福祉有償運送運営協議会として規定することにより、旅客の対象範囲が要介護者や身体障害者等も含まれることから、今後は新たな登録申請も予想はされておりますが、現在のところ相談等はございません。

以上です。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 それでは、2018年度における減額の値と支出総額に占める割合ですが、平成30年度につきましては10月からの6カ月で市長、副市長、教育長の給与削減による効果額は203万9,254円と算出しております。平成30年度一般会計当初予算における歳出合計額は314億9,000万円ですので、割合は約0.0065%となります。

続きまして、2019年度における減額の値はということですが、平成31年度の効果額は428万9,827円と算出しております。

続きまして、減額効果と新たな収入確保効果についての比較に関しましてですが、こちらのほうは比較はしておりません。

以上でございます。

○磯辺勇司議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 予防接種健康被害調査委員会設置等にかかわる詳細についてお答えいたします。

今回の条例改正におきまして、五所川原市附属機関に関する条例の中に名称、担当する事務、組織、委員の構成、定数、任期及び会長及び副会長の選任方法について記載いたしますが、その他委員会の運営上必要となる職務や会議等につきましては、予防接種健康被害調査委員会要綱を制定いたしまして、それらを規定する予定でございます。

予防接種の健康被害の五所川原市の状況についてお答えいたします。平成17年の市町村合併以降、本市におきまして予防接種による健康被害についての事例はございません。

県内他市、全国の状況についてお答えいたします。県内他市の過去3年間の状況でございますが、平成28年度は八戸市1件、平成29年度は弘前市1件の申請がございまして、予防接種健康被害調査委員会を開催し、国へ状況を進達していると伺っております。

次に、全国の状況でございますが、厚生労働省疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会資料によりますと、平成29年度国へ進達されました件数は104件ございまして、そのうち審査により76件が認定されております。その内訳といたしましては、BCGワクチンの接種により疾病を患った事例などに対し、医療費、医療手当が65件、障害



児養育年金が4件、障害年金が5件、死亡一時金、遺族年金、葬祭料が2件認定されております。

以上でございます。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

○磯辺勇司議長 以上をもって総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第82号 平成29年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第102号 平成30年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第1号)までの21件については、全議員をもって構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件については全議員をもって構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算決算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう、口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま付託いたしました21件を除く4件については、お手元のタブレット端末に配信しております議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

◎日程第2 請願第2号

○磯辺勇司議長 次に、日程第2、請願第2号 子どもの医療費助成の拡充に関する請願を議題といたします。

本請願については、今定例会の締め切り日までに受理した請願ではありますが、お手元のタブレット端末に配信しております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

◎休会の件

○磯辺勇司議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明6日から12日までの7日間は休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、7日間は休会とすることに決しました。

次回は13日定刻より会議を開きます。

---

◎散会宣告

○磯辺勇司議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時23分 散会

平成30年五所川原市議会第4回定例会会議録（第5号）

◎議事日程

平成30年9月13日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第103号 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第104号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 3 議案第105号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第106号 五所川原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 請願第 2号 子どもの医療費助成の拡充に関する請願  
(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 6 議案第 82号 平成29年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第 83号 平成29年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第 84号 平成29年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第 85号 平成29年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第 86号 平成29年度五所川原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 議案第 87号 平成29年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 議案第 88号 平成29年度五所川原市高等看護学院特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 議案第 89号 平成29年度五所川原市神山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 議案第 90号 平成29年度五所川原市松野木財産区特別会計歳入歳出決算

- の認定について
- 第15 議案第 91号 平成29年度五所川原市戸沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 議案第 92号 平成29年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 議案第 93号 平成29年度五所川原市喜良市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 議案第 94号 平成29年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 議案第 95号 平成29年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 議案第 96号 平成29年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 議案第 97号 平成29年度五所川原市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第22 議案第 98号 平成29年度五所川原市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第23 議案第 99号 平成29年度五所川原市下水道事業会計決算の認定について
- 第24 議案第100号 平成30年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）
- 第25 議案第101号 平成30年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第26 議案第102号 平成30年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）  
（予算決算特別委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第27 発議第 3号 主要農作物種子法の復活を求める意見書

---

◎本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

---

◎出席議員（25名）

1番 井上 浩 議員	2番 花田 進 議員
3番 山田 善治 議員	4番 磯辺 勇司 議員
5番 松本 和春 議員	6番 山田 和宗 議員

7番	木村慶憲	議員	8番	成田和美	議員
9番	吉岡良浩	議員	10番	秋元洋子	議員
11番	鳴海初男	議員	12番	木村博	議員
13番	稲葉好彦	議員	14番	松野武司	議員
16番	福士寛美	議員	17番	川浪茂浩	議員
18番	桑田茂	議員	19番	三潟春樹	議員
20番	工藤武則	議員	21番	平山秀直	議員
22番	葛西収三	議員	23番	山口孝夫	議員
24番	伊藤永慈	議員	25番	加藤磐	議員
26番	木村清一	議員			

◎欠席議員（1名）

15番 寺田武造 議員

◎説明のため出席した者（24名）

市 長	佐々木 孝 昌
総務部長	北川 智 章
財政部長	櫛引 和 雄
民生部長	秋元 建 一
福祉部長	岩崎 孝 幸
経済部長	三橋 大 輔
建設部長	佐々木 秀 文
上下水道部長	岩川 和 雄
会計管理者	岩川 静 子
教育長	長尾 孝 紀
教育部長	小林 耕 正
選挙管理委員会 委員長	白川 昭 麿
選挙管理委員会 事務局長	一戸 正 博
監査委員 事務局長	宮崎 昌 子

農業委員会会長	齋藤靖裕
農業委員会 事務局 長	葛西達也
総務課 長	長谷川 哲
財政課 長	須藤淳也
市民課 長	福士 豊
保護福祉課長	伊藤一二三
農林水産課長	今 重彦
土木課 長	小田桐繁寿
経営管理課長	三和不二義
教育総務課長	川浪生郎

---

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	浅利寿夫
次 長	山本弘隆

◎開議宣告

○磯辺勇司議長 おはようございます。

会議に入る前に傍聴者の皆様方に申し上げます。傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

◎日程第1 議案第103号及び

日程第2 議案第104号

○磯辺勇司議長 日程第1、議案第103号 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第2、議案第104号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○成田和美総務常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で総務常任委員会に付託されました議案2件について、去る5日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第103号 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は本条例の中で農業委員会委員にのみ支給されている日当を廃止し、並びに五所川原市福祉有償運送運営協議会委員に係る報酬及び費用弁償について定めるものであるとの説明に対し、五所川原市福祉有償運送運営協議会委員に係る報酬額を5,700円とした理由について、報酬に係る所得税の源泉徴収についてなどの質疑があり、市にはさまざまな協議会等が設置されているが、おおむね5,700円に設定されているため、同様の額とした。報酬に係る所得税の源泉徴収は市が行っているとの答弁を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改

正する条例の制定についてであります。本件は市長、副市長及び教育長の給料月額を平成30年10月1日から平成34年7月8日までの間、10%減額するものであるとの説明に対し、期末手当の減額についての質疑があり、給料月額を算定の基礎とする期末手当も減額されるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。議案第104号に対する賛成討論の通告がありますので、これを許可いたします。

1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 一登壇一

改めて、おはようございます。社会民主党の井上浩です。議案第104号につきまして、さきの総括質疑や委員会審査において検討をされていない次の3点を明らかにするために、賛成討論を行います。

第1に、市長の選挙公約と立法事実との関係についての検討であります。第2に、決定後の圏域及び県内での状況についての検討であります。第3に、特別職給与の減額を含めた財政健全化についての検討であります。

提案されていますのは、地方公務員法第24条の給与の根本基準による職務と責任に應ずること及び生計費並びに他の給与その他の事情に基づいて定められています市長、副市長及び教育長の給与額を削減するというものです。しかしながら、給与の根本基準の考え方を変更するための提案ではないため、職務給及び均衡の両原則からの審査とはなりません。ただし、変更された決定につきましては、当圏域及び県内での現状としての検証が必要と考えますので、後ほど意見を述べます。

それでは第1に、市長の選挙公約は果たして十分な立法事実となるのかという問題です。検討するには、給与カットが財政健全化をさらに進めるとの市長の主張が、その合理性を支える政治的な事実として達成したい目的、ここでは財政健全化ということになります。それに照らして適したものになっているかどうかを判断せねばなりません。ところが、一連の議会答弁で、市長みずからが今回の提案は政治的な決意の表明であると説明をされました。すなわち、市民が選出をした政治力としての市長の公約実現の意思表示という限りの内容だというわけでありました。よって、私が懸念をしておりました一般職職員の給与削減に関する含みはないものと理解し、了といたします。



次に、第2として、決定後の圏域及び県内での状況についての検討です。事務局、映像表示をお願いします。この表は、総務省の地方公務員給与実態調査2017年4月現在から、当市を含めて県内10市と当圏域を抜粋したものであります。この表から給与の根本基準のうちの均衡の原則について見ますと、当市の市長給料月額83万4,000円、表では色をつけて表示をしておりますが、これは比較するときの類似団体の十和田市より2万7,000円低いものでございましたが、10%削減後の75万600円では、下の赤の提案で表示をしておりますが、11万400円低くなります。

また、答弁ではございませんでしたが、類似事例であります本県においたものを見てみますと、本則より15%下げて72万2,500円としていますむつ市、さらにはアウガの清算問題などで本則より3分の1以上も削減をして、中核市の類型でありながら75万円としています青森市と県内状況ではほぼ並ぶ類似事例の水準であります。こうした現状と比較して、妥当なものと考えます。

また、当圏域内におきましても、表の参考で述べたところでございますが、10市のうちつがる市よりは6万9,400円低くなりますが、鶴田町よりは4万7,600円高いものであり、ほぼ妥当な範囲ではないかと考えます。事務局、映像表示終わります。

最後の3番目ですが、政策的判断をする前提として、その結果がどうなるかの予測に基づいて価値判断がなされていくこと、さらにそれが外からわかるように、市民にわかるような透明性が保たれていることが重要だと考えます。ただし、財政健全化についての検討結果につきましては、後ほどの2017年度一般会計決算の認定審査討論での意見表明にかえます。

最後になりましたが、財政健全化につきまして、どうしたら市民に対して市民がわかるように可視化をできるのか、市長お一人の決意に終わらせず、今後とも頑張ってくださいようお願いをいたしまして、討論を終わります。

○磯辺勇司議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第3 議案第105号から

日程第5 請願第 2号まで

○磯辺勇司議長 次に、日程第3、議案第105号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第5、請願第2号 子どもの医療費助成の拡充に関する請願までの3件を一括議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○木村慶憲民生常任委員長 一登壇一

民生常任委員会です。本定例会で民生常任委員会に付託されました議案2件及び請願1件について、去る5日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第105号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は市が行った予防接種に起因して健康被害が生じたと疑われる事象が発生した場合、当該予防接種と健康被害との因果関係等について医学的な見地から調査及び審議を行い、その結果を報告するための五所川原市予防接種健康被害調査委員会を設置するため、五所川原市附属機関に関する条例及び五所川原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を改正するものであるとの説明に対し、申請方法及び調査方法についての質疑があり、予防接種による健康被害が疑われる方が市へ申請し、当該委員会において予防接種との因果関係について、医師の診断書や状況等により医学的な見地から総合的に判断するとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第106号 五所川原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な場合、連携施設以外の一定要件を満たす事業者から確保できることとするほか、一定の条件を満たす事業者からの食事の外部搬入を可能とし、並びに自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置を10年に延長するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号 子どもの医療費助成の拡充に関する請願についてであります。当市の財政状況を踏まえ、段階的にでも小、中、高校生へと対象を拡充すべきであるとの結論に対し、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第105号及び議案第106号の2件は原案可決、請願第2号は採択であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第 6 議案第 82号から

日程第26 議案第102号まで

○磯辺勇司議長 次に、日程第6、議案第82号 平成29年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第26、議案第102号 平成30年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第1号)までの21件を一括議題といたします。

本件に関し、予算決算特別委員長の報告を求めます。

予算決算特別委員長。

○福士寛美予算決算特別委員長 一登壇一

おはようございます。去る5日の本会議において設置されました予算決算特別委員会  
は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私、福士寛美が、副委員長に加藤  
磐委員が選任され、6日及び7日に付託されました議案21件の審査を行いましたので、  
その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

なお、当委員会は議員全員をもって構成されており、審査の過程における主な質疑は  
お手元に配付いたしております委員長報告資料のとおりでありますので、議案の内容、  
質疑及び答弁の詳細については省略させていただき、審査結果のみを申し上げますので、  
御了承願います。

初めに、議案第82号 平成29年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定については、  
質疑に対する答弁がなされ、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決しました。

次に、議案第83号 平成29年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決  
算の認定についてから議案第96号 平成29年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出  
決算の認定についてまでの14件については、質疑もなく、全員異議なく認定すべきもの  
と決しました。

次に、議案第97号 平成29年度五所川原市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について及び議案第98号 平成29年度五所川原市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての2件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、議案第99号 平成29年度五所川原市下水道事業会計決算の認定については、質疑もなく、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第100号 平成30年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）については、質疑に対する答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第101号 平成30年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）及び議案第102号 平成30年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）の2件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。議案第82号に対する反対討論の通告がありますので、これを許可いたします。

1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 一登壇一

社会民主党の井上浩です。議案第82号に対する認定反対の討論を行います。

認定しがたい理由は2つあります。第1に、当市の財政構造の変化への対応についてです。決算委員会で、私は市町村財政比較分析表での当市の自己分析についてただしました。その答弁で、当市の財政力分析において、事業と経費の棚卸しを行い、思い切った行財政改革を断行することが課題とされましたことはそのとおりだと私も思います。では、2017年度はどのようにこの課題が取り組まれてきたのでしょうか。財産の現況に限りますが、財政構造の変化に関する財産に関する調書では、とりわけ固定資産台帳を使っただけの建物に関する審査で懸念を感じました。同じく基金に関する調書では、とりわけ基金との関係における総合的な地方債管理を計画的に実施することの取り組みに関する審査及び減債基金を初めとした充当可能基金の積み立てにおいて懸念を感じました。例えば基金積み立ての方策の中で、歳出の不用額では、行革、経費節減等により捻出との項のほかに、入札において予定価格と落札価格との差であります入札差金での発生に

着目すべきだと思います。第2に、究極の出どころが私たちの電気料金であります原子力施設立地振興対策事業助成金の執行は認められません。この2つについて意見を述べます。

まず、地方債の償還と基金のかかわりについてです。市の方針として、新規の建設事業を厳選し、市債の新規発行を最小限に抑制していくことが表明をされました。私もそのとおりだと思います。このもとで、これからの市の基金のあり方について課題が多くあるものと考えます。

次に、聖域なき棚卸しが市長から提案されていますので、意見を述べます。例えば私たちが今います新庁舎とバス通りを挟んで向かいにあります1984年1月1日から公園管理課が所管しています耐用年数40年、残り6年のみずとみどりの小公園はどうでしょうか。市役所から高等看護学院に通い抜けるおしゃれな小公園のはずです。しかしながら、昨日も私は行って確認をいたしました。ギャラリーは閉鎖され、落書きされたベンチに草が覆いかぶさり、荒れて乾いた水路の上には大きなジョロウグモのクモの巣がかかり、橋の欄干にあります「岩木の下ろしが吹くなら吹けよ」とのシーハイルの歌の歌詞も読み取れず、河合楽器による空のマレット、打楽器演奏のぼちのことですが、中身はもちろなく、そのケースのみがうち捨てられたように欄干に残っておりました。これでは、私は当市の文化への冒涇と言っても過言ではないと改めて痛感したところでございます。

それでも、公開されています固定資産台帳でわかりますことは多くあります。事業用資産の土地として、布屋町と新町に都市計画課が所管をしていること、取得したのは33年前の1985年3月31日であること、取得価格は1,999万3,671円であったこと、事業用資産の建物として新町に小公園内ギャラリーを公園管理課で所管していること、それを取得したのは1986年3月25日であったこと、取得価格は2,904万円でしたが、耐用年数50年からの減価償却で現在の簿価は1,103万5,200円となっていることなどです。市の中心部という立地条件のよさから、憩いの場として、また都市の広場として利用したいところですが、残念ながら立佞武多の館の広場のようには整備はされていません。30年以上前ですが、5,000万円もかけて整備したこの公園、市民とともに聖域なき棚卸しの対象として、さあ、どうするかが問われていると思います。当市には、こうした所期の目的から外れて、半ば放置されている施設、塩漬けとなってしまっている土地が余りにも多いと感じています。新築に次ぐ新築も気分はよいものですが、古きよきもの、あるいはあしきものについて、いま一度これまでの経過と現状を再点検すべきだと思います。

そこで大切な道具となるのは、資産台帳ではないでしょうか。このみずとみどりの小

公園を調べてみて、大変に使いづらい当市の固定資産台帳であることがわかりました。エクセルに変換しても、1万5,000行を超える情報の中から関連する土地と建物を検索するだけでも手間です。しかも、PDF様式で市のホームページにアップされていますので、エクセルに変換した上に、各セルで文字列となっている数字を数値に変換せねばなりません。聖域なき棚卸しで、私は市が所有する事業用資産建物1,151件の総点検が急務だと考えていますし、この作業は市民とともに行うべきとも考えています。改善が必要ではないでしょうか。

これまでも予算議会では、市民に利用しやすい固定資産台帳づくりを要請をしてきました。この私の要請につきましては、本年1月23日に総務省自治財政局財務調査課が「固定資産台帳の公表のあり方について」の中で、ユーザーにとって必要な情報が公表されていることが前提と同様の趣旨で指摘しています。同感です。さらに、同省の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」では、財務書類等の利用者がパソコンなどに取り込み加工できるように、エクセル形式等の編集可能なデータ形式で公表することとしていることを真摯に受けとめてほしいものです。

市みずからが自己分析におかれまして、事業と経費の棚卸し、思い切った行財政改革を課題としていると表明されました。また、一般質問では、財政部長から今後における前向きな取り組みについて、さらに決算委員会では財政課長から本市の財政構造の変化への対応について丁寧な答弁がなされたことは大いに評価できます。しかしながら、市長は市長選挙におきまして、これまでの箱物建設の借金、さらには巨額の維持費を払い続けなければならない、未来を担う子供たちにツケを回す市政は許されませんと訴えられていらっしゃる。この克服のためには、前市政の決算審査で、当市がいわゆる有利な地方債に飛びつく箱物行政による弊害を生じさせてきたのかどうかを検証せねばならないと私は考えます。もはや箱物をどこにつくるかではなく、箱物をつくるかつくらないかでもなく、新たな箱物をつくらずにどうやって行政サービスを維持するか、維持管理コストを抑えるために何ができるかを話し合うべき時代となっていると私は思います。

さて、監査委員の審査意見書での財産に関する調書、公有財産では、建物は本庁舎及び新宮団地市営住宅新築並びに漆川体育館の寄附により、おおよそ6,150坪の増、また旧学校給食センター及び旧コミュニティセンター中川の解体により、おおよそ1,175坪の減で、今年の3月末現在高が12万506坪となったとされました。昨年3月末の11万5,530坪から約5,000坪の増加です。さらには、今後示される予定の固定資産にかかわる資産変動計算書で決算内容は確認をできますが、この決算審査で対象となります変動が、当市の

類似団体であります十和田市や近隣団体でありますつがる市と市民1人当たりで比較し、当該年度だけではなく、経年的にも審査して、政策的にどう評価できるかが問われていると思います。残念ながら結論だけ申し上げますが、2017年度決算を見る限り、当市はいわゆる箱物行政として指摘をされます弊害につき懸念を表明せねばなりません。

反対理由の2番目は、雑入として決算されました原子力施設立地振興対策事業助成金2,800万円は、実質的に電力業界からの寄附金ということです。原子力発電所維持を目的として、私たちの電気代から賄われている寄附金の受け入れを認めるわけにはいきません。電源構成における原子力の比率が下がりつつある中で、原発依存財源の維持を図る県及び県議会の判断は、私は誤りであり、市が追従する根拠とはならないと考えています。今こそ当市でも原子力マネーへの依存を抜け出すべきではないでしょうか。よって、2017年度一般会計歳入で雑入として決算されました当助成金については認定をできません。

議員各位の御理解をお願いいたしまして、反対討論といたします。

○磯辺勇司議長 次に、2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 一登壇一

日本共産党の花田進です。予算決算特別委員長報告の議案第82号 平成29年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について、一部反対の立場から討論いたします。

29年度の一般会計の決算額は、歳入が前年度より37億円余り多い353億9,000万円で、歳出が前年度より39億9,000万円多い349億1,000万円でした。一方自主財源は、前年度の23.2%から22%となりました。また、市債は前年の40億9,000万円から77億5,000万円と36億5,000万円も増加しました。市の借金の返済額の公債費は48億円余りでした。その結果、地方債残高は前年度の522億円から571億円に膨れ上がっています。基礎的財政収支が大きく赤字となっており、改善の方向が見えていません。これでは、財政健全化指数は悪化していないというものの、地方債が歳入の1.6倍であります。このような借金は、箱物行政に特化した施策が生み出しているもので、異議なしと賛成することはできません。

原子力施設立地振興対策事業助成金2,800万円が使用されています。原発を動かしている限り、さまざまな放射能のごみが大量に発生し続けます。これら放射性廃棄物の中には10年以上も隔離が必要なものが存在し、このままでは後世に委ねる負の遺産がますます増える一方です。さらに、核燃再処理は原発以上に危険であります。未来の負担、子孫の負担を少しでも小さくすることを私たちは真剣に考えなくてはなりません。福島原発事故は、7年半たった今も収束どころか、大量の汚染水の処理もできていなく、

海に放射性汚染水が垂れ流されています。地震国日本には、原発や核燃サイクル施設は必要ありません。原発マネーに依存する考えを捨てる必要があります。

減少が続くこの地域で、若者の定住化は極めて重要な政策です。そのためには、子育て支援策を充実させることが重要です。子どもの医療費の無料化は、就学前までの自治体は3つだけです。その中に当市も含まれています。さらに、子どもの医療費には所得制限がかけられ、3人に1人の子供は対象外となっています。就学援助制度に入学準備金の支給がありますが、これを支給していないのは県内では当市だけであります。これでは当市で子育てをしようという若い世代は増えるわけはありません。多くの議員の皆さん方の御理解により賛同していただくことを壇上よりではあります、お願いし、討論を終わります。

○磯辺勇司議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第82号から議案第96号まで及び議案第99号の16件は認定、議案第97号及び議案第98号の2件は原案可決及び認定、議案第100号から議案第102号までの3件は原案可決であります。

ただいまの委員長報告のうち、議案第82号に対する反対討論がありましたので、会議規則第74条の2第1項の規定に基づき、電子表決システムによる投票により採決いたします。

ただいまの出席議員は24名であります。

念のため申し上げます。

議案第82号について認定することを可とする議員は賛成のボタンを、否とする議員は反対のボタンを押して投票してください。

なお、会議規則第74条の2第3項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

それでは、投票を開始いたします。

(投票)

○磯辺勇司議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

投票の結果を報告いたします。

賛成22票

反対2票



以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。投票状況をディスプレイにて表示いたします。

---

議案第82号を可とする議員の氏名

3番	山田善治	議員	5番	松本和春	議員
6番	山田和宗	議員	7番	木村慶憲	議員
8番	成田和美	議員	9番	吉岡良浩	議員
10番	秋元洋子	議員	11番	鳴海初男	議員
12番	木村博	議員	13番	稲葉好彦	議員
14番	松野武司	議員	16番	福士寛美	議員
17番	川浪茂浩	議員	18番	桑田茂	議員
19番	三潟春樹	議員	20番	工藤武則	議員
21番	平山秀直	議員	22番	葛西収三	議員
23番	山口孝夫	議員	24番	伊藤永慈	議員
25番	加藤磐	議員	26番	木村清一	議員

否とする議員の氏名

1番	井上浩	議員	2番	花田進	議員
----	-----	----	----	-----	----

---

○磯辺勇司議長 次に、ただいまの1件を除く20件については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第82号を除く20件については委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第27 発議第3号

○磯辺勇司議長 最後に、日程第27、発議第3号 主要農作物種子法の復活を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、提案理由説明、委員会付託及び質疑等を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は提案理由説明等を省略し、直ちに採決することに決しました。  
採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

---

◎市長挨拶

○磯辺勇司議長 市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

佐々木市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

平成30年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、磯辺議長を初め、福士予算決算特別委員長及び各常任委員長、また議員各位の御協力によりまして、全議案とも御賛同賜り、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し、検討いたしてまいります。今後の市政運営にしっかりと反映してまいります所存でございます。

さて、今年の夏は、全国的に記録的な猛暑となりました。また、6月には大阪北部を地震が襲い、その後も全国各地で過去に類を見ない規模の豪雨や台風も発生し、河川の氾濫等により大きな被害がありました。災害は決して他人事ではないと思っております。先週は、北海道で震度7の地震も発生し、大規模な土砂崩れのほか、北海道全域で停電や断水が発生し、ライフラインが寸断されております。被災された方々へ心よりお見舞い申し上げるとともに、一刻も早い復旧、復興を祈念いたしております。

早いもので、私が市長に就任して2カ月がたちました。今定例会で市政運営に関して5つの施策を掲げて所信の一端を申し述べましたが、特に学校給食の無料化、防災体制に関して、多くの御意見を賜りました。これらの施策に対する実現可能性を問う御質問は、この事業に対する期待の大きさのあらわれと同時に、私への力強い激励であると受けとめております。一層全力を尽くす所存でございます。

人口減少、少子高齢化が進む中、いかにそのスピードを緩やかにするか、地方が共通している課題だと認識をしております。このような局面において、明るく希望の持てる

未来を市民の皆様と一緒に作り上げ、少しはよくなったと実感できるようにするには、まさに今が正念場と考えております。今後5つの施策を柱に、これを中心にして各事業を推進してまいりますので、議員各位におかれましては特段の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、秋の気配も漂い始め、朝夕めっきり涼しくなっております。議員各位におかれましては、くれぐれも健康に御留意いただき、市勢の伸展にますます御活躍されますよう御祈念を申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

---

◎閉会宣告

○磯辺勇司議長 これにて平成30年五所川原市議会第4回定例会を閉会いたします。

午前10時51分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年9月13日

五所川原市議会議長 磯 辺 勇 司

五所川原市議会副議長 秋 元 洋 子

五所川原市議会議員 松 本 和 春

五所川原市議会議員 木 村 慶 憲

五所川原市議会議員 吉 岡 良 浩